

# 安芸市都市計画マスタープラン

次世代にわたって みんなが健康で元気に暮らせる  
『健康・元気都市』



令和 2 年 3 月

安 芸 市

## はじめに

安芸市では、平成 14 年 3 月に「安芸市都市計画マスタープラン」を策定し、以来、まちづくりの目標『みんなでつくるいきいき都市』に向けて、道路・上下水道などの都市基盤の整備、住みやすい環境づくり、防災対策の推進などに取り組んでまいりました。



策定から約 20 年が経過し、安芸市を取り巻く状況は、人口減少・高齢社会の進展により社会情勢が変化するとともに、都市構造についても、「自動車道と 3 つの IC の整備」「南海トラフ地震等への災害対策」「市役所の移転・学校の移転統合」など、変化の兆しがみられるようになりました。

このような社会情勢・都市構造の変化、上位計画である「東部圏域都市計画区域マスタープラン」「安芸市総合計画（前期基本計画）2016」や関連計画に対応したまちづくりの基本方針を示すため、新たな「安芸市都市計画マスタープラン」を策定しました。

おおむね 20 年後を見据えた将来都市像を『次世代にわたってみんなが健康で元気に暮らせる「健康・元気都市」』とし、土地利用・防災・交通・観光など、分野別に方針を示しました。また、新たな視点として「核となる市街地の 3 極周遊型構造+市街地をとりまく拠点ネットワーク構造」を示しています。

今後、本マスタープランの方針に基づいた施策を、社会情勢・都市構造の変化をとらえながら、市民・企業・関係団体のみなさまとの協働により推進してまいります。

結びに、本マスタープランの策定にあたりまして、ご審議いただきました安芸市都市計画マスタープラン策定委員会の委員のみなさまをはじめ、アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまに対しまして、心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

安芸市長 横山 幾夫

# 安芸市都市計画マスタープラン

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 1. 都市計画マスタープランについて .....     | 1-1  |
| 1.1 都市計画マスタープランの背景と目的.....   | 1-1  |
| 1.2 計画の基本的事項 .....           | 1-1  |
| 1.2.1 目標年次 .....             | 1-1  |
| 1.2.2 対象範囲 .....             | 1-1  |
| 1.3 都市計画法における位置づけと役割 .....   | 1-2  |
| 1.3.1 都市計画マスタープランの位置づけ ..... | 1-2  |
| 1.3.2 都市計画マスタープランの役割 .....   | 1-2  |
| 2. 都市の現況.....                | 2-1  |
| 2.1 位置 .....                 | 2-1  |
| 2.2 現況・見通し .....             | 2-2  |
| 2.2.1 人口.....                | 2-2  |
| 2.2.2 土地利用 .....             | 2-5  |
| 2.2.3 道路・公共交通 .....          | 2-6  |
| 2.2.4 産業.....                | 2-8  |
| 2.2.5 災害.....                | 2-13 |
| 2.2.6 環境.....                | 2-15 |
| 2.2.7 公共施設.....              | 2-16 |
| 2.2.8 歴史・文化 .....            | 2-17 |
| 2.3 課題 .....                 | 2-18 |
| 2.3.1 時代の潮流 .....            | 2-18 |
| 2.3.2 法令等の変化 .....           | 2-18 |
| 2.3.3 安芸市都市づくりの課題.....       | 2-20 |
| 2.4 市民アンケート調査 .....          | 2-22 |
| 3. 目指すべき将来像 .....            | 3-1  |
| 3.1 主要課題の抽出と方向づけ .....       | 3-1  |
| 3.2 将来都市像の設定 .....           | 3-3  |
| 3.2.1 将来都市像と基本目標の設定 .....    | 3-3  |
| 3.2.2 都市づくりの方針の設定 .....      | 3-4  |

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 4. 全体構想 .....                  | 4-1  |
| 4.1 基本方針.....                  | 4-1  |
| 4.2 将来構想.....                  | 4-2  |
| 4.2.1 将来フレーム .....             | 4-2  |
| 4.2.2 将来都市構造 .....             | 4-3  |
| 4.3 安芸市の新たな都市計画の方針 .....       | 4-16 |
| 4.3.1 都市計画区域見直しの検討 .....       | 4-16 |
| 4.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成 ..... | 4-17 |
| 4.3.3 災害に強い都市防災 .....          | 4-22 |
| 4.4 分野別方針.....                 | 4-28 |
| 4.4.1 土地利用 .....               | 4-28 |
| 4.4.2 市街地整備 .....              | 4-36 |
| 4.4.3 都市交通 .....               | 4-39 |
| 4.4.4 生活環境 .....               | 4-44 |
| 4.4.5 公園・緑地 .....              | 4-47 |
| 4.4.6 都市景観・観光 .....            | 4-51 |
| 5. 地域別構想.....                  | 5-1  |
| 5.1 地域別構想の概要 .....             | 5-1  |
| 5.1.1 地域別構想とは .....            | 5-1  |
| 5.1.2 地域別構想の概要と地域区分 .....      | 5-1  |
| 5.2 安芸町地域.....                 | 5-3  |
| 5.3 土居・僧津、井ノ口、川北乙地域 .....      | 5-14 |
| 5.4 伊尾木、下山、川北甲地域.....          | 5-23 |
| 5.5 穴内、赤野地域 .....              | 5-31 |
| 5.6 東川地域.....                  | 5-39 |
| 5.7 畑山・栃ノ木・尾川地域.....           | 5-47 |
| 6. 実現化方策.....                  | 6-1  |
| 6.1 協働のまちづくり .....             | 6-1  |
| 6.1.1 役割分担 .....               | 6-1  |
| 6.1.2 推進体制の強化 .....            | 6-2  |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 6.2 都市計画マスタープランの運用 .....          | 6-3 |
| 6.2.1 まちづくりの方針としての位置づけ .....      | 6-3 |
| 6.2.2 進行管理と見直し .....              | 6-3 |
| 6.3 実現の方策 .....                   | 6-4 |
| 6.3.1 まちづくりの手法 .....              | 6-4 |
| 6.3.2 住民主体のまちづくり手法 .....          | 6-5 |
| 6.3.3 まちづくりの主要事業 .....            | 6-6 |
| 7. 資料編 .....                      | 7-1 |
| 7.1 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会策定経過 ..... | 7-1 |
| 7.2 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿 ..... | 7-2 |
| 7.3 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱 ..... | 7-3 |

# 1. 都市計画マスタープランについて

## 1.1 都市計画マスタープランの背景と目的

平成 14 年 3 月、安芸市都市計画マスタープランが策定されました。

これまでの安芸市都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後となる令和 2 年を目標年次としており、安芸市の将来の姿を展望し、都市計画の基本的方向を定め、市街地の規模、都市施設及び市街地の形成などの具体の整備について目標を示しています。

こうした中、安芸市では、人口減少、高齢化、都市部への人口流出等の社会情勢の変化が県内他市に比べて著しく、都市計画区域における都市構造も変化の兆しがみられるようになりました。

また、平成 24 年 12 月には、県から詳細な津波浸水予測等の結果が公表されました。これによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱から 7 という非常に強い揺れに見舞われるほか、沿岸部には、最大 16m の津波が到達すると想定されており、これまで以上のスピード感を持って、津波対策に取り組むことが求められます。

このような背景を受け、都市計画を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能なまちづくりを進めるため、新しい安芸市都市計画マスタープランを策定します。

## 1.2 計画の基本的事項

### 1.2.1 目標年次

安芸市都市計画マスタープランは「都市計画の目標」として、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（令和 12 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

### 1.2.2 対象範囲

安芸市都市計画マスタープランの対象範囲は、市域全体の 31,721ha とします。

このうち、都市計画区域は 524ha であり、中心市街地が立地します。都市計画区域外は 31,197ha であり、東川地域や畑山・栃ノ木・尾川地域など、集落との交流や環境面での連携が必要な地域を含みます。



図 1-1 計画の対象範囲

## 1.3 都市計画法における位置づけと役割

### 1.3.1 都市計画マスタープランの位置づけ

安芸市都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2）は、安芸市総合計画および高知県の定める東部圏域都市計画区域マスタープラン（都市計画法第 6 条の 2）に即して策定する必要があります。

都市計画法における安芸市都市計画マスタープランの位置づけ及び策定にあたっての安芸市関連計画との関係は以下のようになります。

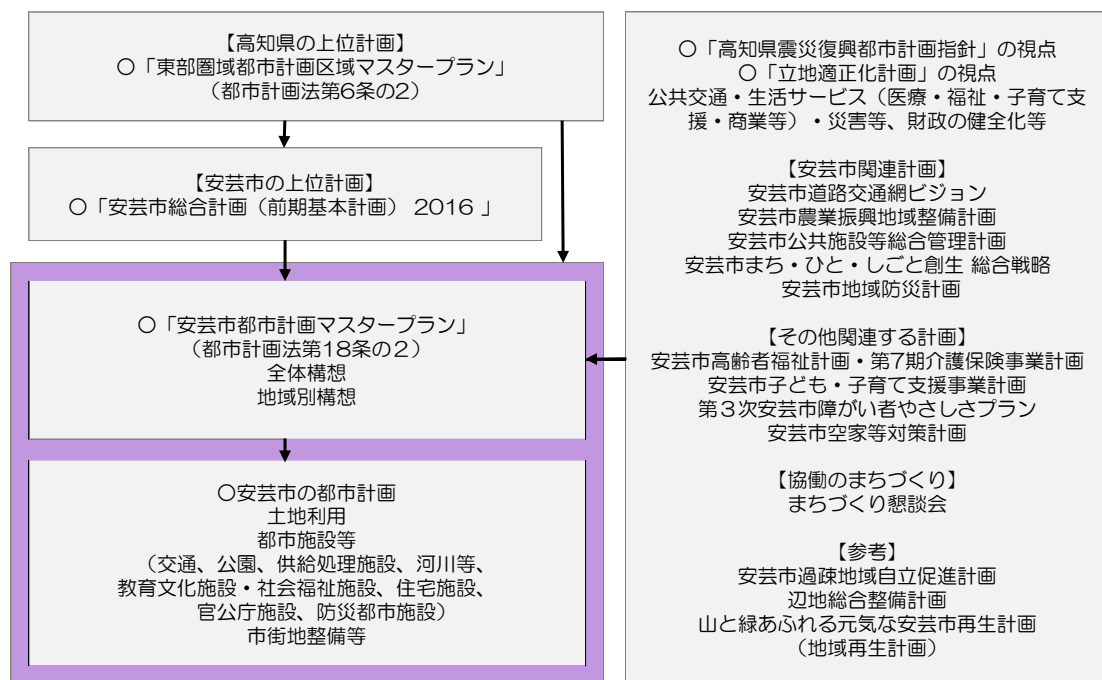


図 1-2 安芸市都市計画マスタープランの位置づけ

### 1.3.2 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、住民の意見を反映し、安芸市の定める都市計画の方針を定めるものです。

- 【1】まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、あるべき市街地像を示します。
- 【2】地域別の整備課題に応じた整備方針、及び生活像、都市交通、自然的環境等に関する土地利用、各種施設の整備の目標等を示します。
- 【3】安芸市における将来の土地利用や施設を規定するものであり、今後の各種事業の体系的な基本指針と位置づけられます。

## 2. 都市の現況

### 2.1 位置

#### 概 要

- 行政区域面積 31,721ha 行政区域人口 17.6 千人
- 都市計画区域面積 524ha 都市計画区域人口 6.7 千人

安芸市は、高知市から東へ約 35km の位置にあります。北は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村に接し、南は東西 18.6km の海岸線により土佐湾に面しています。

行政区域面積は 31,721ha であり、その一部の 524ha が「安芸都市計画区域」となっています。



図 2-1 安芸市の位置

出典：国土地理院数値情報より作成

表 2-1 安芸都市計画区域の概況

| 都市計画区域名 | 都市名 | 行政区域       |                      | 都市計画区域               |                      | 法適用年月日<br>(都市計画区域<br>決定年月日) | 区域変更<br>年月日 |
|---------|-----|------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|-------------|
|         |     | 面積<br>(ha) | H27 国調<br>人口<br>(千人) | 面積<br>(ha)           | H27 国調<br>人口<br>(千人) |                             |             |
| 安芸      | 安芸市 | 31,721     | 17.6                 | 524                  | 6.7                  | S11.5.15                    | S11.5.15    |
|         |     | 都市計画区域     |                      |                      |                      |                             |             |
|         |     | 範囲         | 面積<br>(ha)           | H17 国調<br>人口<br>(千人) | H22 国調<br>人口<br>(千人) | H27 国調<br>人口<br>(千人)        |             |
|         |     | 一部         | 524                  | 8.4                  | 7.9                  | 6.7                         |             |

出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）、安芸市資料

## 2.2 現況・見通し

### 2.2.1 人口

#### 概 要

- ・安芸市の人口は 17,577 人、一般世帯数は 7,590 世帯で、いずれも減少傾向
- ・人口集中地区（DID 地区）の面積及び人口密度は低下
- ・高齢化の進行と若年層の市外（県外）流出が顕著
- ・人口ビジョンの将来推計によると、令和 42 年（2060 年）に約 9,500 人まで減少
- ・安芸市の低・未利用地は、近年増加傾向

#### (1) 人口

安芸市の人口は 17,577 人、一般世帯数は 7,590 世帯です。（平成 27 年国勢調査）

人口、世帯数ともに減少傾向を示していますが、特に、平成 22 年からの世帯数の減少が顕著となっています。

DID 人口密度は平成 17 年に 37.1 人/ha から、平成 22 年に 35.3 人/ha、平成 27 年に 31.9 人/ha と低下しています。DID 地区の減少の割合は、市全体より顕著であり、希薄化が進みつつあります。

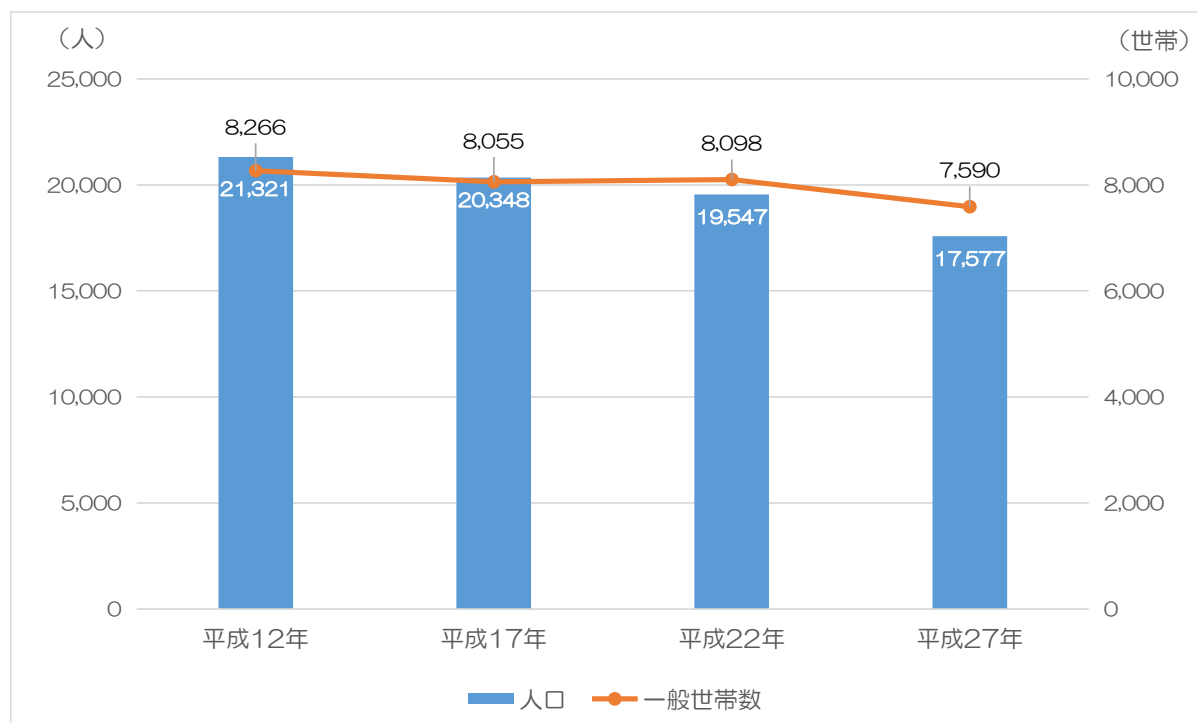


図 2-2 人口の推移

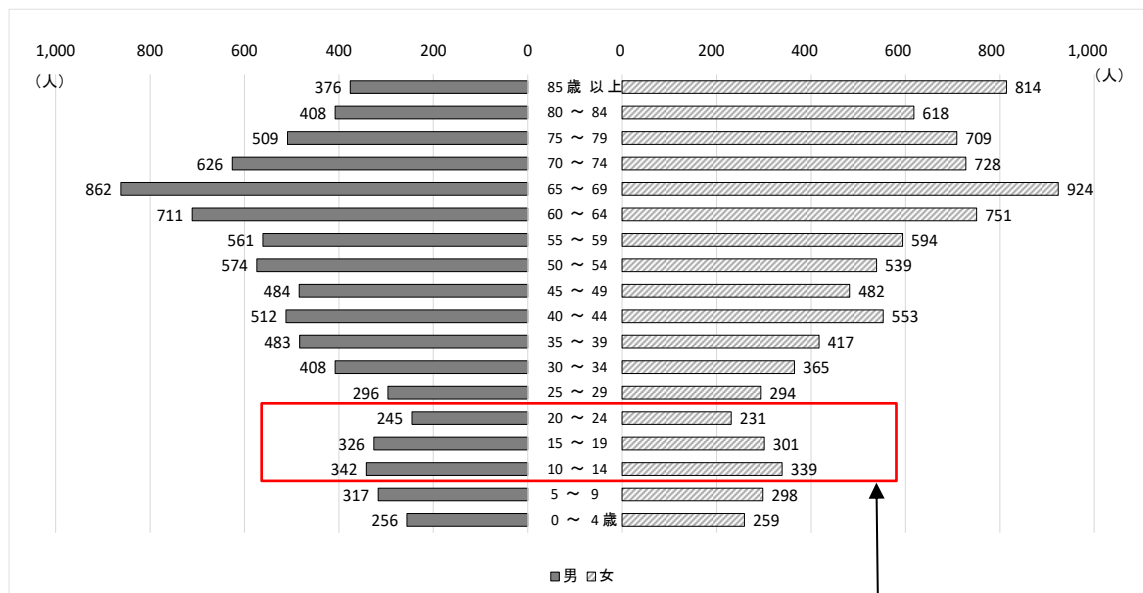
出典：国勢調査

## (2) 年齢構成

年齢別人口構成（平成 27 年国勢調査）をみると、高齢化の傾向が見てとれます。

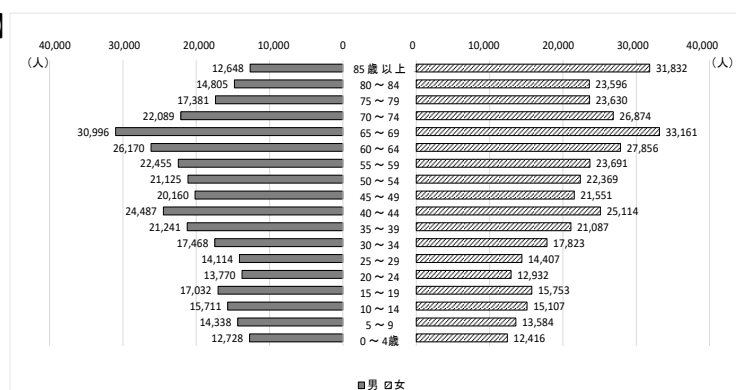
また、男女ともに 20 代の人口が比較的少なくなっています。これは高知県下でも同様の傾向であり、市外（県外）への若年層の流出が顕著です。

### 【安芸市】



市外（県外）への若年層の流出

### 【高知県】



### 【全 国】

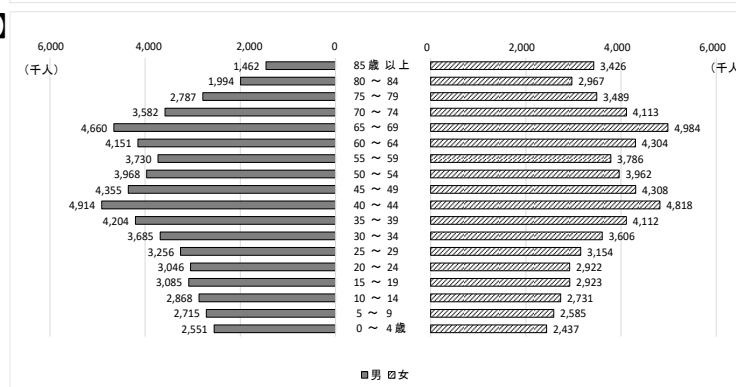


図 2-3 安芸市と高知県・全国の人口ピラミッド比較

出典：安芸市、高知県、全国ともに平成 27 年国勢調査

### (3) 人口・高齢化率の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づく安芸市独自推計によると、人口減少対策があらわれることにより、令和 42 年（2060 年）には 9,538 人になると推計されています。これらを踏まえ、安芸市の人口のビジョンでは将来出生率や若年層の移住により、20 年後（令和 22 年 2040 年）に 15,121 人、40 年後（令和 42 年／2060 年）に 14,017 人と予想しています。

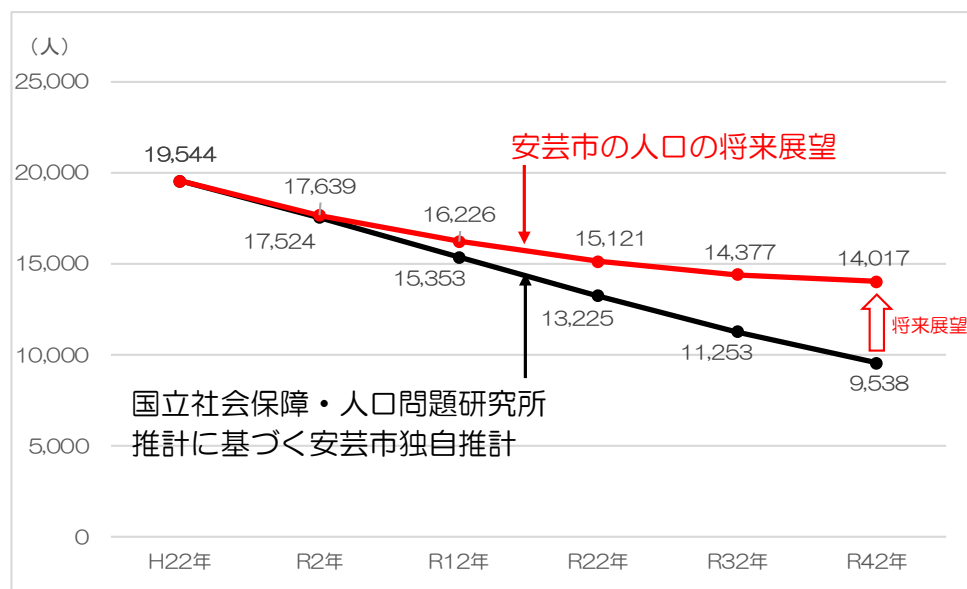


図 2-4 将来展望における人口の推移

出典：「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」（平成 31 年 4 月改訂）

#### 【低・未利用地・空き家の状況】

安芸市の低・未利用地は、近年増加しています。空き家件数は 1,025 件（「安芸市空き家調査結果集計表（平成 27 年度 安芸市企画調整課）」）であり、安芸市の世帯数の 13.5%となっています。評価ができる空き家 969 件のうち、すぐに入居が可能なものは 57 件 6%、小規模修繕が必要なものが 338 件 35%、大規模改修が必要なものが 574 件 59%となっています。

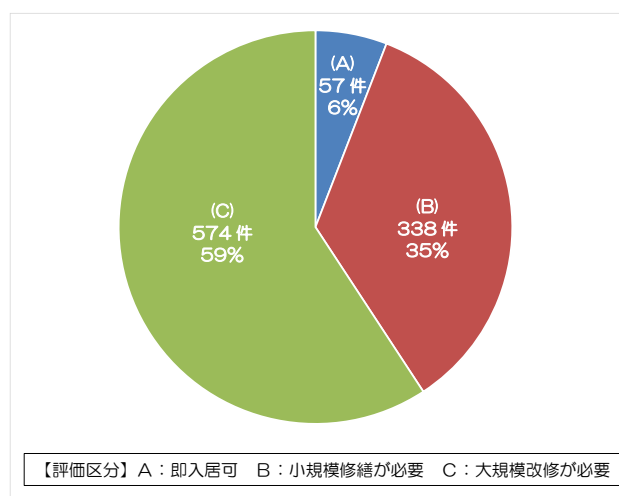


図 2-5 空き家の評価区分

出典：「安芸市空き家調査結果集計表（平成 27 年度 安芸市企画調整課）」

## 2.2.2 土地利用

### 概 要

#### ○土地利用

- ・自然的土地利用は概ね 9 割（88.3%）が森林原野となっており、都市的土地利用は安芸平野および海岸部に位置

#### ○都市計画区域内の法規制等

- ・都市計画区域には「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」及び「保安林」「県立自然公園」「海岸保全区域」等が指定
- ・「津波浸水想定」の区域が設定

### (1) 土地利用

安芸市の土地利用は、概ね 9 割（88.3%）が自然的土地利用であり森林原野です。都市的土地利用は安芸平野及び海岸部に位置します。

都市計画区域の土地利用は自然的土地利用が 43.1%、都市的土地利用が 50.0%です。都市計画区域における可住地は 57.9%であり、非可住地は 42.1%となっています。

### (2) 都市計画区域の法規制

都市計画区域内の一部に、「急傾斜地崩壊危険区域」「砂防指定地」が指定されています。その他「保安林」「県立自然公園」「海岸保全区域」等の指定があります。また「津波浸水想定」の区域があります。

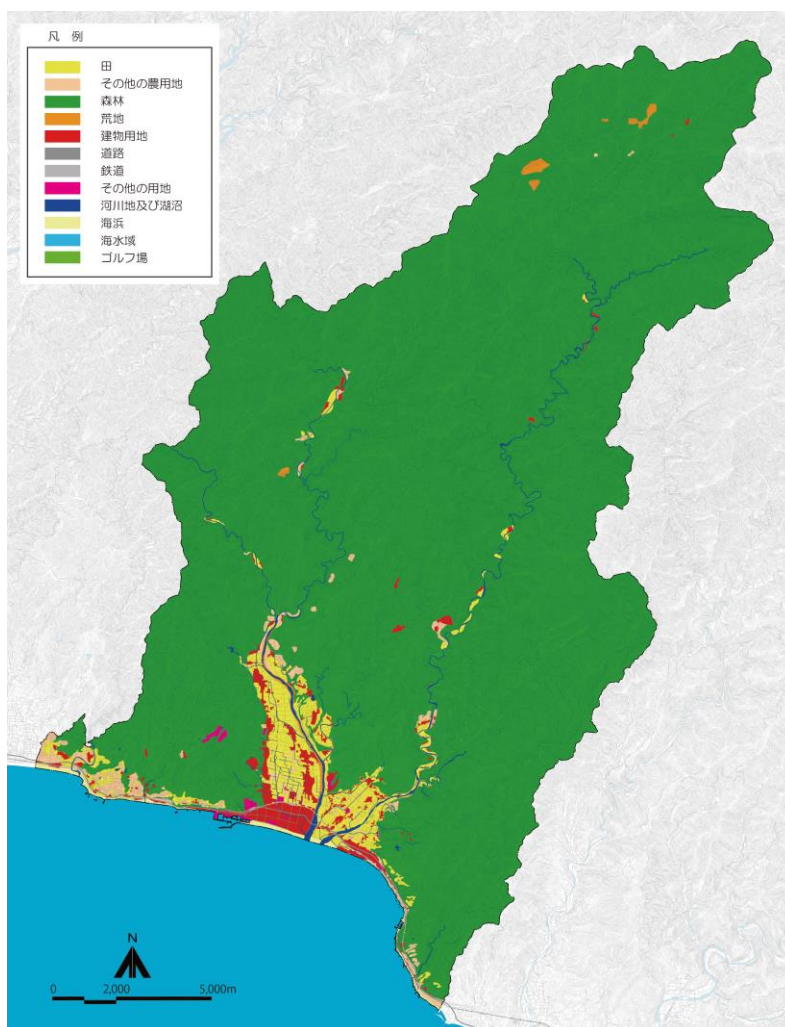


図 2-6 土地利用現況

出典：国土数値情報（平成 26 年度）、地理院地図航空写真より作成



### (3) 利用交通手段

安芸市の利用交通手段（「15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段」）は、自家用車が 67.0%を占めて最も多く、次いで、自転車（16.4%）、徒歩だけ（7.2%）となっています。公共交通機関である鉄道・電車は 5.5%、乗合バスは 0.8%です。

東部広域地域についてみると、安芸市の自家用車利用は比較的高くなっています。また、自転車利用は最も高い地域となっています。

【鉄道】土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（阿佐線）は、通勤・通学路線、生活路線、観光鉄道として安芸市内 6 駅合計で約 1,200 人/日（平成 30 年）の利用があります。

【路線バス】路線バスの運行は、高知から安芸間をとさでん交通、安芸から室戸・甲浦間及び馬路間を高知東部交通が運行しています。

元気バスは、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業にあわせて平成 14 年 7 月に運行を開始し、東川・畑山など 7 路線で運行しています。市街地や中山間地域の足として約 2 万人（平成 30 年）の利用があります。

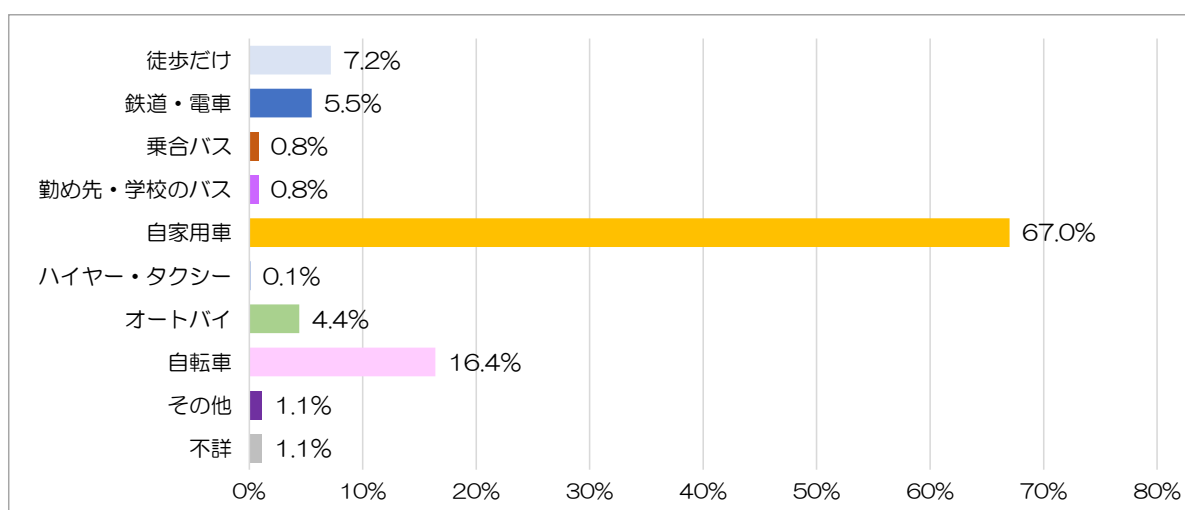


図 2-8 15 歳以上通勤・通学者の利用交通手段（平成 22 年）

出典：国勢調査（平成 22 年）

## 2.2.4 産業

### 概 要

#### ○産業

- ・就業人口は、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業ともに緩やかな減少傾向

#### ○農業

- ・農業産出額は 88 億円（平成 29 年）で、産出額が多いのは野菜、果実、米

#### ○漁業

- ・魚種漁獲量は 903 t（平成 29 年）で、漁獲量が多いのは、いわし類、まぐろ類、かつお類

#### ○工業

- ・製造品出荷額は 76.2 億円（平成 29 年）で、近年横ばい傾向

#### ○商業

- ・年間商品販売額は 220.2 億円（平成 26 年）で、増加傾向

（商店街）

- ・大規模小売店舗は駅周辺に 2 店舗、郊外に 2 店舗
- ・商店街の従業者数、年間商品販売額、売り場面積はいずれも減少傾向

#### ○観光

- ・観光入込客数は約 27.2 万人（平成 30 年度）で横ばい傾向、宿泊客数は約 2.5 万人（平成 30 年度）で増加傾向
- ・観光（観光地・観光施設）は多彩であり、ふるさと館（3.8 万人）、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）、大山道の駅（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）など

### (1) 産業別就業者数

就業者数は、平成 12 年から平成 27 年の 15 年間で 10,914 人から 8,638 人へと 2,000 人を超える減少となっています。第 1 次産業が 2,328 人（27.0%）、第 2 次産業が 1,135 人（13.1%）、第 3 次産業が 4,899 人（56.7%）です。

就業者数の推移は、第 2 次産業、第 3 次産業は緩やかな減少傾向を示し、第 1 次産業は増減しつつ、減少傾向にあります。

表 2-2 産業大分類別 15 歳以上就業者数

| 産業大分類      |                          | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|------------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 第1次産業      | A. 農業，林業                 | 2,787   | 2,616   | 2,736   | 2,253   |
|            | うち農業                     | 2,670   | 2,505   | 2,520   | 2,135   |
|            | B. 漁業                    | 113     | 94      | 85      | 75      |
|            | 小計                       | 2,900   | 2,710   | 2,821   | 2,328   |
| 第2次産業      | C. 鉱業，採石業，砂利採取業          | 12      | 5       | 3       | -       |
|            | D. 建設業                   | 1,185   | 944     | 704     | 654     |
|            | E. 製造業                   | 798     | 655     | 582     | 481     |
|            | 小計                       | 1,995   | 1,604   | 1,289   | 1,135   |
| 第3次産業      | F. 電気・ガス・熱供給・水道業         | 58      | 41      | 45      | 37      |
|            | G. 情報通信業                 | -       | 46      | 35      | 21      |
|            | H. 運輸業，郵便業               | 445     | 311     | 336     | 270     |
|            | I. 卸売業，小売業               | 2,140   | 1,586   | 1,299   | 1,120   |
|            | J. 金融業，保険業               | 165     | 119     | 108     | 87      |
|            | K. 不動産業，物品賃貸業            | 28      | 28      | 60      | 68      |
|            | L. 学術研究，専門・技術サービス業       | 2,758   | -       | 134     | 106     |
|            | M. 宿泊業，飲食サービス業           | -       | 452     | 504     | 429     |
|            | N. 生活関連サービス業，娯楽業         | -       | -       | 326     | 266     |
|            | O. 教育，学習支援業              | -       | 469     | 446     | 425     |
|            | P. 医療，福祉                 | -       | 1,108   | 1,148   | 1,147   |
|            | Q. 複合サービス事業              | -       | 295     | 204     | 236     |
|            | R. サービス業<br>(他に分類されないもの) | -       | 1,004   | 324     | 327     |
|            | S. 公務（他に分類されるものを除く）      | 423     | 387     | 382     | 360     |
|            | 小計                       | 6,017   | 5,846   | 5,351   | 4,899   |
| T. 分類不能の産業 |                          | 2       | 6       | 95      | 276     |
| 合計         |                          | 10,914  | 10,166  | 9,556   | 8,638   |

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

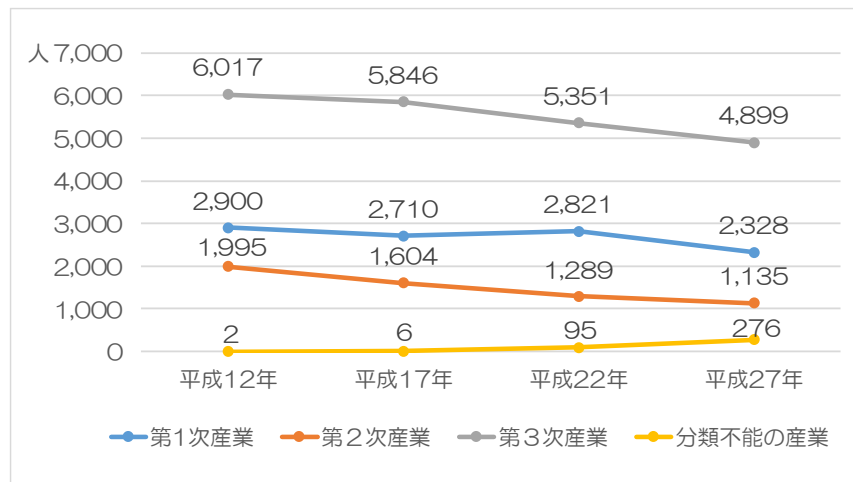


図 2-9 産業大分類別 15 歳以上就業者数の推移

出典：平成 12 年～27 年国勢調査

## (2) 事業所数

事業所数は、平成 24 年に 950 事業所でしたが、平成 28 年は減少し 903 事業所となっています。分類別に見ると、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」「建設業」「生活関連サービス業、娯楽業」「製造業」「医療、福祉」となっています。

表 2-3 産業大分類別事業所数

| 産業大分類               | 平成 24 年 | 平成 28 年 |
|---------------------|---------|---------|
| A 農業、林業             | 14      | 13      |
| B 漁業                | -       | -       |
| C 鉱業、採石業、砂利採取業      | -       | -       |
| D 建設業               | 95      | 88      |
| E 製造業               | 70      | 64      |
| F 電気・ガス・熱供給・水道業     | 2       | 2       |
| G 情報通信業             | 7       | 5       |
| H 運輸業、郵便業           | 24      | 22      |
| I 卸売業、小売業           | 286     | 268     |
| J 金融業、保険業           | 20      | 15      |
| K 不動産業、物品賃貸業        | 26      | 23      |
| L 学術研究、専門・技術サービス業   | 19      | 21      |
| M 宿泊業、飲食サービス業       | 143     | 142     |
| N 生活関連サービス業、娯楽業     | 94      | 84      |
| O 教育、学習支援業          | 18      | 15      |
| P 医療、福祉             | 52      | 62      |
| Q 複合サービス事業          | 17      | 22      |
| R サービス業（他に分類されないもの） | 63      | 57      |
| S 公務（他に分類されるものを除く）  | -       | -       |
| 合計                  | 950     | 903     |

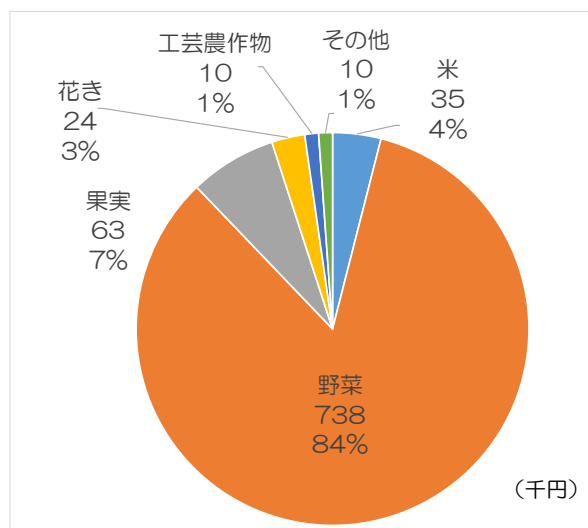
出典：平成 24 年・平成 28 年経済センサス活動調査

## (3) 農業

農業産出額は 88 億円（平成 29 年）で、産出額が最も多いのは野菜の 73.8 億円、次いで果実の 6.3 億円、米の 3.5 億円となっています。

図 2-10 平成 29 年農業産出額（推計）

出典：平成 29 年市町村別農業産出額（推計）（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）（農林水産省）

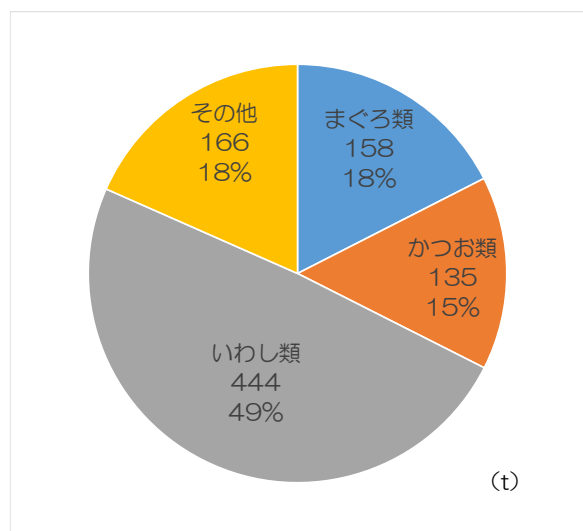


#### (4) 漁業

漁獲量は 903 t（平成 29 年）で、漁獲量が最も多いものは、いわし類の 444 t で、次いでまぐろ類の 158 t、かつお類の 135 t となっています。

図 2-11 魚種別漁獲量

出典：海面漁業生産統計調査 魚種別漁獲量（平成 29 年）  
（農林水産省）



#### (5) 工業

安芸市の製造品出荷額は 76.2 億円（平成 29 年）となっています。

出典：平成 29 年高知県の工業（平成 30 年工業統計調査（平成 29 年実績）及び高知県工業統計補完調査結果確報）

#### (6) 商業

安芸市の年間商品販売額は、220.2 億円（平成 26 年）で高知東部では最も多くなります。

平成 24 年との比較では 22.2%の増加を示しており、高知東部における増加率は、馬路村に次ぐ高さです。

表 2-4 年間商品販売額（総数）

|      | 年間商品販売額（百万円）  |            |        |
|------|---------------|------------|--------|
|      | H24 高知県商業統計調査 | H26 商業統計調査 | 増減率    |
| 県計   | 1,290,525     | 1,434,686  | 11.2   |
| 室戸市  | 16,996        | 12,662     | △ 25.5 |
| 安芸市  | 18,022        | 22,020     | 22.2   |
| 東洋町  | 2,208         | 2,200      | △ 0.3  |
| 奈半利町 | 2,288         | 2,714      | 18.6   |
| 田野町  | 2,766         | 3,231      | 16.8   |
| 安田町  | 1,596         | 1,210      | △ 24.2 |
| 北川村  | 162           | 137        | △ 15.4 |
| 馬路村  | 171           | 386        | 125.8  |
| 芸西村  | 5,570         | 5,184      | △ 6.9  |

出典：高知県商業統計調査

#### (7) 観光

安芸市には、歴史・文化、スポーツ、まつりなどの多様な観光（観光地・観光施設・イベント）があります。観光入込客数が多い観光地・観光施設は、ふるさと館（3.8 万人）、大山道の駅（レジ通過数）（1.9 万人）、岩崎彌太郎生家（1.7 万人）などがあり、イベントは、阪神秋季キャンプ（2.6 万人）、グルメまつり（2.6 万人）、納涼祭（2.0 万人）などがあります。

### 【観光入り込み客数】

安芸市の観光入込客数は約 27.2 万人(平成 30 年度)であり、近年は横ばい傾向です。

宿泊客数は約 2.5 万人(平成 30 年度)であり、増加傾向にあります。

なお、平成 22 年度の観光入り込み客数の増加は、「龍馬伝」(NHK 大河ドラマ)の影響です。



図 2-12 観光入り込み客数の推移

出典：安芸市資料

## 2.2.5 災害

### 概要

- 市街地の位置する海岸隣接地区では浸水深最大 10.0m～15.0m の浸水危険区域が存在し、安芸駅周辺では浸水深 3.0m～5.0m、中心市街地周辺では浸水深 5.0m～10.0m が存在

### (1) 地震・津波災害

今後発生が予想される南海トラフ地震では震度 6 弱から 7 の地震動が想定されています。平成 25 年 5 月 15 日公表の「【高知県版】南海トラフ巨大地震による被害想定について」においては、死者数 1,800 名（うち、津波による死者数 1,300 名）、負傷者 1,800 名、避難者数 17,000 名となっています。

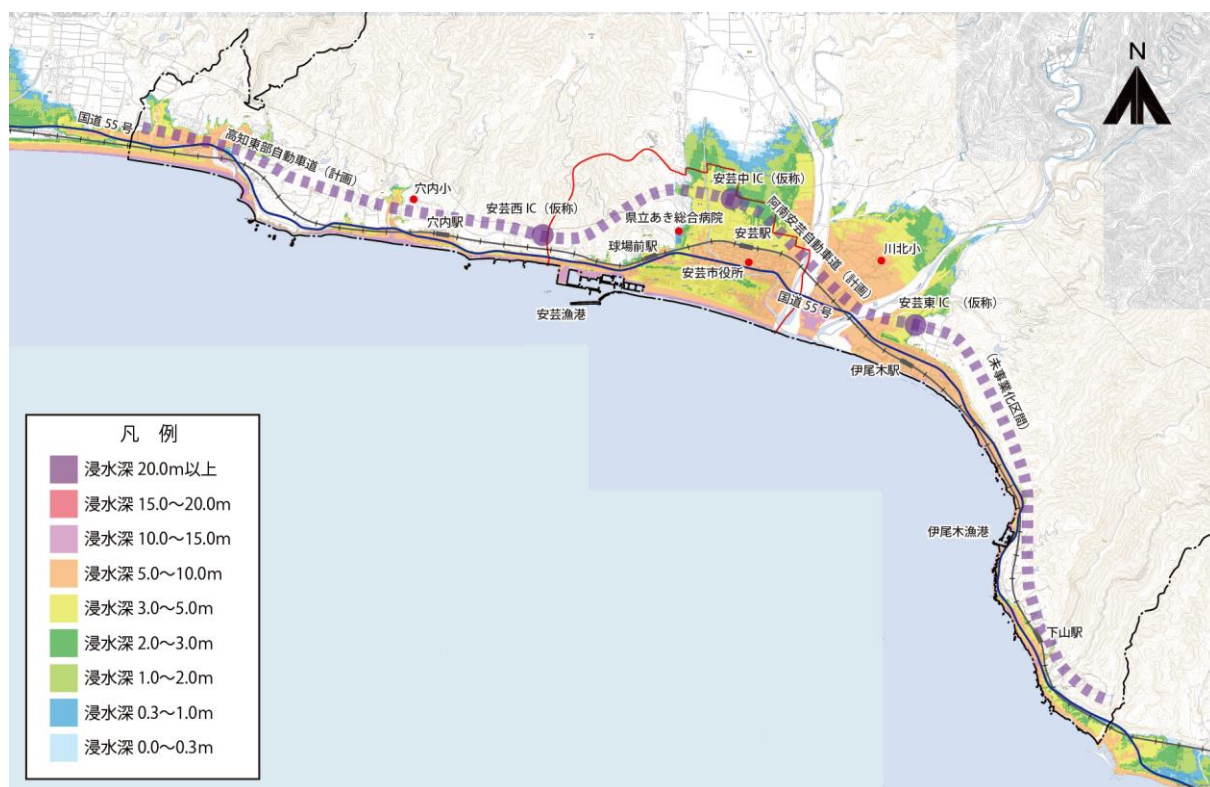


図 2-13 津波浸水予測の安芸市域の最大浸水深

出典：高知県防災マップ

※高知県が平成 24 年に公表した最大クラスの地震による津波浸水予測

## (2) 豪雨災害

安芸市では、地震・津波災害だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。

### 【過去の豪雨災害】

○平成 16 年、観測史上最多である 10 個の台風が日本に上陸しました。この時には、6 個の台風が四国を通過し、伊尾木地区での冠水や穴内地区の土砂流出など、豪雨によって度々被害を受けています。

○平成 30 年 7 月豪雨では、安芸観測所において最大 24 時間雨量 160mm を記録しました。安芸市栃ノ木東地地区では安芸川が氾濫し、橋の水没で 11 世帯、20 人が一時孤立しました。



安芸川の増水で崩落した堤防と県道（平成 30 年 7 月安芸市僧津）

## (3) 災害への備え

安芸市の自主防災組織は、平成 15 年には 9.4%と全国水準・高知県水準を大きく下回っていましたが、平成 17 年には全国平均を上回り、令和元年には 51 組織、組織率 100%となっています。



川向地区自主防災会防災訓練

## 2.2.6 環境

### 概 要

- ・二酸化炭素排出量は、電気の使用によるものが全体の 84%であり、農業・漁業などに使われるA重油（JIS K 2205、1 種）7%、ガソリン4%

安芸市の事務・事業における基準年度(平成 25 年度)の二酸化炭素排出量は、4,206,941kg-CO<sub>2</sub>となっています。

二酸化炭素排出量を要因別に見ると、電気の使用によるものが全体の 84%を占め、次いでA重油（JIS K 2205、1 種）の使用が7%、ガソリンの使用が4%となっています。

※A 重油：中小工場のボイラー用、ビル暖房用、小型船舶用ディーゼルエンジン用、ビニールハウス暖房用燃料など農業、漁業用として使用されています。

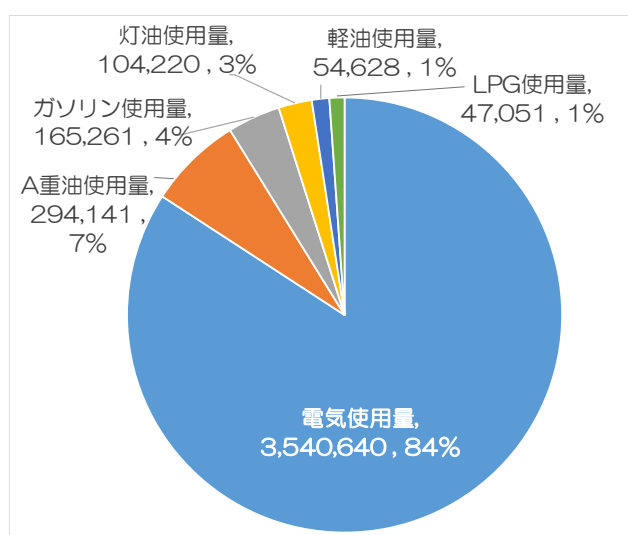


図 2-14 要因別二酸化炭素排出量の割合

出典：安芸市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】平成 27 年度～31 年度（平成 27 年 3 月）

## 2.2.7 公共施設

### 概要

- ・大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設の総延床面積に占める割合は 57.2%

#### (1) 公共施設（建物）の大分類別整備年度

昭和 50 年代から平成のはじめにかけて多くの公共施設（建物）の整備が進められてきています。

公共施設（建物）の総延床面積 160,651.10 m<sup>2</sup>のうち、大規模改修の目安とされる築 30 年が経過している施設は 91,909.04 m<sup>2</sup>であり、57.2%となります。このうち、特に大きな割合を占めている施設は、学校教育系施設及び公営住宅です。

建設後 30 年以上が経過した施設 (H28 年度末時点)  
**57.2%** (160,651.10 m<sup>2</sup>のうち 91,909.04 m<sup>2</sup>)

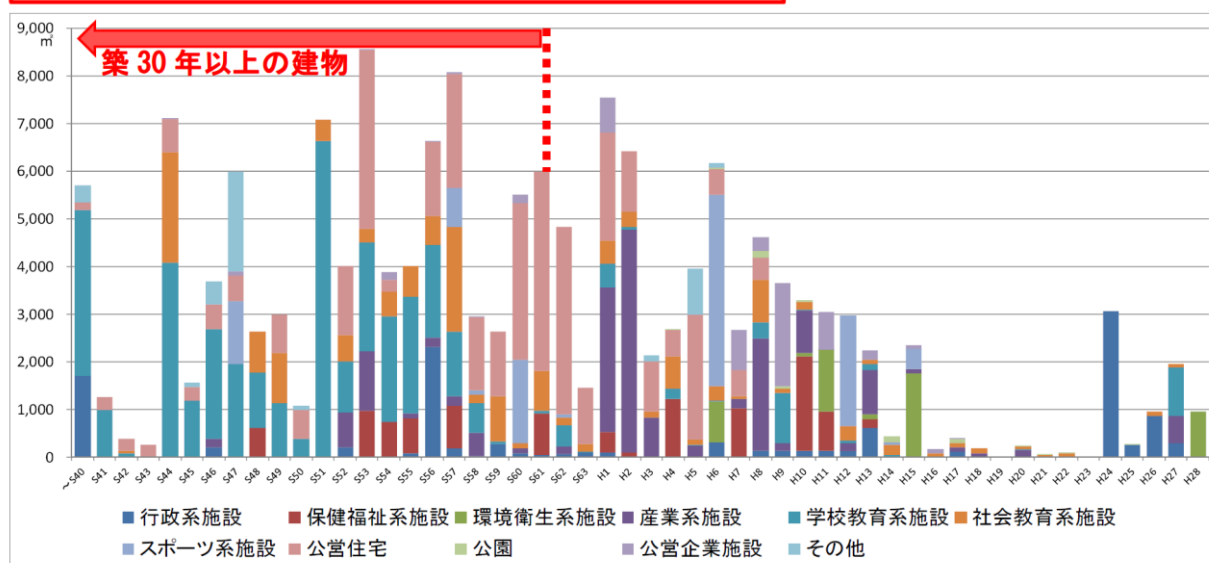


図 2-15 公共施設（建物）の大分類別整備年度

出典：安芸市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月 安芸市）

## 2.2.8 歴史・文化

### 概要

- ・安芸平野は古代から農業地帯として開け、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落が存在
- ・「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年（767 年）」
- ・文化財は、国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定

### (1) 歴史

安芸平野は古代から農業地帯として開けていました。班田収授法によって条里制が敷かれ、10 世紀に作られた「和名抄」にみられる玉造・黒鳥の集落も現存しています。

中世には、壬申の乱に敗れて土佐に流された左大臣・蘇我赤兄の子孫と称した土地の豪族・安芸氏が代々安芸地方を領有し、戦国時代末期、四国統一の軍を進める長宗我部元親との合戦に敗れて滅びるまでの約 300 年間、土佐 7 豪族の中でもその権威と名門を誇っていました。

その後、長宗我部氏の時代は約 30 年間続きましたが、江戸時代に入ると土佐藩領とされ、藩主・山内一豊の重臣・五藤為重が安芸を知行することになり、以後、明治に至るまで歴代支配してきました。

藩政が終わると、それぞれ小さな村や郷、浦が合併を繰り返し、明治 22 年、中央政府の方針に従って 9 つの村に統合されました。

明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

### (2) 文化

安芸市では国指定文化財 2 件、県指定文化財 5 件、市指定文化財 20 件、国登録有形文化財 11 件、国選定重要伝統的建造物群保存地区 1 地区が指定されています。



国選定重要伝統的建造物群保存地区（生涯学習課資料）

## 2.3 課題

### 2.3.1 時代の潮流

#### ■少子高齢化、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの重要性

- 全国、県のみならず、東部圏域においても、少子高齢化の傾向が続くことが予測されています。子育て世代や高齢者などの就業環境や居住環境の整備・充実を図るまちづくりが重要となっています。

#### ■東日本大震災や豪雨災害等を教訓とした災害に強いまちづくりの重要性

- 平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 25 年 9 月の台風 18 号による豪雨災害などを契機として、防災や減災に対する意識が変化してきました。これら自然災害に対し、安全・安心な居住環境を確保するため、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じるなど、災害に強いまちづくりが重要となっています。

#### ■豊かな地域資源や歴史・文化環境を生かした地域活性化の重要性

- 平成 20 年 10 月に国土交通省の外局として観光庁が発足し、日本の重要な政策の柱に観光が位置付けられ、我が国の「観光立国」の推進体制が強化されました。
- 東部圏域をはじめ、安芸市には魅力的な自然資源や歴史・文化資源などの定期的な往訪が楽しめる観光スポットが多数存在しており、これらを活かした観光施策の展開が重要となっています。

### 2.3.2 法令等の変化

安芸市都市計画マスタープランが策定された平成 14 年 3 月以降、都市計画制度等の改正は以下のとおり行われています。

#### ■平成 14 年 建築基準法等の一部を改正する法律

- 都市計画の提案制度の創設
- 地区計画制度の拡充
- 用途地域における容積率等の選択肢の拡充

#### ■平成 16 年 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による都市計画法の一部改正

- 美観地区の廃止、景観地区の追加

■平成 18 年 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律

- 大規模集客施設が立地可能な用途地域の見直し
- 非線引き白地地域での大規模集客施設の立地規制
- 新たな地区計画制度の創設
- 準都市計画区域制度の拡充
- 都市計画提案権者の範囲の拡大、広域調整手続きの充実
- 開発許可制度の見直し

■平成 20 年 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による都市計画法の一部改正

- 地区計画に歴史的風致維持向上地区計画の追加

■平成 23 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定等に対する都道府県知事の関与の変更
- 地域地区や都市施設に係る都市計画決定の基礎自治体への権限移譲

■平成 24 年 都市の低炭素化の促進に関する法律

- コンパクトなまちづくりを進めることで、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展につなげていくことを目的に制定

■平成 25 年 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

- 都市計画決定後の国土交通大臣への図書の送付の廃止

■平成 26 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 都市再生特別措置法の改正・施行により、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設（立地適正化計画の作成、都市機能誘導区域・居住誘導区域の記載など）

■平成 26 年 「小さな拠点の形成」が我が国の施策の柱の一つとして位置づけ

- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、「小さな拠点の形成（集落生活圏の維持）」が施策の柱として位置づけ

■平成 28 年、平成 30 年 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- 既存ストックや空き地・空き家の有効活用のための制度の創設（平成 28 年度改正）
- 都市のスポンジ化対策の総合的な推進を位置づけ（平成 30 年改正）

### 2.3.3 安芸市都市づくりの課題

#### (1) 少子高齢化、人口減少の進行

平成 27 年国勢調査において、我が国の人口は大正 9 年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も全国的に少子高齢化、人口減少が進行する見込みです。

安芸市においても同様に人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあります。特に、生産年齢人口の減少により、労働力人口の減少（担い手不足）や消費意欲の低下、消費者数の減少によるサービスの過剰化（需給バランスの不均衡）を招き、経済成長の鈍化や消費市場の縮小が懸念されます。

#### (2) 中心市街地部のスポンジ化や低・未利用地の増加

市街地中心部では低・未利用地が点在しています。DID 地区の人口密度は減少傾向にあり、空き家や空き店舗が増加し、活力の低下が生じています。

今後は、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置が進められる一方で、中心市街地との連携や日常生活に必要な都市機能を高める都市づくりが必要となります。

#### (3) 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化

安芸市では、阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実とともに、環境・生活基盤の充実を図っているところです。

今後は、東部圏域の圏域拠点として、商業系や住居系の都市的土地利用を推進することで、さらなる発展が期待されます。

また、高齢者の増加や中山間地域における交通弱者や買い物弱者などのさらなる増加が推測されることにより、バリアフリーや公共交通機関のニーズの高まりなどが予測されます。安芸市は狭あい道路があるものの、一定の公共交通網は整備されており、ヒトやモノの移動の多くを自動車交通に依存しています。このため、公共交通を充実することにより拠点間の連携を強化し、誰もが安全で安心に移動できる都市づくりが課題となっています。

持続可能な交通を確保するためには、幹線交通と支線交通を充実するなど、地域特性に応じた多様な交通手段を組み合わせ、最適な公共交通網を形成することが課題となっています。

#### (4) 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出

阿南安芸自動車道の整備及び IC の設置といった高速交通ネットワークの充実により東部圏域の広域的な連携が強化されます。また、市役所移転、学校統合などが計画されており新たな拠点が形成されます。このため、観光や物流などの新たな産業基盤の構築や交流拠点の形成による活力ある都市づくりが課題となっています。

#### (5) 地域の防災の強化・自然災害への備え

近い将来、南海トラフ地震の発生が予想されています。

安芸市は、「地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保する」（安芸市地域防災計画）を目的として、地域の防災に取り組んでいるところであり、災害などにおける都市の安全を確保し、市民が安心して暮らせることが求められています。

今後は、発生しうる地震・津波・台風・豪雨災害や、土砂災害など自然災害を想定しながら、防災・減災対策を図る必要があります。また、避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築が必要です。また、日常生活において安全・安心を確保する都市づくりに早急に取り組むことが必要です。

#### (6) 地域の魅力を活かした都市づくり

自然豊かな山地、安芸川や伊尾木川などの自然環境、数多くの文化財、神社仏閣などの地域資源を保全・活用し、人と自然環境や地域資源の共生する都市づくりが課題となっています。また、安芸市に固有の観光資源をつなぎ合わせ、観光の振興を図り、魅力ある都市づくりとすることが課題となっています。

人口減少が進行する中、魅力や強みを活かした都市づくりを進め、定住人口の確保や交流人口を増加させることが課題となっています。

#### (7) 環境にやさしい都市づくり

安芸市では急激な環境悪化が進む可能性は低いものの、節電などの取組を進めるとともに、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガスの排出量削減などの観点から、バスなど公共交通の利用促進を図り、地球温暖化やエネルギー需給の変化など地球規模での環境問題に対応した、持続可能で環境にも優しいエコな都市づくりが課題となっています。

#### (8) 公共施設などの老朽化対策

安芸市においては、少子高齢化の影響により、財政面で税収が減少する反面、社会保障費の増大が予測されます。また、昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備してきた公共施設は、これから更新時期を迎えます。

今後は、人口構造の変化に伴い、公共施設などの複合化や統廃合による規模及び配置の適正化を図ることが重要になります。また、公共施設などの老朽化に対しては、適切な大規模修繕や更新を実施し、安全性と機能性を確保していくことが課題となっています。

#### (9) 健康長寿の都市づくり

安芸市が進めている「みんなで高齢者等を見守る安全・安心な『やさしいまち』」を引き続き継承し、すべての人にやさしい健康長寿のまちづくりを図る必要があります。

## 2.4 市民アンケート調査

安芸市都市計画マスタープランの策定にあたり、市民のまちづくりに対するニーズやご意見を把握し、計画づくりの参考とすることを目的に実施しました。

### 【調査概要】

- ・調査対象：安芸市民 2,000 人（20 歳以上の男女）
- ・抽出方法：住民基本台帳をもとに無作為抽出（地区別人口規模等によるバランスで抽出）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収（無記名）
- ・調査時期：平成 30 年 11 月初旬発送→11 月末返信〆切（3 週間程度）
- ・回収結果：755 通（回収率 37.8%）

### 概 要

#### ■定住意向

- ・76.5%の方が定住意向を示しています。理由は「家や土地があるから」が 42.1%、「地域や人に愛着があるから」が 14.6%を占めます。
- ・「ずっと安芸市で住み続けたい」の割合は年齢が高いほど多くなっています。

#### ■転出意向

- ・理由は「余暇・趣味が楽しみにくい」が 20.6%、「日常生活が不便だから」が 15.5%です。

#### ■暮らしの満足度（各 40%以上）

- ・満足：「まちなみ・周辺環境」「通勤・通学の利便性」「日常の買い物」「医療・福祉関連施設の利用しやすさ」「公民館・集会場の利用しやすさ」「犯罪の安全性」「地域コミュニティ」
- ・不満：「公共交通（鉄道・バス）の利用しやすさ」「スポーツ・レクリエーション施設」「地震・水害の安全性」
- ・地震や水害に対する安全性については、5 割強の方が不満としています。

#### ■日常生活動向

- ・買い物：1 位「安芸市中心市街地」（69.3%）
- ・会合・飲食：1 位「安芸市中心市街地」（45.7%）
- ・通 院：1 位「安芸市中心市街地」（68.7%）
- ・余 暇：1 位「安芸市中心市街地」（28.1%）、2 位「市外（高知市）」（27.9%）、3 位「近所（地区内）」（19.7%）と分散
- ・若年層は市外での買い物、会合・飲食、余暇の割合が高く、高齢者層は市内での活動の割合が高くなっています。

#### ■重点的にまちづくりを進めるべき分野

- 1 位「道路の整備」（36.0%）
- 2 位「中心市街地の活性化・商業振興」（32.1%）
- 3 位「防災・減災まちづくり」（14.7%） 以上で 8 割強
- ・市街地部は「中心市街地の活性化・商業振興」の占める割合が高くなっています。

#### ■まちの将来像

- 1 位「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」（25.2%）
- 2 位「災害に強い安全なまち」（14.3%）
- 3 位「自然豊かな環境に恵まれたまち」（11.3%）

#### ■まちづくりへの参加意向

- ・進め方：1 位「地域住民と行政がお互いに協働しながらまちづくりを進める」（53.9%）が大半を占め、協働の姿勢が多い
- ・参加意向：1 位「自分から進んではやらないが、協力を求められれば参加する」（57.5%）、2 位「自分は参加しないが、行政や地元の熱心な人にまかせたい」（24.0%）

## 3. 目指すべき将来像

### 3.1 主要課題の抽出と方向づけ

安芸市の現況、これまでの都市づくりの取組における課題、市民アンケート成果等に基づき、見直しにあたっての都市づくりの基本的方向を示します。

# 都市づくりの基本的方向（将来都市像・基本目標と都市づくりの方針の考え方）

## ■都市づくりの課題

- 少子高齢化、人口減少の進行
  - 安芸市の人口減少の進展
  - 地域の活力低下のおそれ
  - 生産年齢人口の減少による労働力人口の減少、消費意欲の低下
  - 消費者数の減少によるサービスの過剰化
  - 経済成長鈍化や消費市場縮小の懸念
- 中心市街地部のスポンジ化や低・未利用地の増加
  - DID地区の人口密度減少傾向
  - 空き家や空き店舗の増加
  - 低・未利用地が残され、活力の低下
- 高速交通網の拡充と公共交通による移動の円滑化
  - 商業系や住居系の都市的土地利用の推進
  - ハリアフリーや公共交通機関のニーズの高まり
  - 公共交通を充実することによる拠点間の連携強化
  - 誰もが安全で安心に移動できる都市づくり
- 新たな広域交流拠点・産業基盤の創出
  - 東部圏域の広域的な連携強化
  - 観光や物流などの新たな産業基盤の構築
  - 交流拠点の形成による活力ある都市づくり
- 地域の防災の強化・自然災害への備え
  - 自然災害を想定、防災・減災対策
  - 避難対策の推進など災害に強い都市構造の構築
  - 日常生活において安全安心を確保する都市づくり
- 地域の魅力を活かした都市づくり
  - 人と自然環境や地域資源が共生する都市づくり
  - 観光の振興を図り、魅力ある都市づくり
  - 定住人口の確保や交流人口増加
- 環境にやさしい都市づくり
  - バスなど公共交通の利用促進
  - 持続可能で環境にも優しいエコな都市づくり
- 公共施設などの老朽化対策
  - 公共施設などの複合化や統合による規模及び配置の適正化
  - 適切な大規模修繕や更新と、安全と機能性を確保
- 健康長寿の都市づくり
  - 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の実現
  - すべての人にやさしい健康長寿のまちづくり

## ■安芸市総合計画（前期基本計画）2016

### 都市将来像

「市民一人ひとりが幸せを実感し、笑顔が輝く活力あふれる元気都市」

### ■都市づくりのテーマ（将来都市像）

幸せなくらしと元気の理念を継承

次世代にわたって

みんなが健康で元気にくらせる『健康・元気都市』

1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり

2. 元気でにぎわいのあるまちづくり

3. 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり

4. 災害に強いまちづくり

5. 自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり

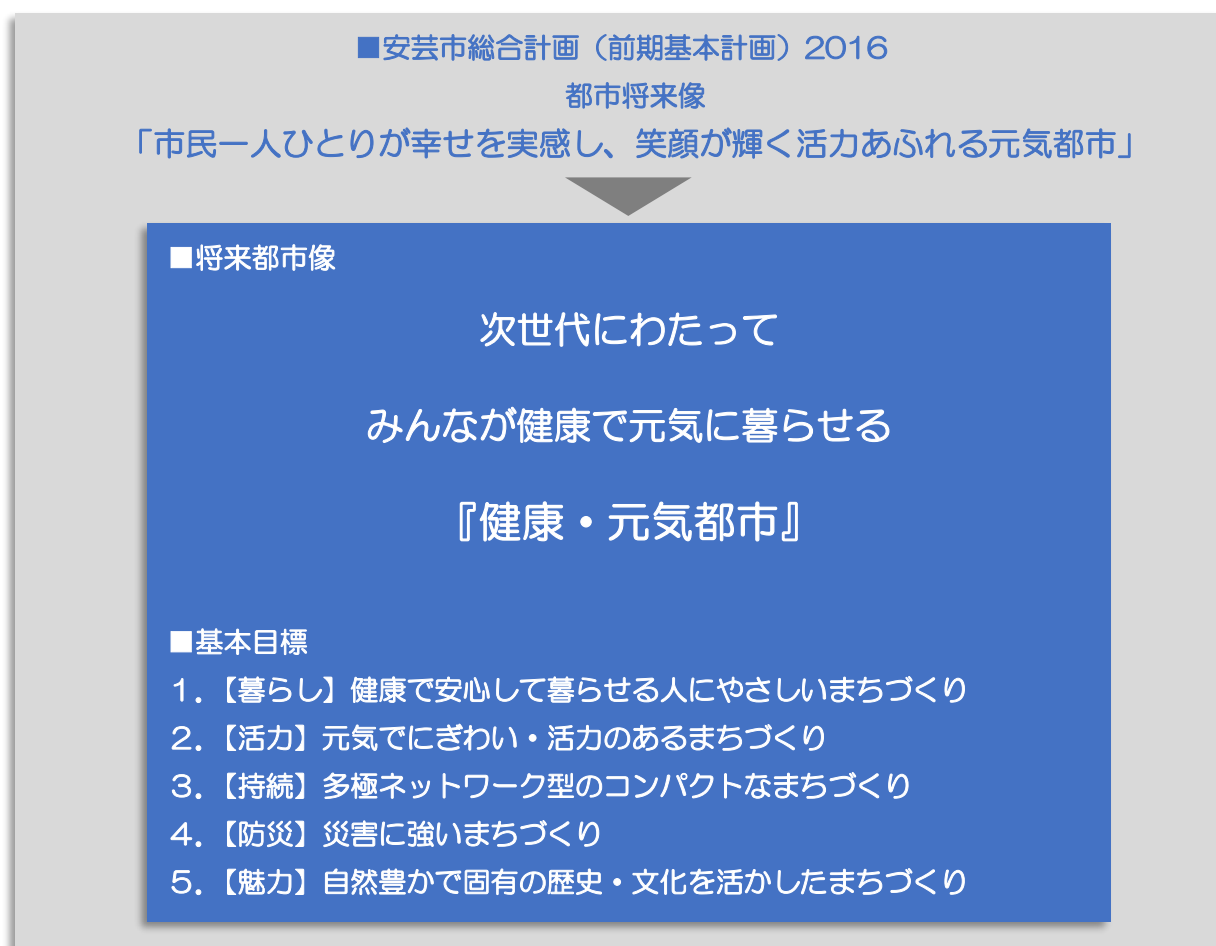
## ■基本目標と都市づくりの方針

- 【くらし】健康で安心してくらせる 人にやさしいまちづくり  
《良好な生活環境の維持・保全・整備》
  - 子育て世代、高齢者や障がいのある方など全ての方が安心・健康・元気にくらせる生活環境づくりを推進します。
 《方針》（1）安心して子育てや健康にくらせる住環境の維持・保全・整備  
（2）中山間地域における集落などの維持・保全  
（3）みんなが安全・安心で健康にくらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備
- 【活力】元気でにぎわいのあるまちづくり  
《元気でにぎわいのある商店街や雇用を生む産業振興に資する環境の形成》
  - 元気でにぎわいのある商店街の再生や、新たな産業立地を推進し、市民の生活や雇用の維持と活性化を図ります。
 《方針》（1）元気のある商店街としての活性化と充実  
（2）既存産業の振興  
（3）広域ネットワークを活かした、新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進  
（4）地域内のネットワーク形を活かした沿道への適切な土地利用の誘導
- 【持続】多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり  
《都市機能の集約と公共交通ネットワークの形成》
  - 都市機能の集約を図る拠点を市内の適所に配置し、くらしやすく持続可能な都市づくりを推進します。さらに、都市施設の計画的な改修・更新を進め、効率的な施設管理を推進します。
 《方針》（1）機能の集約された新たな都市拠点等の形成  
（2）安全で円滑な道路ネットワークの形成  
（3）公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上
- 【防災】災害に強いまちづくり  
《防災対策、減災対策による災害に強いまちの形成》
  - 南海トラフ等による地震・津波や集中豪雨、土砂災害など、さまざまな災害に強いまちづくりを引き続き推進します。
 《方針》（1）地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進  
（2）密集市街地などにおける防災・減災の推進  
（3）避難場所・避難路などの整備・充実と防災意識の向上
- 【魅力】自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり  
《環境保全と個性ある地域資源の保全・活用》
  - 自然環境の保全及び地域固有の歴史的景観などの地域資源を継承します。
 《方針》（1）地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用  
（2）環境の保全  
（3）協働による公共施設や民有地内における緑化の推進  
（4）固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成  
（5）地域資源を活かした観光振興

## 3.2 将来都市像の設定

### 3.2.1 将来都市像と基本目標の設定

これまでの整理や各種会議の結果を踏まえ、都市づくりの理念及び目標とする将来都市像を設定します。



### 3.2.2 都市づくりの方針の設定

基本目標の実現に向けて、都市づくりの方針を以下のように設定します。

#### 【基本目標 1. 健康で安心して暮らせる人にやさしいまちづくり】

《良好な生活環境の維持・保全、整備》

- ・子育て世代、高齢者や障がいのある方など全ての方が安心・健康・元気に暮らせる生活環境づくりを推進します。

##### 《都市づくりの方針》

##### （１）安心して子育てや健康に暮らせる住環境の維持・保全、整備

- まちなかの快適な生活環境を維持・保全します。
- 子育てや健康な暮らしに資する生活利便施設の維持・充実を図ります。
- 移住・定住対策として、まちなかの低・未利用地の有効利用や適正な住宅供給を進めます。

##### （２）中山間地域における集落などの維持・保全

- 既存の集落等を維持・保全します。
- 移住・定住対策として、空き家や耕作放棄地の活用、公共交通の充実による受け入れ環境づくりを推進します。
- 健康で元気に暮らしのできる生活利便施設の維持・充実を図ります。

##### （３）みんなが安全・安心で健康に暮らせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車歩行者道の整備

- ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車歩行者道の安全性・利便性の確保を図ります。また、公共施設へのスムーズな導入を図ります。

#### 【基本目標 2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】

《元気でにぎわいのある商店街や雇用を生む産業振興に資する環境の形成》

- ・元気でにぎわいのある商店街の再生や、新たな産業立地を推進し、市民の生活や雇用の創出と活性化を図ります。

##### 《都市づくりの方針》

##### （１）元気のある商店街としての活性化と充実

- 都市拠点における土地の有効利用により、商業の活性化と機能の充実を図ります。

##### （２）既存産業の振興

- 次世代につづく農業・漁業等の地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。
- 商業施設、観光施設、工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用を図ります。

##### （３）広域ネットワークを活かした、新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進

- 広域ネットワークの利点を活かした産業振興を図ります。
- 広域ネットワークの利点を活かし、学校跡地を活用した産業、学術研究、文化振興に対応する土地利用を検討します。

##### （４）地域内のネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導

- 新設道路沿道の適切な土地利用を誘導します。

### 【基本目標3. 多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくり】

《都市機能の集約と公共交通ネットワークの形成》

- ・都市機能の集積を図る拠点を市内の適所に配置し、拠点をつなぐネットワークを形成することで、暮らしやすく持続可能な都市づくりを推進します。さらに、都市施設の計画的な改修・更新を進め、効率的な施設管理を推進します。

《都市づくりの方針》

#### （１）機能の集約された都市拠点の形成

- 都市拠点において、適正な市街地規模の拠点形成を図ります。

#### （２）安全で円滑な道路ネットワークの形成

- 安全で円滑な道路ネットワークを形成し、幹線道路・地域内道路の安全性・利便性を確保します。
- 交差点や歩道の安全対策を推進します。

#### （３）公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上

- 自動車、公共交通、歩行者・自転車等、すべての交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

### 【基本目標4. 災害に強いまちづくり】

《防災対策、減災対策による災害に強いまちの形成》

- ・南海トラフ等による地震・津波や集中豪雨、土砂災害など、さまざまな災害に強いまちづくりを引き続き推進します。

《都市づくりの方針》

#### （１）地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進

- 南海トラフ等による地震とそれに伴う津波への災害対策を推進します。
- 河川改修や内水氾濫対策等を計画的に推進します。
- 雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。
- 山間部・丘陵地における土砂災害対策を推進します。

#### （２）密集市街地などにおける防災・減災の推進

- 減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。
- 地域の防火・消防体制の強化を推進します。

#### （３）避難場所・避難できる通路などの整備・充実と防災意識の向上

- 安全・安心な避難場所及び避難できる通路の確保および防災設備の充実に努めます。
- 防災・減災意識の強化を促進します。

## 【基本目標5. 自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】

《環境保全と個性ある地域資源の保全・活用》

- ・自然環境の保全及び地域固有の歴史的景観などの地域資源を継承します。

### 《都市づくりの方針》

#### （１）地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用

- 安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境の保護・保全を図ります。
- 都市公園・都市緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点を形成します。
- 都市公園・都市緑地、農地及び河川等により安芸市の骨格となる水と緑のネットワークを形成します。

#### （２）環境の保全

- 環境保全、保水・洪水調整機能等としての農地を保全するとともに、美しい田園風景を継承します。
- 安芸市の自然環境を保全するため、ゴミ対策や環境美化への取組を推進します。
- 旧火葬場跡地の整備を推進します。
- 地球温暖化対策を推進します。

#### （３）協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- 緑豊かな市街地を形成します。
- 市民や事業者等による都市緑化を促進します。
- 市民の緑化に関する意識向上を促進します。

#### （４）固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成

- 安芸市らしい景観を形成します。
- 都市拠点や玄関口としてふさわしい良好な景観形成を推進します。
- 生涯学習としてや市民参加型のまちづくりとして、地域の景観づくりを促進します。

#### （５）地域資源を活かした観光振興

- 地域資源の連携による周遊型観光を推進します。
- 観光レクリエーションを推進する環境を強化します。

## 4. 全体構想

### 4.1 基本方針

安芸平野は古代から農業地帯として開け、「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年（767 年）」と記される長い歴史を有しています。

以来、この地域で発達してきた安芸市は、明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

安芸市は、これまでのまちづくりの中で地形的な特性や長きにわたる歴史的な沿革、多様な住民生活の営みにより、社会・経済や文化がはぐくまれ、特徴ある地域が形成されており、かつての安芸市の都市計画といえる昔ながらの町割りを今も残しています。また、都市機能は、市街地中心部のみならず、市街地をとりまく田園地域や中山間地域及び沿岸地域にも集積し、これらが日常生活に必要な生活利便施設と補い合い、市内各地で拠点的な役割を果たしてきています。

これからの安芸市は、これまでの歴史的成り立ちを踏まえて、各地域における既存のストックを活かし、都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を新たに進めます。また、これら拠点を中心に、にぎわいや暮らしの場を創出しながら拠点間の連携を図ることで、市全体が有機的に結びついた持続可能なまちづくりを目指すこととします。

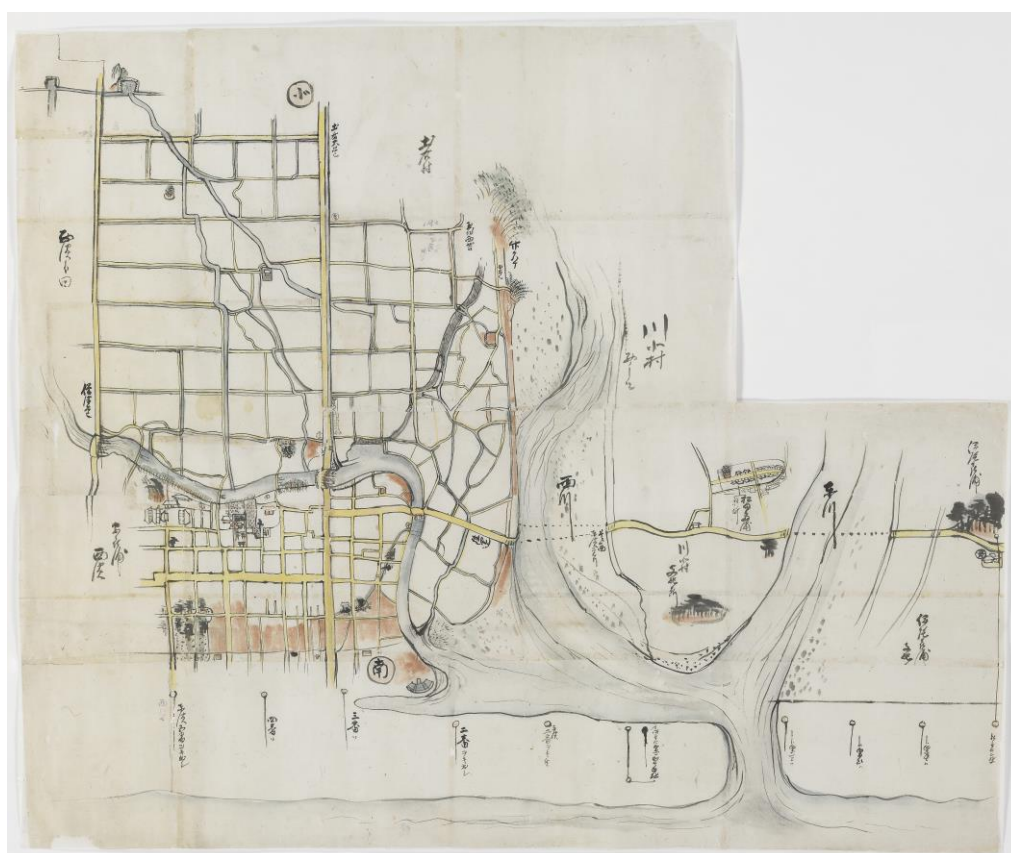


図 4-1 幕末の都市計画（安芸村絵図 安芸市立歴史民俗資料館蔵）

## 4.2 将来構想

### 4.2.1 将来フレーム

安芸市（市全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し、10年後（令和12年／2030年）の人口を16,226人、20年後（令和22年／2040年）の人口を15,121人とします。

安芸市都市計画区域の将来フレームは、「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠して算出された「東部圏域都市計画マスタープラン」の将来フレームに基づき、10年後（令和12年／2030年）の人口を6,579人、20年後（令和22年／2040年）の人口を6,142人とします。

表 4-1 安芸都市計画区域の将来フレーム

| 年                   | 総人口    | A<br>:人口ビジョン  | 一般推計<br>(社人研推計) | B<br>:都市計画<br>区域内人口 | B/A<br>:都市計画区域内<br>人口のシェア率 | 備考                                  |
|---------------------|--------|---------------|-----------------|---------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| H2年 (1990年)         | 23,739 |               |                 | 9,586               |                            |                                     |
| H7年 (1995年)         | 22,377 |               |                 | 9,045               |                            |                                     |
| H12年 (2000年)        | 21,321 |               |                 | 8,590               |                            |                                     |
| H17年 (2005年)        | 20,348 |               |                 | 8,283               |                            |                                     |
| H22年 (2010年)        | 19,547 |               |                 | 7,898               |                            |                                     |
| H27年 (2015年)        | 18,593 | 18,593        | 18,593          | 7,520               | 0.4045                     |                                     |
| <b>R2年 (2020年)</b>  |        | <b>17,639</b> | 17,345          | <b>7,140</b>        | 0.4048                     | (B/A (2015年) + B/A (2025年)) / 2     |
| R7年 (2025年)         |        | 16,933        | 16,194          | 6,860               | 0.4051                     |                                     |
| <b>R12年 (2030年)</b> |        | <b>16,226</b> | 15,064          | <b>6,579</b>        | 0.4055                     | (B/A (2025年) + B/A (2035年)) / 2 = C |
| R17年 (2035年)        |        | 15,674        | 13,971          | 6,361               | 0.4058                     |                                     |
| <b>R22年 (2040年)</b> |        | <b>15,121</b> |                 | <b>6,142</b>        | 0.4062                     | (B/A (2035年) - C) + B/A (2035年)     |

※2020年、2030年、2040年はA（人口ビジョン）×（B（都市計画区域内人口）/A（人口ビジョン））による  
出典：A:人口ビジョン 「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」、一般推計 「国立社会保障・人口問題研究所」、B:都市計画区域内人口 「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」に基づき、国勢調査から算出される総人口に占める都市計画区域内人口のシェア率を勘案し算出した値

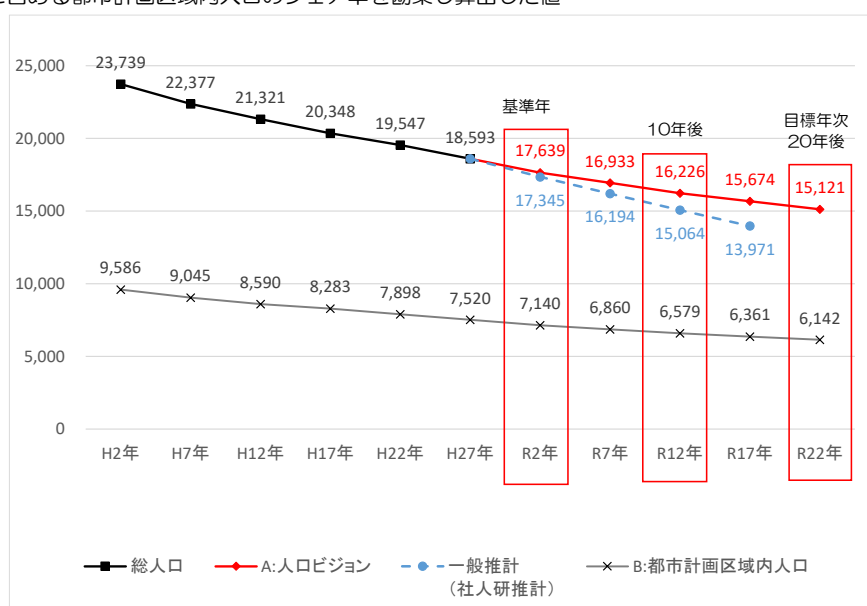


図 4-2 人口の推移（見通し）と将来フレーム（都市計画区域内）

## 4.2.2 将来都市構造

### (1) 安芸市の目指す都市構造の体系

安芸市の将来都市構造は、基本方針に基づいたまちづくりに向け、【骨格となる土地利用（面）】【都市軸となるネットワーク（線）】【都市の核となる拠点（点）】の3つの要素で構成します。

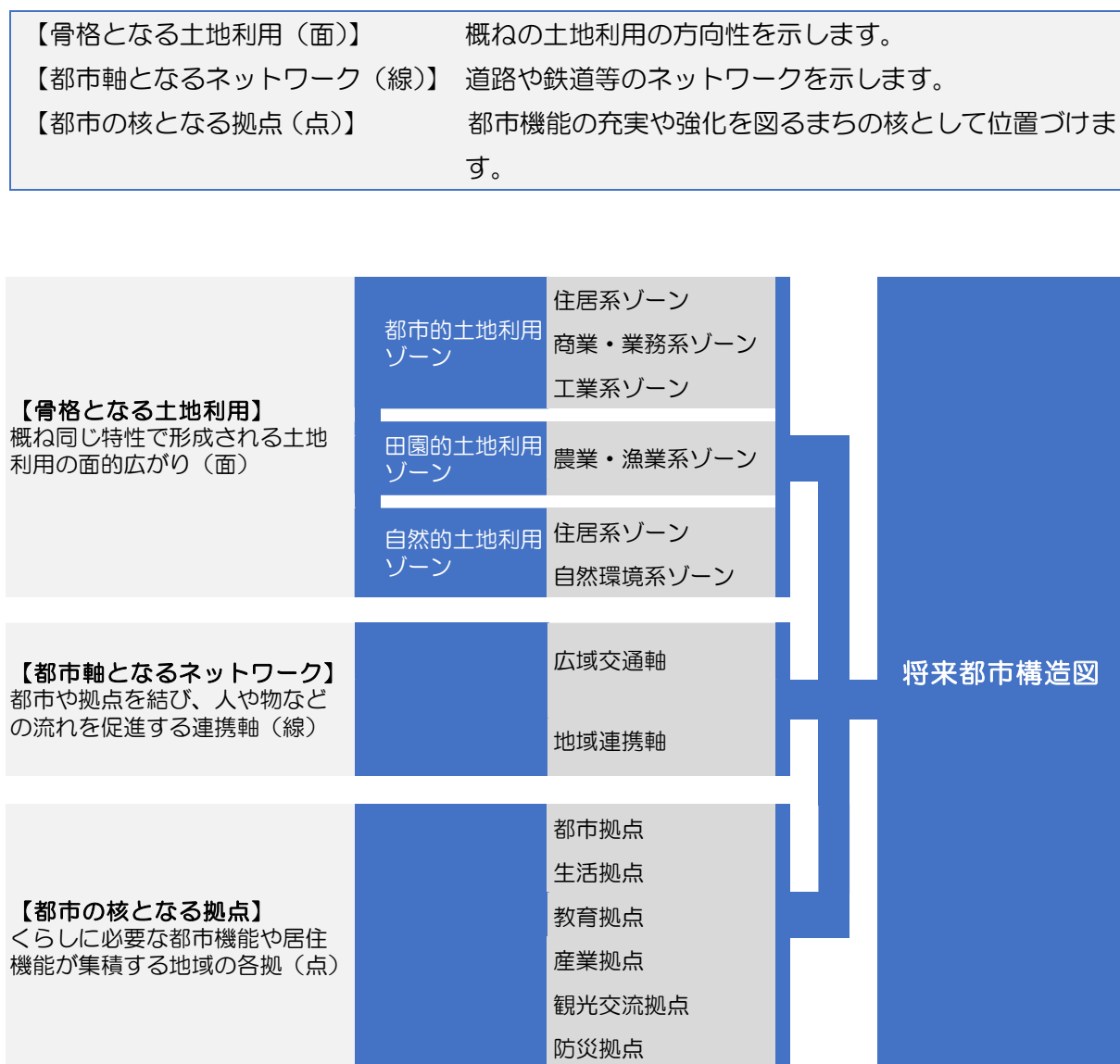


図 4-3 安芸市の目指す都市構造体系

## (2) 骨格となる土地利用（面）

### 【骨格となる土地利用】

- ・安芸市を大きく「都市的土地利用ゾーン」「田園的土地利用ゾーン」「自然的土地利用ゾーン」の3つに区分し、それぞれに役割分担を図ります。これにより、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

### ① 都市的土地利用ゾーン

- ・住居系、商業・業務系、工業系の土地利用を都市的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・都市的土地利用ゾーンは、居住環境を提供する「住居系ゾーン」、行政施設や生活利便施設等の都市機能の集積や市街地の形成を図る「商業・業務系ゾーン」、産業振興を図る「工業系ゾーン」から構成し、都市活力の向上、働く場の創出などを促進するゾーンとします。



商業・業務系ゾーン（安芸市中心部付近）



商業・業務系ゾーン（高知県安芸総合庁舎）



住居系ゾーン（市街地）



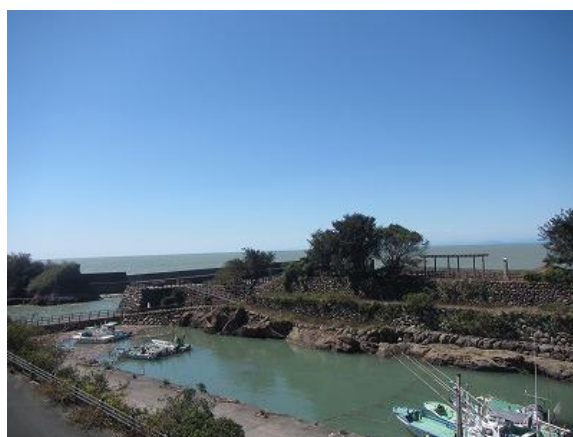
工業系ゾーン（植野工業団地）

## ② 田園的土地利用ゾーン

- ・農業・漁業系の土地利用を田園的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・田園的土地利用ゾーンは、豊かな自然や優良な農地・漁港の保全に努め、農業及び漁業の振興に努める「農業・漁業系ゾーン」とします。



農業系ゾーン（農地）



漁業系ゾーン（伊尾木漁港）

## ③ 自然的土地利用ゾーン

- ・自然環境を保全する土地利用を自然的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・自然的土地利用ゾーンは、集落等の居住環境を提供する「住居系ゾーン」及び自然環境の保全と森林や水辺空間の利活用に努める「自然環境系ゾーン」とします。



自然環境系ゾーン（安芸川）



自然環境系ゾーン（安芸川河口）

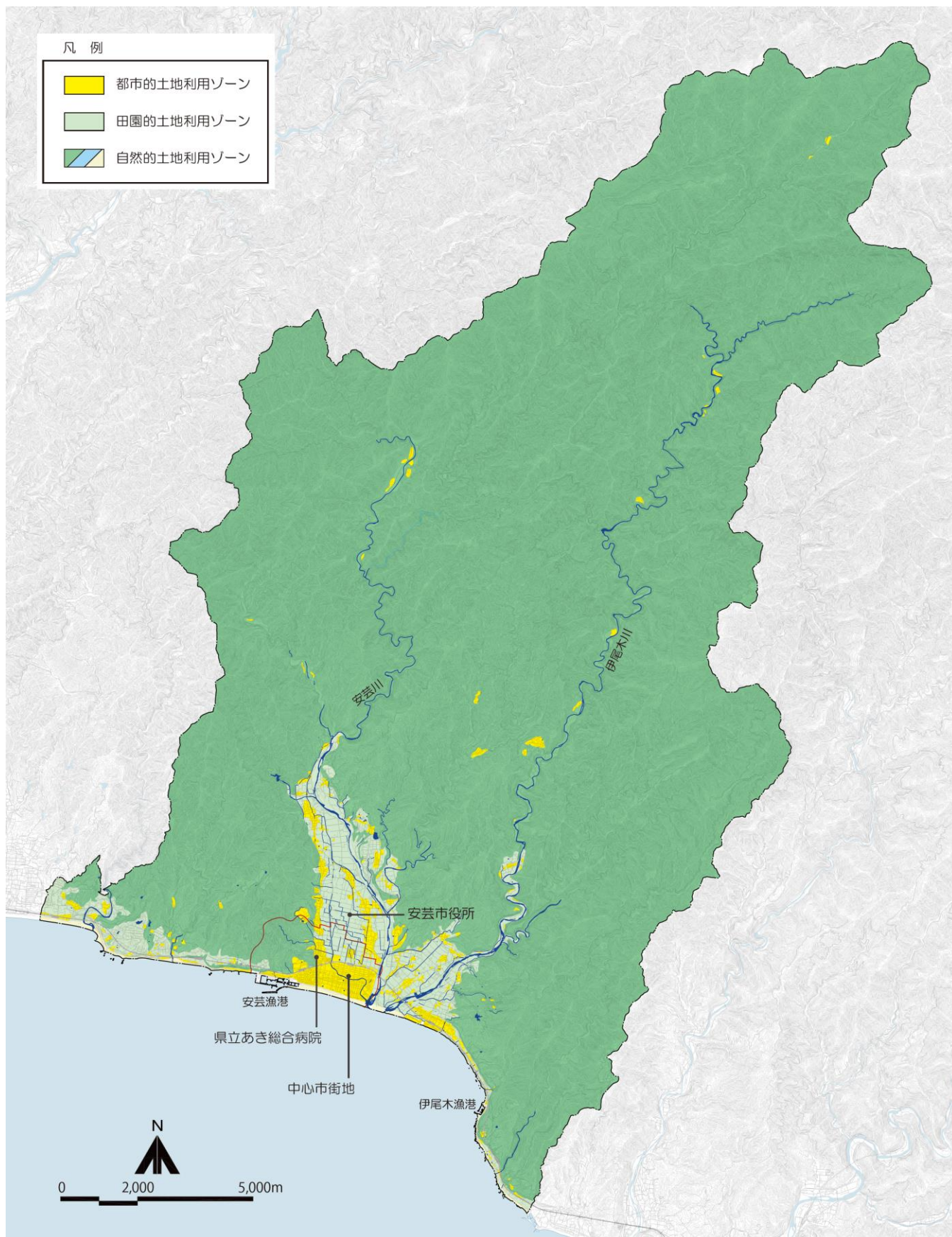


図 4-4 将来都市構造図（骨格となる土地利用）

### (3) 都市軸となるネットワーク（線）

#### 【都市軸となるネットワーク】

- 地域の拠点や個性ある地域資源を交通網により連携し、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、地域間の連携を強化することにより、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

#### ① 広域交通軸

（自動車道）

- 広域的な移動と連携を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道を広域交通軸として位置づけます。

（鉄道）

- 広域的な移動と連携の交通軸として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（後免駅～奈半利駅）を広域交通軸として位置づけます。



土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（写真左：穴内駅 写真右：オープンデッキ車両）

#### ② 地域連携軸

（都市間連携軸）

- 東部圏域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、国道、県道を都市間連携軸として位置づけます。

（都市内連携軸）

- 都市内での生活に必要な、拠点間を移動するための道路及び生活路線バスルートを都市内連携軸として位置づけます。



都市間連携軸（県道黒岩東浜線）

（新規道路）

- （県道）安芸中インター線、中央線、あき病院球場線、海岸線、安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への新ルートを新たな地域連携軸として位置づけます。

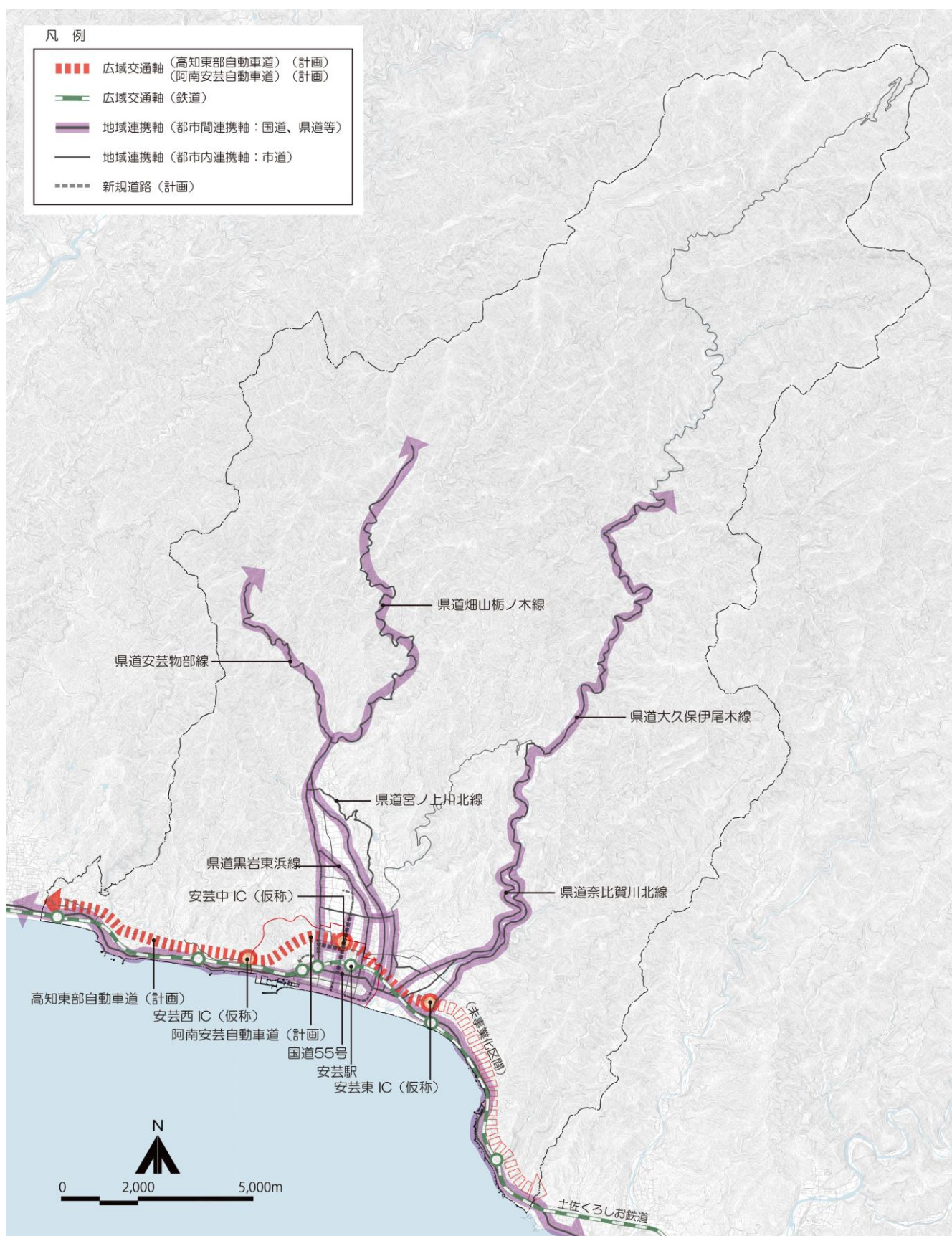


図 4-5 将来都市構造図（都市軸となるネットワーク）

#### (4) 都市の核となる拠点（点）

##### 【都市の核となる拠点】

- 市街地や集落の役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点づくりを進めます。また、拠点間や周辺都市との連携により、効率的な都市機能の利活用と都市の持続可能な発展を促進します。

##### ① 都市拠点

- 都市機能の集約・集積とともに、まちなか居住を図る拠点を都市拠点と位置づけます。
- 都市拠点は、商業・業務、医療・福祉、教育、文化・交流や公共サービスなどの様々な広域的な都市機能が集積する「中心市街地及び周辺」「安芸中IC（仮称）及び周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」とし、複合的な機能を維持・強化します。



都市拠点（商店街方面）



都市拠点（県立あき総合病院）

##### ② 生活拠点

- 都市拠点を補完する拠点を生活拠点と位置づけます。
- 生活拠点は、駅やバス停周辺等のすでに形成されている市街地の維持や、歩いて暮らせる日常生活機能の維持・強化を図ります。
- 東川地域や畑山・栃ノ木・尾川地域などの人口減少・高齢化が著しい中山間地域や海岸部などでは、多様な生活に配慮しつつ、公民館、集会所などの地域コミュニティの維持や郵便・ATMなどの日常生活に必要な機能の集約・確保を促すとともに、公共交通の充実を図ります。



生活拠点（穴内駅・穴内郵便局周辺）

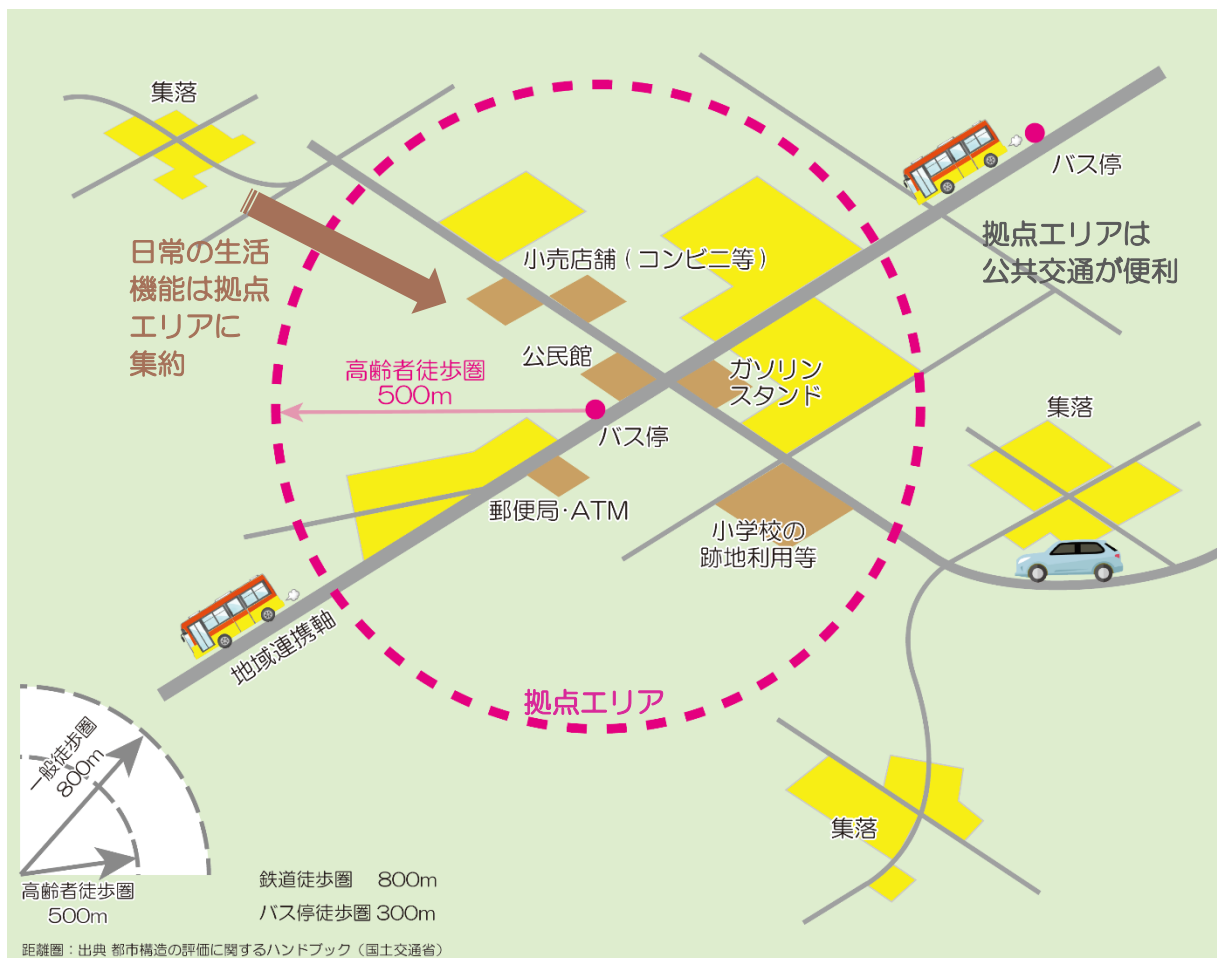


図 4-6 生活拠点イメージ

### ③ 教育拠点

- 統合学校を教育拠点として位置づけます。(市立小学校は統合に向けて検討中、市立中学校 2 校は 1 校に統合、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合)
- 教育拠点は、静穏な環境に配慮するとともに、通学の利便性を向上するための公共交通の充実を検討します。

### ④ 産業拠点

- 植野工業団地周辺及び安芸漁港、伊尾木漁港を産業拠点と位置づけます。なお、市内には、移転予定の柚子処理加工施設をはじめ、JA高知県安芸集出荷場、JA高知県赤野集出荷場、JA高知県穴内集出荷場などの小規模な産業拠点も立地しています。
- IC周辺（安芸中IC（仮称）及び周辺は都市拠点としての複合拠点）等、今後交通利便性に優れることになる区域については、産業系用地の確保並びに企業誘致について検討します。

## ⑤ 観光交流拠点

- 広域的な観光の集客や地域のレクリエーション活動を支える場を観光交流拠点と位置づけます。
- 安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、伊尾木洞の自然資源等の主な観光資源を観光交流拠点と位置づけます。
- なお、これらの拠点を有する市街地周辺一帯を市街地周辺観光交流ゾーンとし、赤野休憩所、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯を中山間地域観光交流ゾーンと位置づけ、観光、交通基盤の充実を図ります。



観光交流拠点（岩崎彌太郎生家）



観光交流拠点（道の駅大山）

## ⑥ 防災拠点

- 安芸市では、地震・津波対策だけでなく、台風や集中豪雨に対する、浸水や土砂流出などへの対策が必要です。このような災害に備えるため、「市役所（災害対策本部）」「安芸市防災センター」「高知県安芸総合庁舎」「安芸警察署」「県立あき総合病院」「安芸タイガース球場（西八幡公園）」を防災拠点と位置づけます。



防災拠点（安芸市防災センター）

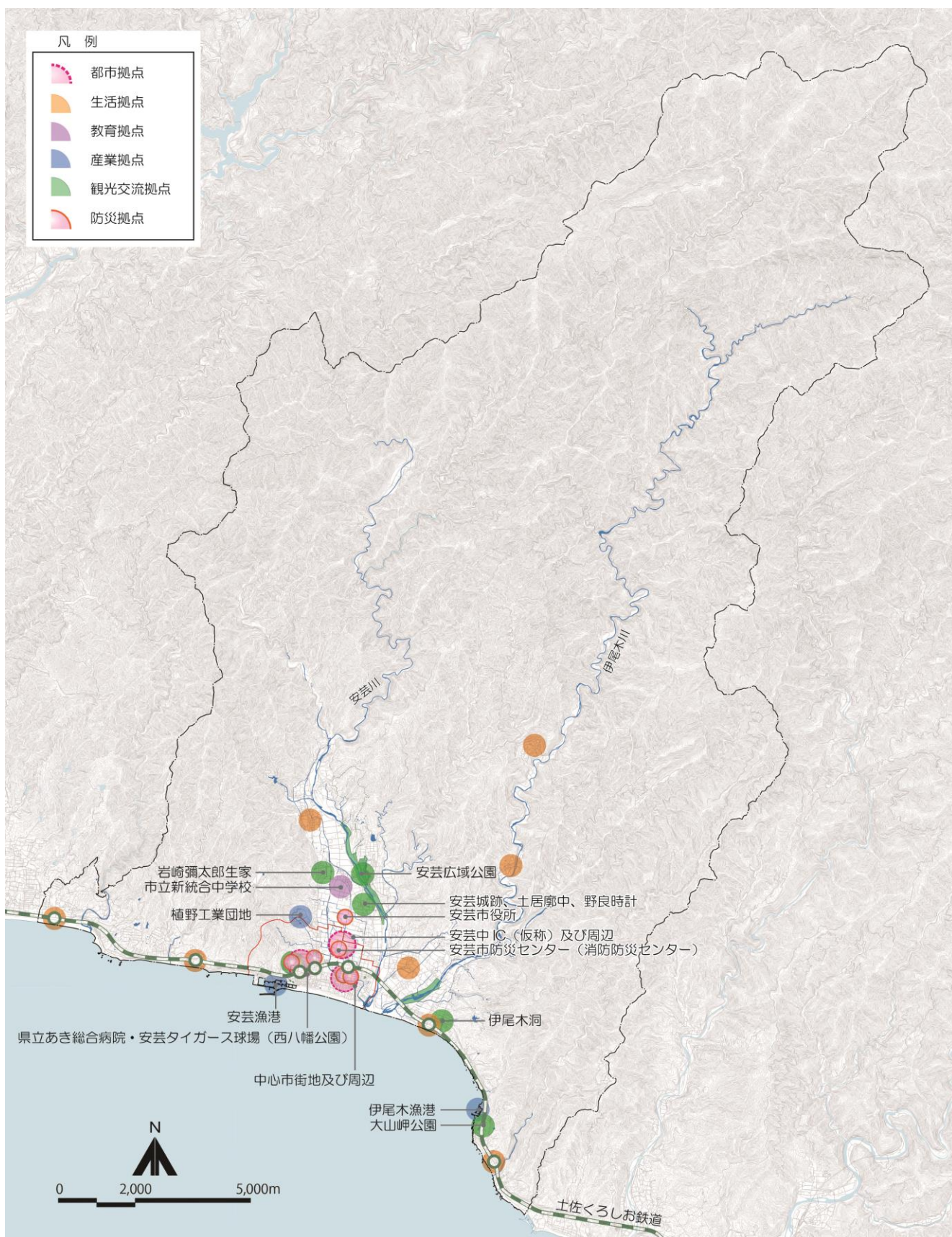


図 4-7 将来都市構造図（都市の核となる拠点）

## (5) 安芸市の目指す将来都市構造

### 【安芸市の目指す将来都市構造】

核となる市街地の 3 極周遊型構造  
+  
市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

将来都市像『健康・元気都市』の実現に向けて、安芸市の将来都市構造として「核となる市街地の 3 極周遊型構造+市街地をとりまく拠点ネットワーク構造」を目指します。

#### ○核となる市街地の 3 極周遊型構造

- ・暮らしの中心となる市街地は、3 つの都市拠点「中心市街地及び周辺」「安芸中 IC（仮称）周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」を核とし、公共交通の連携により、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、拠点間や周辺都市との連携を強化し、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

#### ○市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

- ・市街地をとりまく地域は、田園の中の居住地や様々な集落などの役割に応じて、必要な生活機能を集積した拠点づくりを進めます。また、生活拠点間の相互補完による拠点ネットワークを形成し、効率的な生活機能の利活用を促進します。

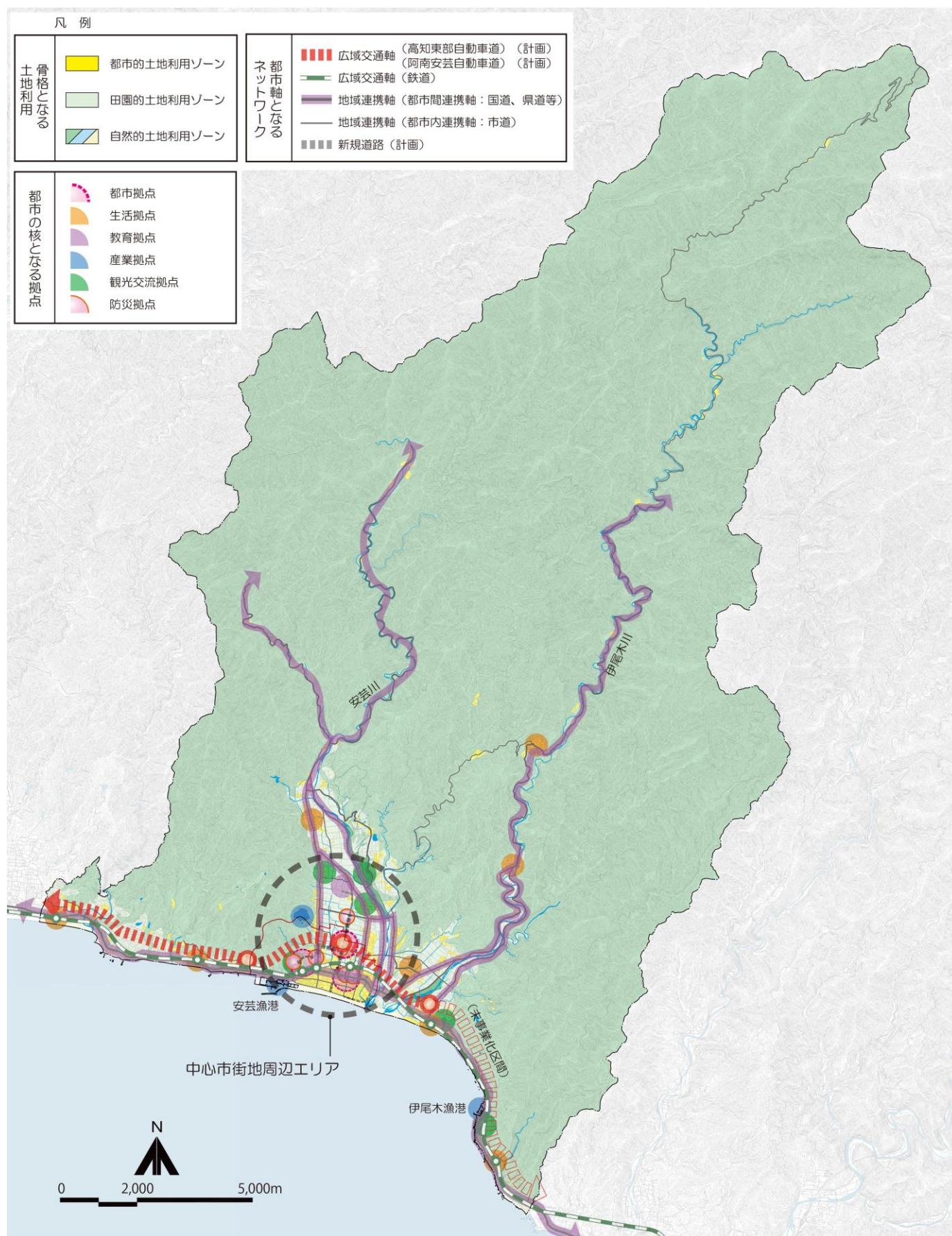
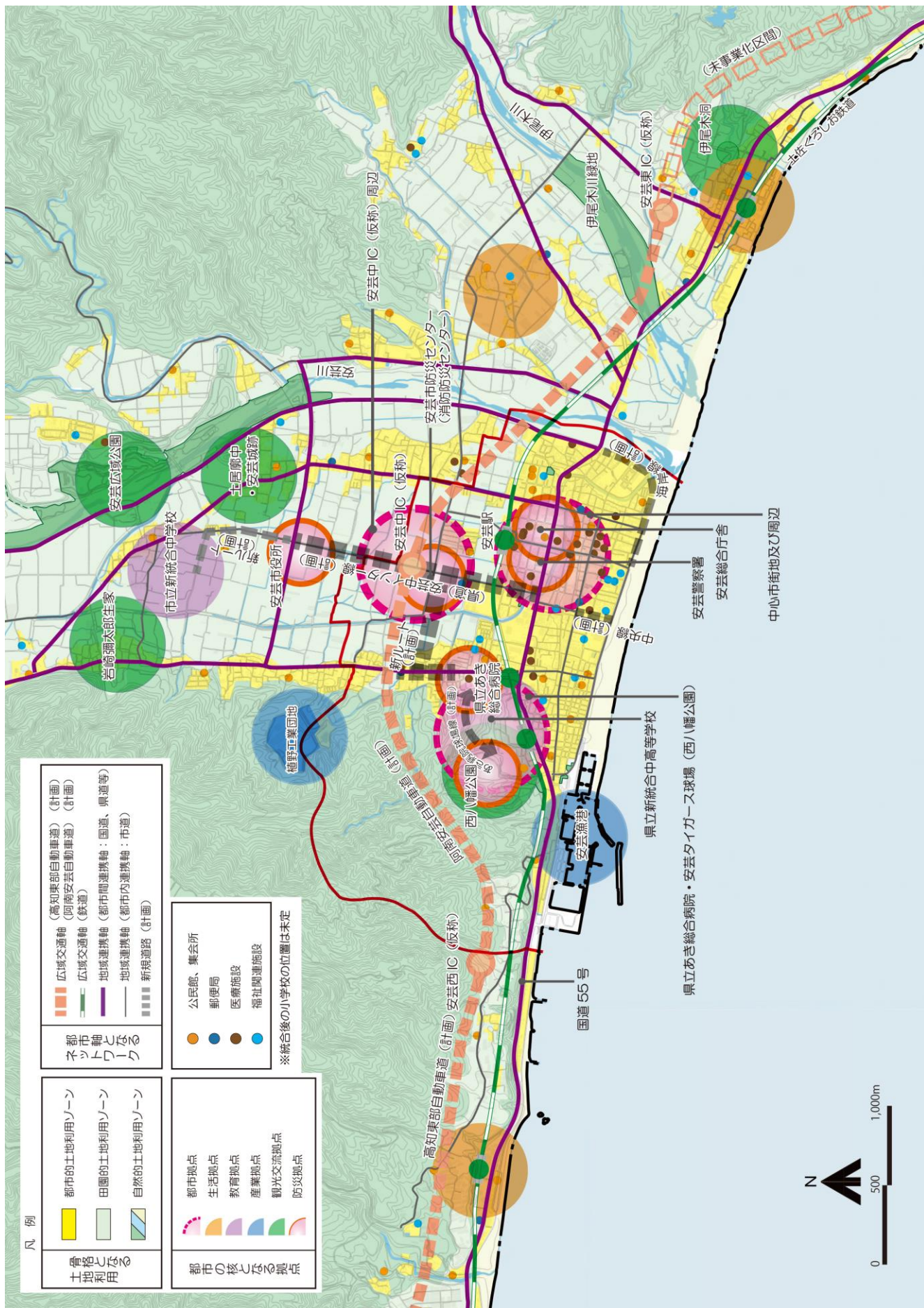


図 4-8 安芸市の目指す将来都市構造図 (多極連携型都市構造)



## 4.3 安芸市の新たな都市計画の方針

安芸市では今後、新たなネットワーク形成や新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」並びに津波浸水想定区域などのハザードエリアにおける都市計画の考え方について、検討する必要があります。将来都市構造の実現に向け、それぞれの検討方針を以下に示します。

### 4.3.1 都市計画区域見直しの検討

高知東部自動車道・阿南安芸自動車道並びに IC 整備に伴う都市化への進展、市役所の移転、学校統廃合などによる都市構造の変化などを踏まえた場合、これからの安芸市は、都市計画区域内外にわたり、適切な土地利用について検討することが必要となります。特に、IC 周辺の土地は利便性や利用価値が高く、民間開発の需要も高まるため、土地利用の状況を見極めつつ、土地利用のコントロールによる計画的なまちづくりが必要となります。

安芸中 IC（仮称）南側などの都市計画区域内は、（県道）安芸中インター線の整備、地区計画の導入などにより、計画的な土地利用を進めることができます。

一方、市役所の移転、学校統廃合による移転先は都市計画区域外となるところも多く、農地と調和した土地利用の保全や、比較的小規模な開発行為等の無秩序な開発の抑制が、都市計画上、重要な課題となります。

このようなことから、安芸市は今後、将来人口や産業の見通し、総合計画などのまちづくり計画の進捗状況等を把握した上で、都市計画区域の見直しについて検討します。これにより、地区計画制度等の都市計画手法の活用を可能とすることで、無秩序な都市化をコントロールし、安芸市の持続可能な発展に資する適正な土地利用を進めることとします。

#### ○検討対象地区

- ・市役所の移転及び都市計画区域外の学校統廃合の予定地周辺の都市計画区域の見直しを検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

## 4.3.2 新たな拠点と周遊型ネットワークの形成

### 〔1〕新たな拠点形成（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）

社会経済活動の主要機能を担う新たな拠点を形成します。各拠点形成においては、周辺土地利用の無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を図る必要があります。

#### ① 複合的な機能を有する都市拠点の形成

- ・従来の「中心市街地及び周辺」に加え、「安芸中 IC（仮称）周辺」「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」を新たな複合的な都市拠点として形成します。

（土地利用の検討）

##### ● 「中心市街地及び周辺」

- ・現行の中心市街地としての都市機能の集約や商店街の活性化及び学生や市民・観光客を呼び込む魅力づくり
- ・安全性の高い居住地としての土地利用を検討

##### ● 「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」

- ・安心して健康な暮らしを支え、市内を効率的にネットワークする防災拠点としてや安芸市の重要な観光交流拠点となる複合拠点の形成を検討
- ・土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線「あき総合病院前駅（仮称）」の設置を促進

##### ● 「安芸中 IC（仮称）周辺」

- ・安芸中 IC（仮称）南側は、広域交通を活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用を検討
- ・安芸中 IC（仮称）北側（市役所・市立新統合中学校を除く）は、優良農地の保全を検討
- ・既存の観光資源との連携等を推進

## ② 市役所や市立新統合中学校周辺の土地利用コントロール

- 市役所や教育拠点となる市立新統合中学校周辺は、施設にふさわしい拠点形成を検討します。なお、市立小学校は統合に向けて総合的に検討を進めています。また、県立中高 1 校と県立高校 1 校は県立中高 1 校に統合を進めています。
- 市役所の移転先は都市計画区域外となります。また市立新統合中学校は都市計画区域外となるものもあります。これらの拠点周辺は、農地と調和した土地利用の保全や、無秩序な開発行為等の抑制について検討します。



市役所予定地周辺

### （土地利用の検討）

- 「市役所周辺」「教育拠点」
  - ・ 優良農地の保全を検討

## 〔2〕 拠点周遊型ネットワークの形成と沿道土地利用

安芸市の主要拠点を結ぶ拠点周遊型のネットワークを形成し、効率的で暮らしやすいまちづくりに取り組みます。また、新設道路については、適切な沿道土地利用を検討します。

### ① 拠点を周遊する新たなネットワーク機能の形成

- 新たに「（県道）安芸中インター線」「中央線」「海岸線」「あき病院球場線」及び「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」を整備します。これらのルートは、市街地において環状線を形成することとなり、地域の社会経済活動を好循環し、市民の健康で元気な暮らしを支える生活軸となります。

### （ネットワークの形成）

- 「（県道）安芸中インター線」「中央線」
  - ・ 安芸中 IC（仮称）からの来訪者や物資をまちなかへと運ぶ骨格軸であり、産業の活性化を担うネットワーク機能の形成
  - ・ 中山間地域～市役所・市立新統合中学校～中心市街地～海岸を直接結ぶルートとして、市民の健康づくり、楽しく安全な通勤通学、わかりやすい観光を提供



（県道）安芸中インター線供用区間

●「あき病院球場線」

- ・防災拠点（県立あき総合病院）と避難場所（安芸タイガース球場（西八幡公園））を短絡し、県道安芸物部線と国道 55 号に直結することにより、市内の防災対策のためのネットワークを形成
- ・観光交流拠点となる安芸タイガース球場（西八幡公園）・球場前駅と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワークや駐車場の形成

●「海岸線」

- ・安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートとして、緊急時の海からの物資輸送や沿岸部からの避難のための防災対策のネットワークの形成
- ・安芸漁港、学校統廃合により生じる学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などを結ぶ海岸ルートとして、市民の健康や観光客のための新たな魅力づくりに資するレクリエーションネットワークの形成

●「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・安芸中 IC（仮称）（（県道）安芸中インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）をつなぐ、市内の防災や暮らしのネットワークの形成



新ルート検討箇所付近

② 新設道路沿道の適切な土地利用

- ・新たな道路整備にあわせ、沿道における計画的な土地利用について検討します。

（土地利用の検討）

●「（県道）安芸中インター線」「中央線」

- ・中心市街地への市民や観光客の誘導及び商店街の活性化に資する沿道土地利用について検討

●「あき病院球場線」

- ・防災対策及び観光レクリエーションに資するネットワークとして、周辺緑地の保全について検討

●「海岸線」

- ・歩行者に配慮するとともに、安芸市の魅力向上に資する沿道土地利用について検討

●「（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」

- ・市街地を周遊する新ルートとして周辺農地との調和や景観に配慮した沿道土地利用について検討

### 【3】 公共施設跡地の有効活用

安芸市では、市役所及び市立新統合中学校の整備に伴い、多くの公共施設跡地が創出されます。今後は、施設の持続的な運営や維持管理に配慮しつつ、これら公的資産の有効活用を検討する必要があります。

#### ① 市役所跡地・学校跡地の有効活用

- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用が必要です。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。

（土地利用の検討）

##### ● 「市役所跡地」

- ・ 中心市街地としての立地特性を活かし、にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用について検討

##### ● 「学校跡地」

- ・ 中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮し、安芸中 IC（仮称）などを結ぶ多様な機能（観光交流、地場産業、市民のコミュニティ活動、スポーツ、合宿等）について、地域の魅力づくりのための土地利用について検討

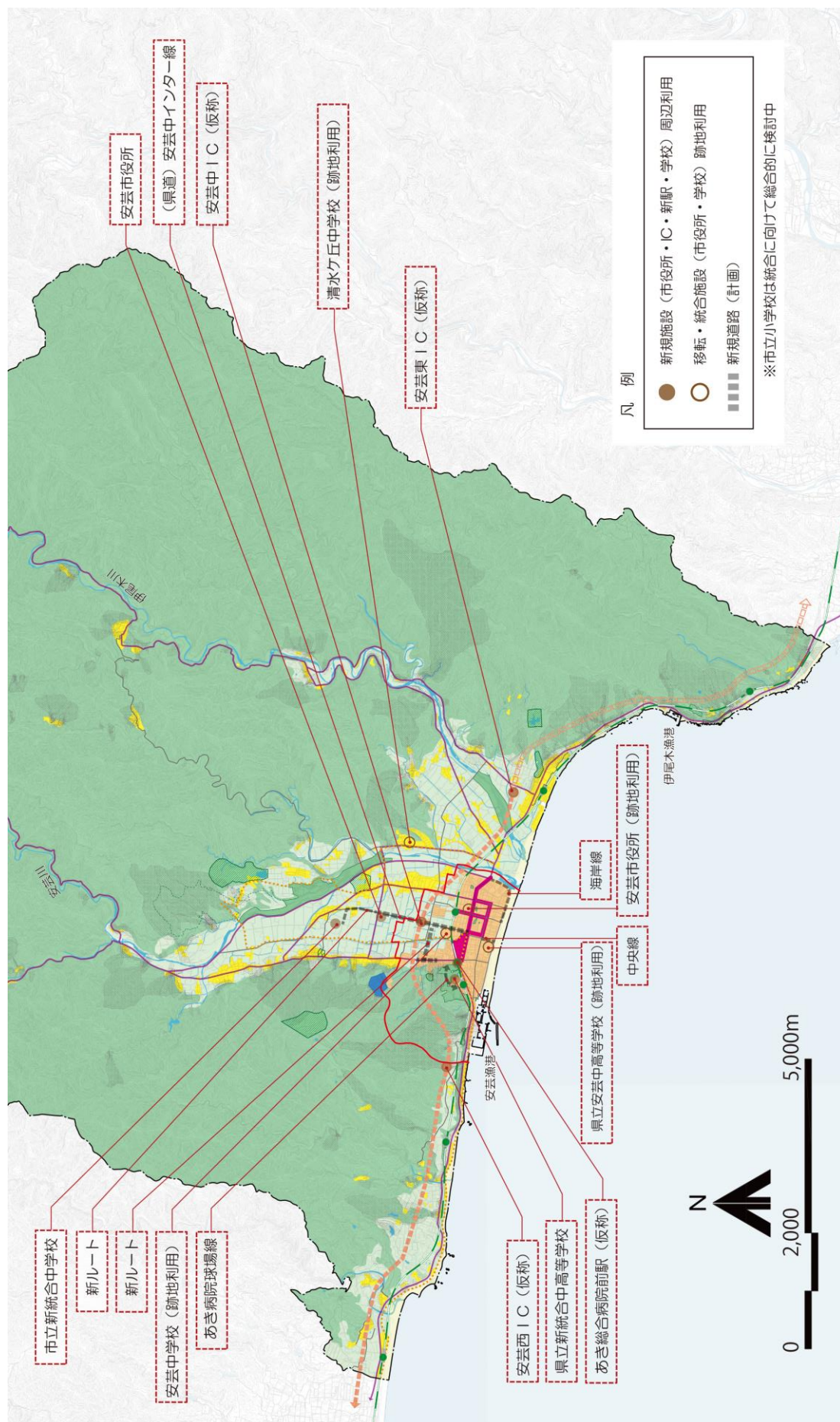


図 4-10 検討が必要な新たな拠点とネットワーク

### 4.3.3 災害に強い都市防災

安芸市の中心市街地や沿岸部は、多くの市民の暮らしや産業の基盤となっており、安芸市にとって代替性のない商業・業務や居住の場となっています。

安芸市においては、地震・津波災害のみならず、近年の自然災害に対応するため、災害リスクを踏まえた土地利用について検討します。

#### 〔1〕南海トラフ等による地震・津波の災害対策

南海トラフ地震・津波等による災害への対策を推進します。

- ・中心市街地や沿岸部の津波浸水想定区域においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されますが、防災体制の充実を前提として、公共施設の耐震化・耐浪化、避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討等、地震・津波に対する複合的な取組を推進します。
- ・沿岸域では、漁港、海岸の自然災害について防災対策を推進します。また、沿岸域は海岸保全区域に指定されており、引き続き、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護します。

##### ○中心部における持続可能なまちづくりの検討の方向

- ・安芸市の中心部のほとんどは、津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のない暮らしや商業の基盤となっていることから、安全な区域への移転を推進することは難しい状況です。
- ・このため、中心部で持続可能なまちづくりを行うにあたっては、津波浸水のハザードエリアや土砂災害危険箇所等を勘案した複合的な取組のもと、安全対策が可能な地域として、居住を維持するとともに新たな居住者も住み続けられるように取り組みます。
- ・以上から今後、

『中心部の魅力ある都市機能の集約』

『既存の居住区域における防災・減災対策の促進』

を両立させる方針として

「防災体制の一層の充実の上で、公共施設や建替え時の建物の耐震化、耐浪化、避難できる通路の確保、津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取組等の推進」について検討します。

## 〔2〕防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化

南海トラフ地震・津波等による災害時の対策として防災拠点の確保と緊急輸送道路ネットワークの強化を推進します。

### ① 防災拠点の確保

- 市役所、安芸市防災センター、高知県安芸総合庁舎、安芸警察署、県立あき総合病院、安芸タイガース球場（西八幡公園）を防災拠点として位置づけます。

### ② 新設道路を活用した緊急輸送道路ネットワークの形成

- 高知県では、南海トラフ地震発生直後の負傷者の救出や、支援物資などの受入れを迅速に行えるように、あらかじめ、優先して通行を確保すべき防災拠点やそこに至る啓開ルートを設定しています。安芸市では国道 55 号などが啓開道路です。
- 安芸市では、これらの啓開道路を骨格として、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道、（県道）安芸中インター線、中央線、あき病院球場線、安芸漁港からの海岸線、安芸 IC～県立あき総合病院への新ルートなどにおいて緊急輸送道路網の形成を図ります。
- 安芸橋等をはじめ、道路、橋梁、鉄道等の耐震性を図るとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上を促進します。



国道 55 号

### 〔3〕密集市街地における防災・減災対策

密集市街地等における防災・減災対策を推進します。

#### ① 密集市街地の解消（建築の防災・減災対策）

- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、老朽家屋の解消や建替え時の耐浪化等により、延焼しにくい街区を形成します。
- ・狭あい道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備を推進します。

#### ② 公共施設の防災・減災対策

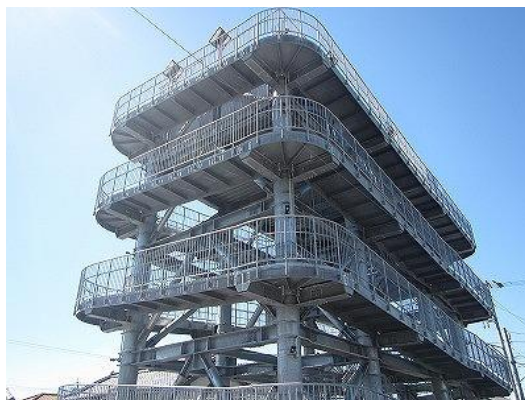
- ・安芸市民会館、安芸市民図書館は、建築基準法に基づく現行の耐震基準（建築年次昭和 56 年 6 月 1 日）以前の建物であり、耐震補強の必要な施設です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、更新・移転について検討します。
- ・密集市街地における危険性を低減するため、ブロック塀の撤去を促進します。

### 〔4〕避難場所・避難できる通路などの整備・充実と防災意識の向上

安全・安心な避難場所及び避難できる通路の確保、防災設備の整備に努めるとともに、市民の防災意識の向上を促進します。

#### ① 避難場所・避難できる通路の確保

- ・津波浸水想定区域内における津波避難ビルや避難タワーなどの避難場所やコミュニティ防災拠点の拡充、公園・緑地や市街地内の道路の活用により、計画的かつ早急な避難場所及び避難できる通路の配置・整備を推進します。また、高台までの経路へのバッテリー付き避難誘導灯の整備を推進します。
- ・避難困難区域の再検討を進め、さらなる安全性の向上に努めていきます。



避難タワー

#### ② 災害弱者への対応

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための道路整備を推進します。

#### ③ 地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備を推進します。
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備を推進します。

#### ④ 防災・減災意識の向上の強化

- ・地域での防災訓練、自主防災活動の実施等により、防災意識の向上を促進します。

## 〔5〕 河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策

都市防災対策として河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策を推進します。

### ① 河川改修や内水氾濫対策等の実施

- ・ 安芸川、伊尾木川等の河川について、計画的な改修を促進します。
- ・ 江ノ川などの市街地の内水氾濫による浸水対策として、河川改修、雨水排水施設整備等の計画的な整備を促進します。
- ・ 老朽箇所、流水断面不足施設における施設の更新、流水断面の拡大等として、安芸川、江ノ川の河床掘り下げを促進します。

### ② 無秩序な開発の抑制（水源涵養）

- ・ 雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。

### ③ 山間部・丘陵地における土砂災害対策

- ・ 砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を引き続き把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進の災害予防対策を推進します。

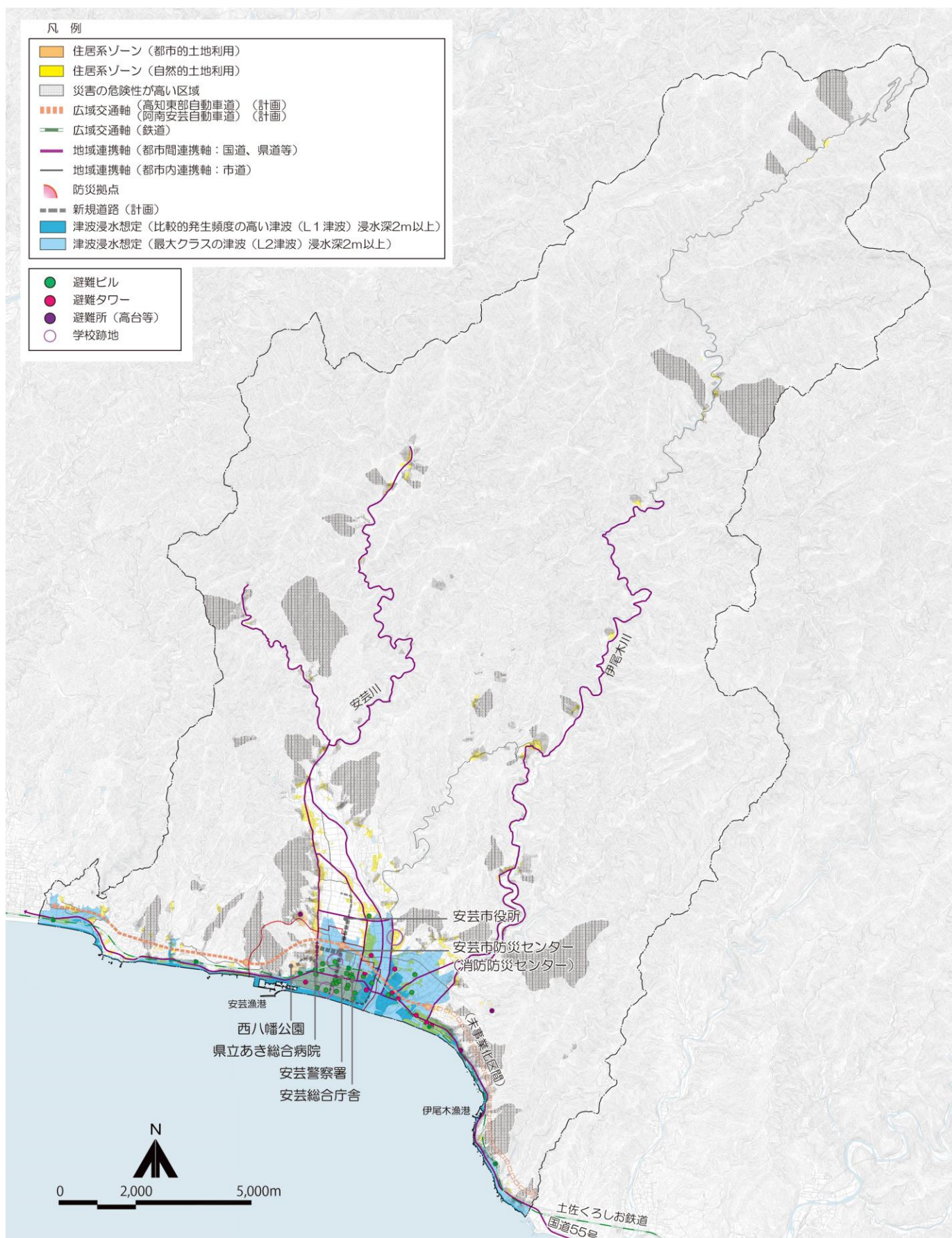


図 4-11 都市防災の方針図



## 4.4 分野別方針

### 4.4.1 土地利用

都市的土地利用ゾーン、田園的土地利用ゾーン、自然的土地利用ゾーンの役割分担を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

#### 〔1〕魅力ある中心市街地の形成

中心市街地は、東部圏域の商業拠点として土地の有効利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します。

##### ① 「圏域拠点」となる商業・業務地の形成

- ・安芸市の中心市街地は、高知県東部圏域内に所在する各都市の相互扶助を支える「圏域拠点」（高知県東部圏域都市計画区域マスタープラン）と位置づけられており、商業・業務など広域的な役割を担う多様な都市機能を維持・集積することが求められています。
- ・国道 55 号沿道は、商業・飲食、サービス等の沿道型施設等の商業機能の維持を図ります。また、行政機関や観光拠点等の立地特性を活かした観光、流通や文化機能などの幅広い都市機能の集約を図ります。
- ・中心市街地を縦断する（県道）安芸中インター線及び中央線は、中山間地域～安芸中 IC（仮称）～海岸までを結ぶ地域連携軸であり、市民や観光客を中心市街地へと誘導する機能の確保について検討します。

##### ② 魅力ある「中心市街地及び周辺」（都市拠点）の形成

- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図ります。
- ・魅力と特色ある商業空間の創出を図るため、中心市街地活性化基本計画の見直しについて検討します。中心市街地の活性化に向けては、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の充実について検討します。また、起業や後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の促進や、観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力ある商店街の形成、並びに日常生活の利便に寄与する店舗の立地等を促進します。
- ・安芸駅周辺は、中心市街地と連続した商業地として、計画的な土地利用について検討します。

#### 〔2〕快適な生活環境の形成

まちなかにおける快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる住環境を形成します。

##### ① 子育てや健康な暮らしのための生活サービス機能の充実

- ・中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用の充実を促進します。

- ・沿岸部は、学校跡地、安芸市健康ふれあいセンター「元気館」などの有効活用を検討します。また、市民や観光客の憩いと健康づくりの場としての土地利用を検討します。
- ・地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等は、適正な配置に配慮しつつ、施設の充実を図ります。
- ・ICT（情報通信技術）環境の充実、活用により、健康に暮らせる安全・安心な住環境の充実を検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

## ② 移住・定住対策としての適正な住宅供給

- ・まちなかの低・未利用地の有効利用として空き家バンクや民間活力等の活用を促進することで、若者向け等の定住対策を進めます。
- ・桐ヶ内団地の建替えを進め、適正な維持管理を進めます。

## 〔3〕産業拠点の充実

次世代に続く地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。

### ① 工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用の維持・充実

- ・既存工業団地の操業環境の維持・充実や地場産業に資する柚子処理加工施設の移転に際して、鉄道駅、IC とのアクセスの確保により、流通機能の向上を図ります。また、JA 高知県赤野集出荷場、JA 高知県穴内集出荷場、JA 高知県安芸集出荷場などの産業関連施設は、これらを取りまく環境整備の維持・充実を図ります。

### ② 農業・漁業の維持と活性化に向けた土地利用の充実

- ・新規就業者支援、特産品開発、農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興に向け、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。
- ・市街地周辺や中山間地域の優良農地では、圃場整備等の農業基盤整備の推進、施設園芸の近代化、耕作放棄地対策等を推進します。

## 〔4〕中山間地域における既存の集落維持

中山間地域における快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して暮らせる集落環境を確保します。

### ① 既存の集落等を維持・保全するための適正な土地利用

- ・集落における適正な土地利用を図ります。この際、優良農地の保全、居住に際して検討が必要な土砂災害等の危険な箇所（「土石流危険渓流」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」等）、「津波想定」の区域等に配慮します。

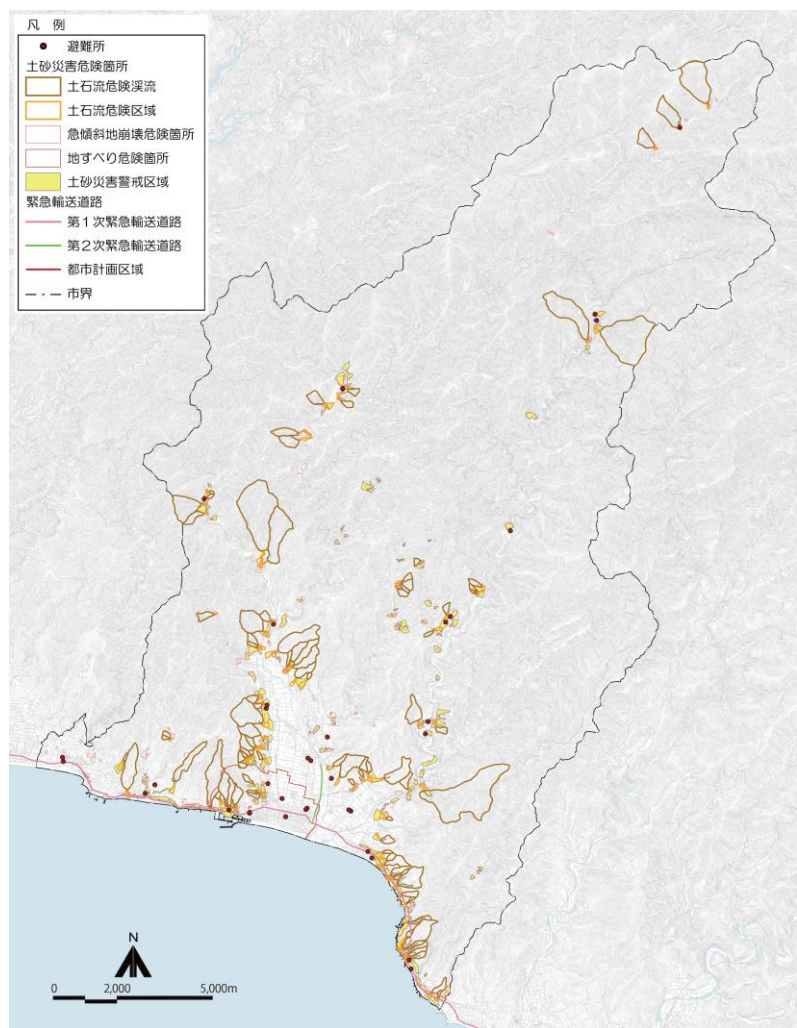


図 4-13 土砂災害危険箇所・避難所・緊急輸送道路・

出典：国土数値情報（土砂災害危険箇所：平成 22 年度高知県）、避難所（平成 24 年度 安芸市地域防災計画）、緊急輸送道路（平成 27 年 7 月高知県地域防災計画）

### ② 健康で元気に暮らせる生活環境の維持・充実

- ・道路、公共下水道等、合併浄化槽などのインフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。
- ・過疎化の深刻な中山間地域において、既存集落等へ生活サービスが効率的に提供されるとともに、地域の支え合い活動の推進及び有効な制度として小さな拠点等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

### ③ 移住・定住対策の推進に向けた土地利用の活用

- ・空き家や耕作放棄地を活用し、UI ターンの推進などの移住者の受け入れ環境の整備や、担い手農家への農地集積を検討します。
- ・公共交通機能を利用して、バス停周辺などへの計画的な土地利用の活用について検討します。

## 《ゾーン別 土地利用方針》

### [住居系ゾーン]

- ・住居系ゾーンは、一団の住宅地や集落が形成された地域を位置づけます。

（都市的土地利用における住居系ゾーン）

- ・都市的土地利用における住居系ゾーンは、中心部の現行の市街地を位置づけ、利便性が高く、良好な居住環境を有する地域の形成を図ります。
- ・このゾーンは、駅や商業・業務機能の配置にあわせ、まちなか居住を中心とした若者や子育て世代、高齢者、障がい者にとって良好な居住環境を検討します。
- ・中心市街地の商店街は、地域の顔となる商業地として土地の有効利用を図り、魅力と特色ある商業空間の創出を図るため、中心市街地活性化基本計画の見直しについて検討します。
- ・沿岸に近い木造密集地域は、用途の混在や敷地の細分化を防止し、災害に強い居住環境の形成を促進します。

（自然的土地利用における住居系ゾーン）

- ・自然的土地利用における住居系ゾーンは、豊かな自然や田園環境に囲まれた既存集落地を位置づけます。
- ・このゾーンは、多世代居住などのゆとりある居住環境として、魅力ある田園集落を形成します。

### [商業・業務系ゾーン]

- ・商業・業務系ゾーンは、県立あき総合病院から国道55号沿道一帯の商店街や、安芸駅周辺一帯を位置づけます。
- ・このゾーンは、安芸市の中心市街地であることから、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能を誘導します。
- ・また、空き地・空き家等の低・未利用地を活用し、土地の有効利用や機能の集積を図るとともに、安芸市の顔としての都市景観の形成を図ります。
- ・安芸駅周辺や商店街一帯は、交通利便性を活かし、地域内や広域的な集客力を強化し、商店街の活性化に資する土地利用について検討します。

（移転・統合施設跡地、IC 周辺）

- ・中心市街地における市役所や統合学校の移転跡地は、行政・文化機能、商業機能、防災機能、観光交流機能など、周辺土地利用との調和に考慮して、土地の有効活用について

総合的な検討を進めます。

- ・安芸中 IC（仮称）南側は、交通の利便性を活かした新たな産業を展開できる土地利用等として、新たな流通業務系や住居系の土地利用について検討します。

（新設道路沿道）

- ・（県道）安芸中インター線沿道は、都市拠点を結ぶ重要な路線となります。このため、利便性を活かした商業・サービス施設などの沿道土地利用について検討します。
- ・あき病院球場線は、防災拠点の県立あき総合病院と避難場所の安芸タイガース球場（西八幡公園）を短絡するルートであり、市内の防災対策のネットワーク機能を形成します。また、観光交流拠点である安芸タイガース球場（西八幡公園）と中心市街地を結び来訪者を市内へと誘導・周遊させるレクリエーションネットワーク機能を形成します。
- ・海岸線沿道は、安芸漁港から沿岸部を通る安芸市外縁のルートであり、市民や観光客のための海岸沿いの魅力的な空間をつくる土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）（（県道）安芸中インター線）～県立あき総合病院（県道安芸物部線）を結ぶ新ルートは、市内の防災や暮らしのネットワーク機能を形成する周辺土地利用について検討します。

## 【工業系ゾーン】

- ・工業系ゾーンは、植野工業団地の周辺地域を位置づけます。また、移転が検討されている柚子処理加工施設周辺をはじめ、JA高知県安芸集出荷場、JA高知県赤野集出荷場、JA高知県穴内集出荷場なども小規模な産業拠点として機能の維持・充実を進めます。
- ・これらにより、さらなる工業施設の誘致や集積を進め、活力の向上と働く場の創出を促進します。

## 【農業・漁業系ゾーン】

- ・農業・漁業系ゾーンは、市街地を取り巻く田園地域、中山間地域や安芸漁港、伊尾木漁港周辺一帯を位置づけます。
- ・農業系ゾーンは、農業生産基盤の維持・充実を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の向上を図ります。
- ・漁業系ゾーンは、漁港機能の充実とともに観光交流機能の充実を図るため、土地の有効活用を図ります。
- ・多面的な農業・漁業の展開として、観光農園等の利用や、農業・漁業体験をとおしての市民や観光客との交流の場としての活用を検討します。

(安芸中 IC (仮称) 北側)

- 安芸中 IC (仮称) 北側 (市役所・市立新統合中学校を除く) は、優良農地の保全を検討します。

## [自然環境系ゾーン]

- 自然環境系ゾーンは、安芸市の北部に広がる中山間地域を位置づけます。
- 自然環境系ゾーンのうち、市域の約9割近くを占める山林については、森林が有する水源涵養や国土保全等の公益的機能を維持しながら、都市と山村が交流する観光交流の場として活用します。
- 手結住吉県立自然公園や伊尾木洞などの優れた自然資源、安芸川、伊尾木川などの清流、自然と調和した里山環境、海岸の自然を保全します。
- 安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地等は都市公園・都市緑地として適正な整備及び維持管理を進めます。

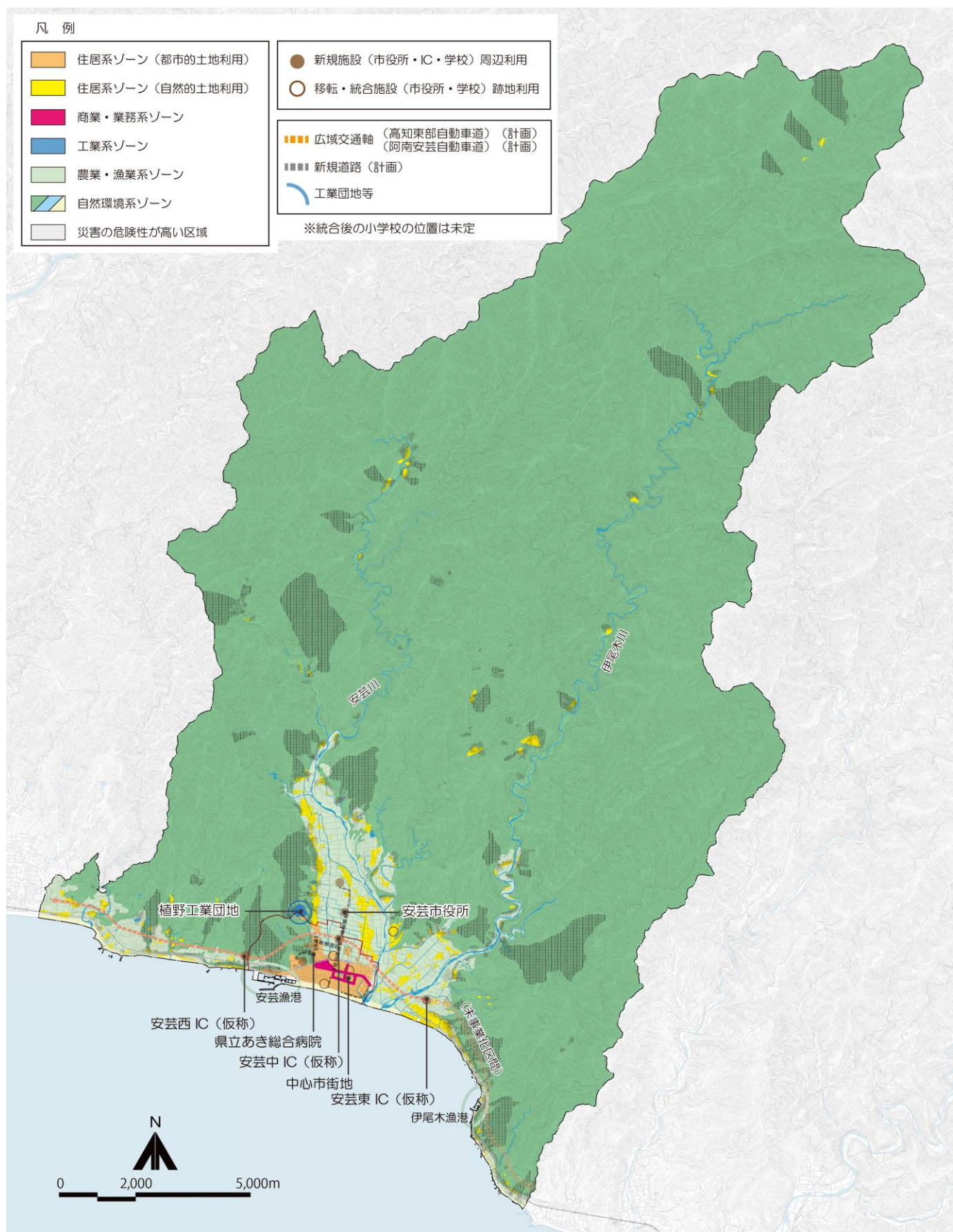


図 4-14 土地利用の方針図



## 4.4.2 市街地整備

活力があり、安全で快適な市街地の形成を図ります。

### 〔1〕安全・安心な住居系市街地の形成

都市計画区域内の住居系市街地は、複合的な安全対策を講ずることにより、安全・安心な居住地を形成します。

#### ① 現行の市街地

- 都市計画区域内の住居系ゾーンは、安全・安心な居住地を形成します。
- 住居系ゾーンの低・未利用地については、計画的かつ周辺と整合のとれた土地利用転換を検討し、有効活用を進めます。
- 安芸市の中心市街地の多くは津波浸水想定区域内に位置するため、用途の混在や敷地の細分化を防止します。また、津波浸水想定区域内で耐震性がなく、耐用年数を超過している住宅の用途を廃止するなど、災害に強い居住環境を検討します。
- 木造の密集市街地等においては、狭あい道路の解消を推進し、安全・安心な住環境を形成します。
- 建替え時の建物の堅牢化を進めるとともに、低層の木造住宅地においては、災害に強い市街地としての地区計画の導入を検討します。
- 既存の住宅である桐ヶ内団地は建替えを進め、公営住宅の長寿命化対策を進めます。また、元気な高齢者が大勢で暮らせる場所など、生活・居住対策について検討します。

#### ② 新たな住宅地形成

- 安芸中IC（仮称）南側周辺や（県道）安芸中インター線沿道は、周辺環境に調和した沿道型土地利用を検討します。
- 沿道での新たな住宅地は、防災・減災の都市づくりの観点から、津波浸水想定区域や土砂災害危険箇所等を勘案するとともに、優良農地の保全の観点から、必要最小限の居住地域として検討します。

### 〔2〕新たな商業・業務系市街地の形成

都市計画区域内の商業・業務系市街地は、東部圏域及び安芸市の商業拠点として土地の高度利用を促進し、継続的発展に向けて都市機能の集約を図ります。

#### ① 現行の市街地

- 都市拠点の形成のため、中心市街地や地域の内外を結ぶ（県道）安芸中インター線及び安芸駅周辺一帯において土地の高度利用及び都市機能の集約などを推進します。
- 中心市街地に立地する商店街（元町振興会、安芸本町商店街振興組合）では、地域の商業拠点

として活性化等を推進します。また、安芸中IC（仮称）や（県道）安芸中インター線により求心力の高まる立地特性を活かし、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能の集約を図ります。

- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）は、防災拠点または観光交流拠点として、その機能強化を図ります。

## ② 新たな商業・業務地の形成（市役所跡地・県立安芸中高等学校跡地・安芸市立安芸中学校跡地・安芸中 IC（仮称）南側周辺）

- ・市役所跡地や安芸市立安芸中学校跡地は、既存商店街などの活性化、観光交流、災害に強いまちづくりに配慮した安全・安心な市街地形成などについて検討します。
- ・県立安芸中高等学校跡地は、海岸線沿道や安芸市健康ふれあいセンター「元気館」等の立地特性を活かし、海岸沿いの魅力的で健康・元気都市に資する土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC（仮称）南側周辺は、新たな流通業務系の土地利用について検討します。
- ・（県道）安芸中インター線の沿道土地利用は、周辺農地等の環境への影響を考慮し、歩いて楽しめる環境や緑地の確保について検討します。
- ・今後は集約型のコンパクトな市街地形成や既存の商店街の維持・活性化を進めることから、新たな商業系の市街地形成は十分に検討します。

## 〔3〕工業系市街地機能の維持・向上

地域産業の振興に向け、現在の機能の維持・向上を進めます。

### ① 現行の工業系市街地

- ・植野工業団地は、現在の機能の維持・向上を図ります。
- ・新たな安芸中 IC（仮称）、（県道）安芸中インター線、新ルート（安芸中 IC（仮称）～県立あき総合病院）の整備による幹線道路とのアクセス性の向上を図ります。

### ② 新たな工場等の整備

- ・新たな工場地として、柚子処理加工施設の移転を検討します。移転に際しては周辺環境に配慮します。

## 〔4〕農業・漁業系土地利用の機能の充実

農業や漁業の振興・交流の促進、地域産業の振興に向け、市街地との調整を図りつつ、農地の活用や漁港の機能の充実のための土地利用について検討します。

### ① 現行の農業・漁業系土地利用

- ・安芸市の主要産業である農業について、優良農地の適切な保全と営農環境の向上のため、農業生産基盤の維持等を図ります。

- 担い手農家への農地集積により、耕作放棄地の抑制を進めます。
- 漁港は、利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進を図るための施設整備に資する土地利用とします。
- 農地や漁港は、観光農園等の利用や、農業・漁業体験をととしての市民や観光客との交流の場としての活用を検討します。



市街地近郊の農地



安芸漁港

### 4.4.3 都市交通

市街地や中山間地域において、安全で円滑な交通網の形成を図ります。

鉄道や生活路線バスなどの公共交通の活用や、誰もが利用しやすい生活道路、安全で歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

#### 〔1〕総合交通体系の形成

安全で円滑な道路ネットワークを形成し、道路の安全性・利便性を確保します。

##### ① 高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び IC の整備

- ・広域的な都市間や地域の拠点間の連携強化を図るため、高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び3箇所のIC（安芸西IC（仮称）、安芸中IC（仮称）、安芸東IC（仮称））の整備促進を図ります。

##### ② 新規道路の整備

- ・産業の活性化や生活利便性・安全性の向上、防災ネットワークの形成及び渋滞緩和対策として、市街地内の「（県道）安芸中インター線」「中央線」「あき病院球場線」「海岸線」「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院への）新ルート」等の地域内道路の整備を促進します。

##### ③ 既存道路の改良

- ・都市間や拠点間を連結する幹線道路は、渋滞緩和、安全のための拡幅改良を進めます。
- ・都市内をつなぐ市街地の道路は、避難できる通路としての代替機能や救急時の緊急車両の通行機能を確保します。
- ・中山間地域の狭あい道路は、必要に応じて1.5車線化を推進し、日常の生活利便性の向上を図ります。

##### ④ 交差点や歩道の安全対策

- ・交差点や通学路等については、外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保に努めます。

##### ⑤ 都市計画道路の整備

- ・都市計画道路の改良率は県・市合計25.6%であり、低水準な状況です。今後は、安芸市公共施設等総合管理計画に基づき、将来的な改修・更新等の必要性を勘案し、都市計画道路としての位置づけや整備の優先順位等について検討します。

## 〔2〕公共交通サービスの充実

自動車、公共交通、歩行者・自転車等の交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

### ① 多様な公共交通手段の充実

- 東西南北を巡る拠点間の公共交通ネットワークの形成により、周遊型都市構造を実現します。既存の鉄道、路線バス、コミュニティバスのほか、多様な移動手段の役割分担と連携により、効率的な生活交通手段の確保を検討します。
- 商業施設、医療施設、福祉施設、子育て施設及び教育施設などの公共公益施設等の利便性向上につながるバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の確保について検討し、市街地、中山間地域等の交通ネットワークを形成します。
- 病院の利用時間に合わせた市内循環バス（元気バス）など、運行コースや運行時間の充実、民間バス事業者との連携等によるバスサービスの充実を検討します。



安芸駅の通学の様子

### ② 駐車場・駐輪場の整備

- 鉄道利用の促進、観光客の市内周遊などの利便性を高めるため、駅周辺地域における駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備を推進します。
- 特に、公共交通機関の利用者による放置自転車や違法駐車などを防止し、快適な路上空間の確保を図るため、適所での駐輪場や駐車場の整備及び規制の強化を検討します。

## 〔3〕人にやさしい道路づくり

ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車・歩行者道について、全ての人への安全性・利便性・快適性の確保を図ります。また、公共公益施設へのスムーズなアプローチを確保します。



一般県道高知安芸自転車道線

#### ① 人にやさしい道路・健康づくりの道路の整備

- ・快適で安全な生活道路、楽しく思い出に残る通学路、健康・元気都市づくりの一環としての健康づくりルートなどにより、自転車・歩行者道の充実について検討します。

#### ② ユニバーサルデザインの導入

- ・バス停周辺について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
- ・障がい者、車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等のバリアフリー化を進めます。
- ・学校統合にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、通学路などの交通安全施設の充実を図るとともに、防犯、事故防止に取り組みます。

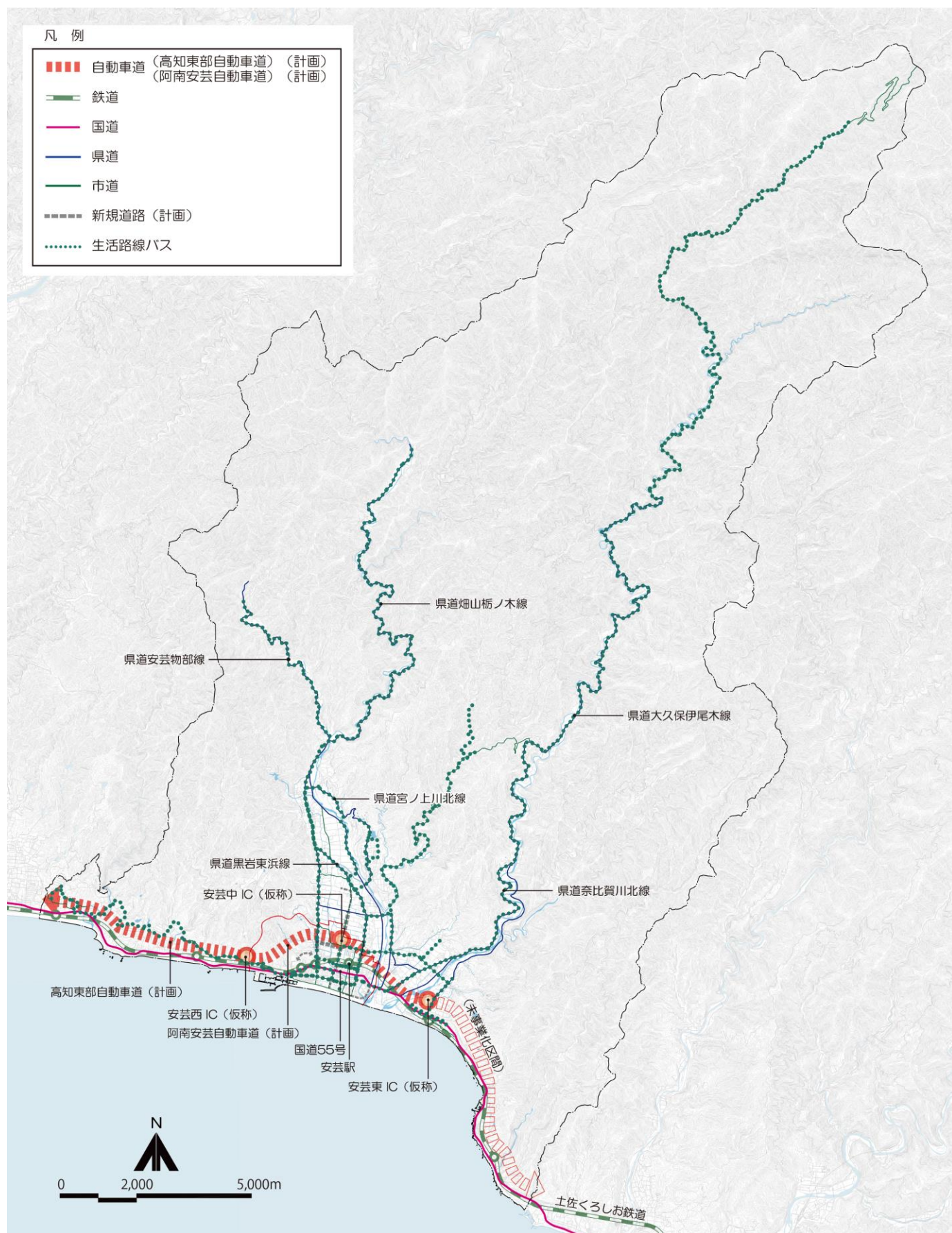


図 4-16 都市交通の方針図 (道路網・公共交通)

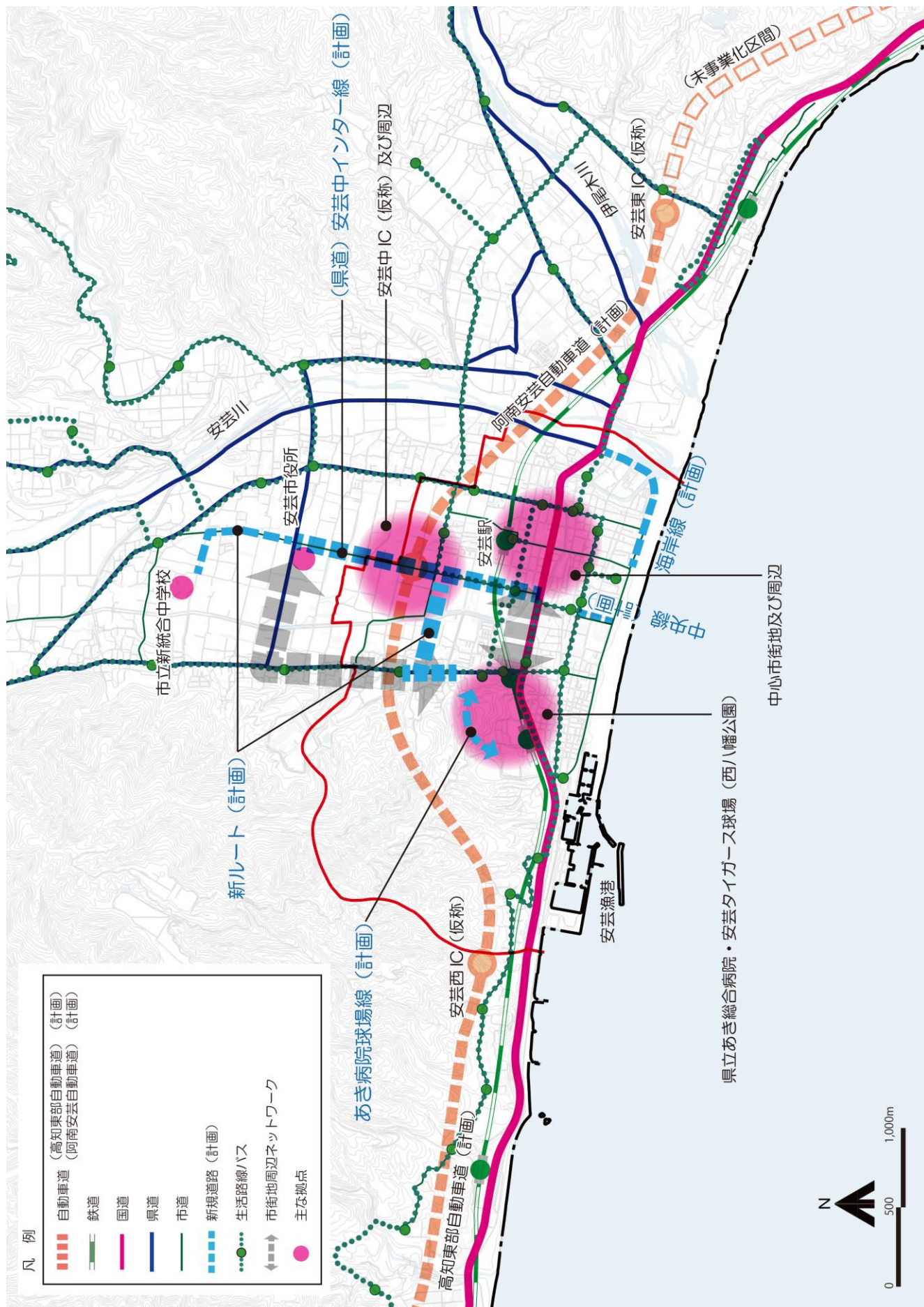


図 4-17 都市交通の方針図 (道路網・公共交通) (拡大図)

#### 4.4.4 生活環境

快適な市民生活を営む上で必要不可欠な上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な整備・維持管理を進めます。

安芸市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の総量管理を推進し、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

### 〔1〕上下水道の適切な管理

快適な暮らしを支える上水道及び公共下水道等の整備推進を引き続き進めるとともに、既設施設の適切な維持管理を進めます。

#### ① 快適な生活環境の維持

- ・公共下水道等及び水道施設については、長寿命化等の対策を図りつつ適切な維持管理を推進します。
- ・中山間地域では、小規模水道による生活用水の確保（自家用井戸、中山間地域の谷水）を支援します。
- ・赤野地区、奈比賀地区、旧安芸町等において、下水道処理、合併浄化槽等の整備を促進します。

### 〔2〕供給処理施設の整備

安心して健康に暮らせる住環境の維持・保全、整備を推進します

#### ① 旧火葬場の跡地活用

- ・旧火葬場（西浜）跡地は、新たな墓地として整備し、適切に運営します。

#### ② ごみ対策の推進

- ・ごみの分別や資源化を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。

### 〔3〕環境保全対策の推進

地球温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、暮らしの安全・安心にとって身近な問題となっています。安芸市においても、安芸市をとりまく山、川、海や農地の保全を前提としつつ、環境保全への対策を進めます。

#### ① 地球温暖化対策の推進

- ・電気自動車、低燃費車の推進等による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等について検討します。

## ② 環境教育の推進

- 広報の推進や、社会見学等の場を活用した環境教育を推進します。これにより市民の環境への理解を深めます。

## ③ 環境美化の推進

- ごみの減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動を推進し、安芸市の自然環境の保全に取り組みます。
- 市民・地域との連携による環境美化を推進します。



図 4-18 生活・環境の方針図

## 4.4.5 公園・緑地

安芸市をとりまく山、川、海などの自然環境や拠点となる公園・緑地などのネットワークを図りつつ、保全・活用を進めます。

農地は生産の場であることに加え、防災や環境面でも重要な役割を持つという視点から、優良農地の保全と営農環境の向上を図ります。

### 〔1〕自然環境の保全

安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸、農地等の自然環境の保護・保全を図ります。

#### ① 都市の骨格を形成する自然環境の保全・活用

- ・四国山地を背にする山々や安芸川、伊尾木川などの河川、海岸等の安芸市の骨格を形成する自然環境を保全し、きれいな水や空気が循環するまちづくりを目指します。



安芸市をとりまく山々や海岸

#### ② 海岸・河川の自然環境の保全・活用

- ・市街地を流れる安芸川、伊尾木川や江ノ川などの河川は、多自然川づくりを進めます。
- ・河川や海岸では、水質や生態系の保全に努めながら、市民に親しまれる親水空間として活用を図ります。
- ・穴内漁港付近の海岸域は、養浜の回復等に引き続き取り組みます。



安芸川

#### ③ 安芸市を守る緑の骨格としての農地の保全

- ・農地は、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上にとっても重要であることから、環境保全のための緑地空間として機能確保します。

#### ④ 自然公園の保護・保全

- ・伊尾木洞のシダ群落、大山岬一帯の海岸線、妙見山、内原野、城山などの安芸市を代表する自然資源は、手結住吉県立自然公園として引き続き保護・保全します。



伊尾木洞のシダ群落

## 〔2〕公園・緑地の整備・管理

公園・緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点と水と緑のネットワークを形成します。

### ① 公園・緑地の整備・管理

- 市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）、大山岬公園、安芸広域公園、伊尾木川緑地などが整備されています。
- 今後は、既に供用されているこれら公園・緑地の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理を進めるとともに、現状の利用に対応して適切に集約・再整備について検討します。また、安芸タイガース球場（西八幡公園）は、周辺整備を引き続き推進します。



安芸タイガース球場（西八幡公園）



安芸広域公園（内原野陶芸館）

### ② 身近なレクリエーション拠点の形成

- 中心市街地のにぎわいづくりや活性化につながるイベントや発表の場、憩いの場として、まちなか広場の創出等について検討します。

### ③ 水と緑のネットワークの形成

- 安芸市をとりまく山林、農地等のまとまった緑に、都市間や拠点間を連絡する幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等をつなぎあわせ、安芸市の水と緑のネットワークを形成します。
- 都市間や拠点間を連絡する幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸の緑等は、水と緑の骨格として積極的に緑化を進めます。



市街地の水と緑のネットワーク（江ノ川）

### 〔3〕協働による緑化推進

市民、事業者との協働により、公共施設や民有地内における緑化を推進します。

#### ① 市民や事業者による緑化推進

- 都市間や拠点間を連絡する幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設のみならず、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を促進し、緑豊かな市街地を形成します。
- 市民や事業者等による都市緑化を促進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。

#### ② 市民の緑化に関する意識向上

- 緑地保全や都市緑化の推進に向け、市民参加の推進体制づくりを進めます。
- 市民意識の向上を目指し、緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。

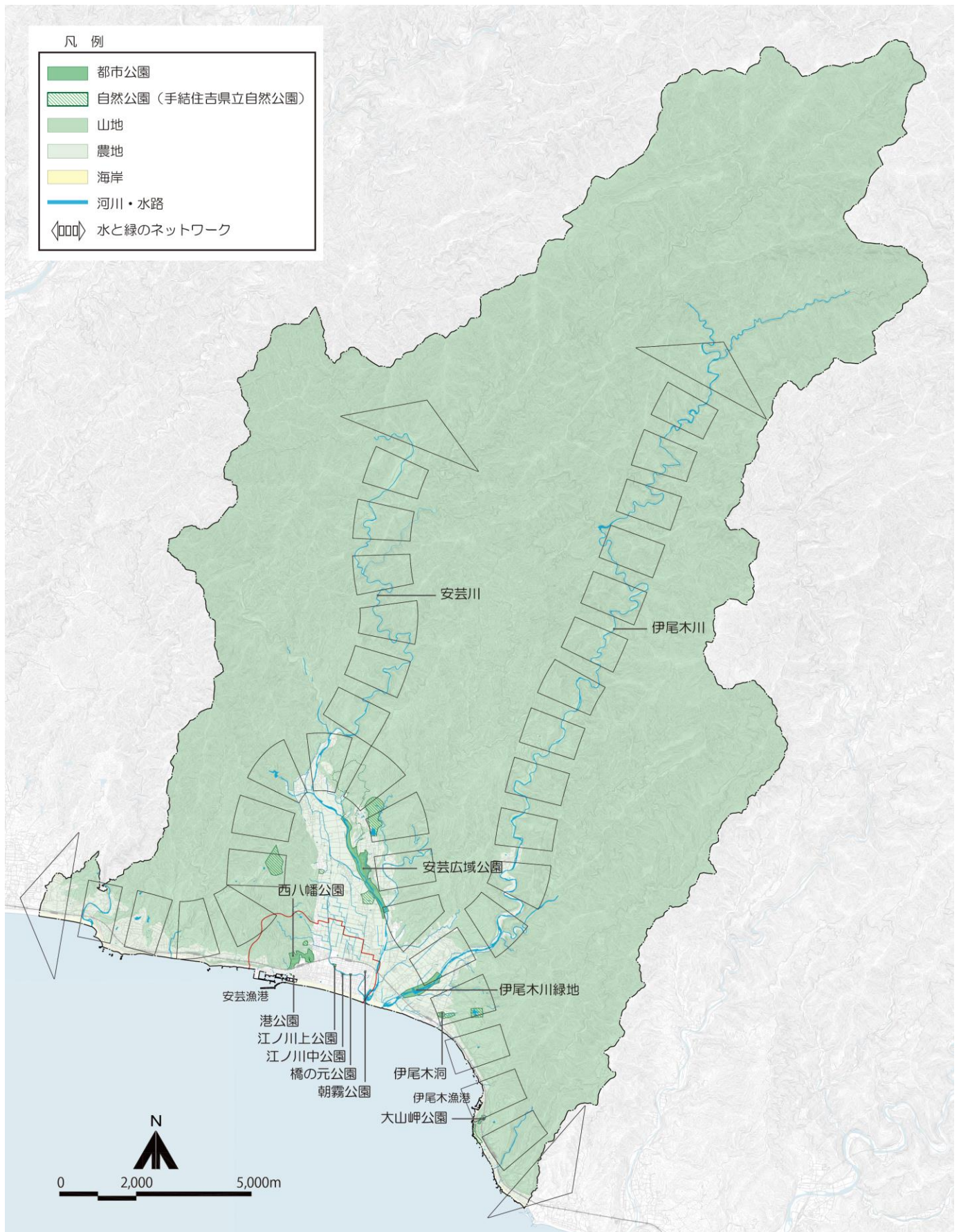


図 4-19 公園・緑地の方針図

#### 4.4.6 都市景観・観光

駅周辺や中心市街地等においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、田園地域では、農地と調和した緑豊かな広々とした景観形成を進めます。

都市計画区域内外にわたって存在する個性ある歴史的な景観や自然景観などの地域資源を活かした景観形成を図ります。

建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策について検討します。

### 〔1〕固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成

自然豊かで固有の歴史・文化を活かした景観形成を図ります。

#### ① 玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- 中心市街地及び周辺、安芸中 IC（仮称）周辺、県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）周辺などの都市拠点及び市役所周辺、都市間や拠点間を連絡する幹線道路沿道は、安芸市の玄関口としてふさわしい顔づくりを進めます。また、建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

#### ② 都市景観・田園景観の形成

- 戸建て住宅の多い都市計画区域内の市街地の住宅地景観や、農地、自然と調和した集落等のふるさと景観の形成を図ります。
- 個性ある建築群が残る景観など、安芸市らしいまちなみの保全及び魅力ある景観づくりについて検討します。
- 良好な景観の育成に向け、民地の生け垣化や敷地内緑化、建物の意匠の工夫等を進めます。
- 都市計画区域外では、安芸市を代表する景観として、国指定重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）、安芸城跡、野良時計、岩崎彌太郎生家、伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）、弁天池（内原野池）（「ため池百選」農林水産省）などの歴史的景観や文化的景観を保全します。



伊尾木漁港石積堤

#### ③ 眺望地点の保全

- 集落景観やまとまりある農地、里山、丘陵地などのふるさとの景観を一望できる眺望地点としての安芸城跡や太平洋を一望できる八流古戦場跡の保全を図ります。

#### ④ 市民参加型のまちづくりによる地域の景観づくり

- ・市街地における住宅地緑化を推進し、魅力ある生活環境の創出に努めます。
- ・商店街等の公共空間のデザイン向上を推進し、魅力ある都市景観を形成します。

## 〔2〕地域活性化に向けた観光振興の推進

安芸市の魅力を活用した観光交流の推進により誘客を図ります。また、観光振興により幅広い雇用と地域の活性化のための土地利用を検討します。

#### ① 観光交流拠点の駐車場の充実、アクセス道路の整備、サインの充実等

- ・学校跡地などを活用し、市民や観光客の観光交流拠点の土地利用について検討します。
- ・安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、安芸タイガース球場（西八幡公園）、安芸広域公園、大山岬公園などの公園・緑地、手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源等の観光交流拠点や、赤野休憩所、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯の観光交流ゾーンについて、保全対策を検討します。
- ・これらの観光交流拠点では、駐車場の充実とわかりやすいアクセス道路の強化により、周遊型観光の促進について検討します。また、看板・サインの整備により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備を図るとともに、自転車でもわれる環境づくりを進めます。
- ・さらに、体験型観光インストラクターの育成等により多様な観光を提供します。



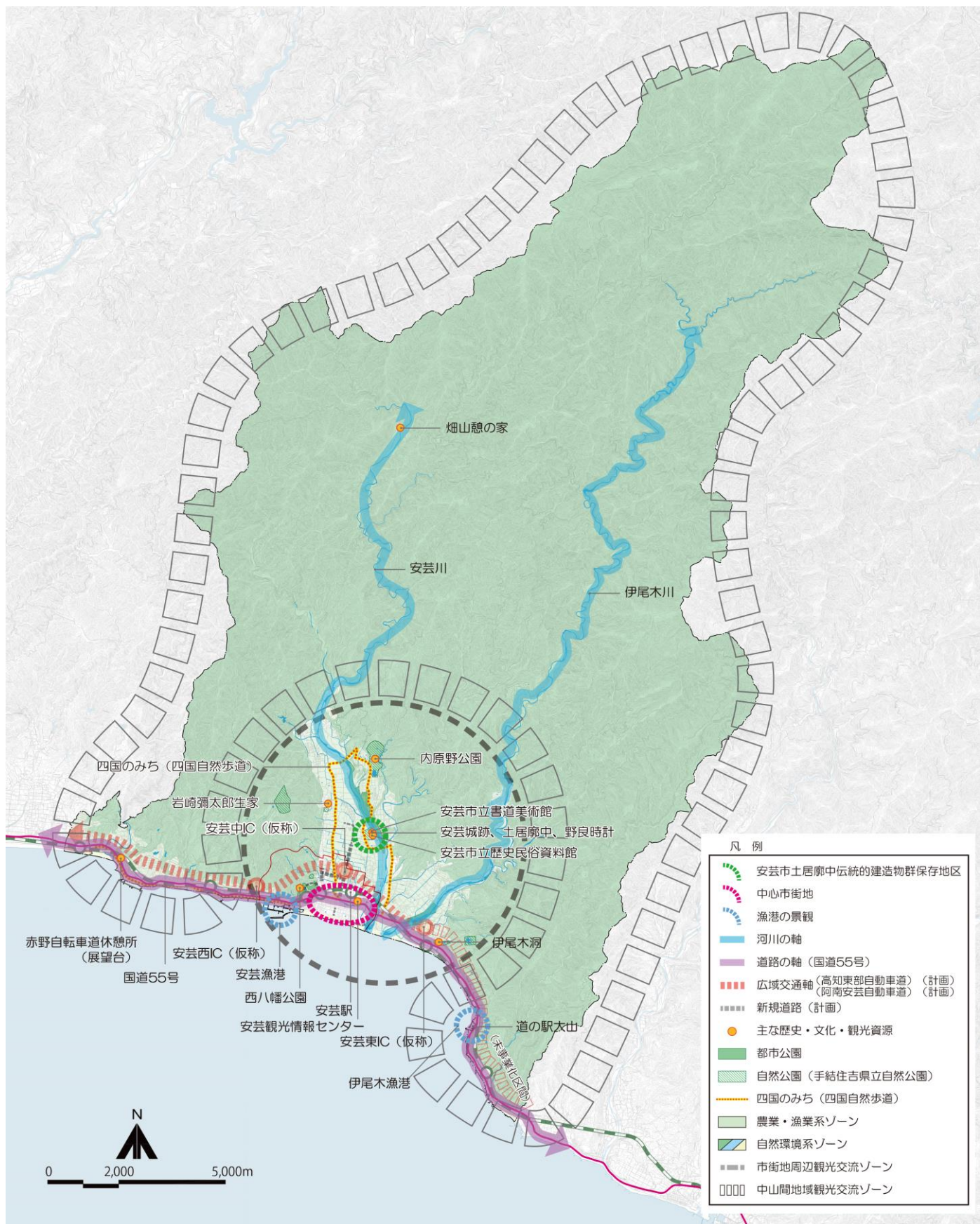
施設の案内板（土居廓中地区）

#### ② 観光交流の推進・観光情報の周知

- ・安芸市の農業、漁業や工芸品を活かした体験型・交流型観光の推進について検討します。基幹作物（ゆず、なす）や海産物（ちりめんじゃこ）などの特産物を活用した観光農園等の市民や観光客との交流の場づくりについて検討します。
- ・漁港では、漁港施設の有効活用により、観光交流機能の充実を図ります。
- ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及びICの整備を活かした観光交流の広域化を促進します。
- ・全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策について検討し、様々な祭りやイベント等の観光情報を広く発信・周知します。



じゃこ通り





## 5. 地域別構想

### 5.1 地域別構想の概要

安芸市都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想から構成されます。地域別構想は地域独自の課題に対応した都市づくりの方針を定めます。

#### 5.1.1 地域別構想とは

安芸市都市計画マスタープランの全体構想は、安芸市総合計画（前期基本計画）2016 が目指す将来都市像を踏まえ、目指すべき都市像とその実現のための主要課題及び整備方針を定めています。

地域別構想は全体構想を踏まえ、あるべき市街地像や地域像及び実施されるべき施策を地域別に定めます。

策定にあたっては、平成 30 年度に実施した市民ワークショップで出された課題や、地域の将来像及び実現するための方策を踏まえて検討します。

策定後、安芸市（行政）は土地利用の検討、都市施設の整備等について検討します。また、市民（住民、自治会、各種まちづくり組織、企業等）は行政と協力して、地域資源等を活かした地域づくり活動を進めることとなります。

#### 5.1.2 地域別構想の概要と地域区分

##### (1) 地域別構想の概要について

地域別構想は、行政計画とともに協働による市民参加の計画として策定し、今後の地域づくり計画において市民の意見が柔軟に反映できるような構想を目指します。

##### 《地域別構想の概要》

○目標年度：全体構想の目標年度

- ・おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）の都市の姿を展望しつつ、10 年程度（令和 12 年／2030 年）の期間の目標を定めます。

○事業主体：行政及び市民（住民、自治会、各種まちづくり組織、企業等）

○役割：

- ・行政 都市計画制度の運用（土地利用、都市施設の検討）、基盤整備、情報発信等
- ・市民 地域の計画づくりやルールづくり（商店街の活性化や景観形成等）

## (2) 地域区分について

地域区分は、生活圏域（丁町界、小・中学校区、地形地物）やこれまでのまちづくり活動の区分を基本とし、以下のように設定します。

表 5-1 地域区分

| 地域区分             | 対象地区名                                                                                                                            |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①安芸町地域           | 港町 1 丁目・2 丁目、矢ノ丸 1 丁目・2 丁目・3 丁目・4 丁目、本町 1 丁目・2 丁目・3 丁目・4 丁目・5 丁目、東浜、花園町、日ノ出町、久世町、幸町、庄之芝町、宝永町、染井町、寿町、清和町、千歳町、津久茂町、西浜、黒鳥、黒鳥植野、桜ヶ丘町 |
| ②土居・僧津、井ノ口、川北乙地域 | 土居、僧津、井ノ口、川北乙                                                                                                                    |
| ③伊尾木、下山、川北甲地域    | 伊尾木、下山、川北甲                                                                                                                       |
| ④穴内、赤野地域         | 穴内、赤野                                                                                                                            |
| ⑤東川地域            | 大井、黒瀬、古井、島、奈比賀、入河内、別役                                                                                                            |
| ⑥畑山・栃ノ木・尾川地域     | 安芸ノ川、尾川、小谷、畑山、舞川、栃ノ木                                                                                                             |

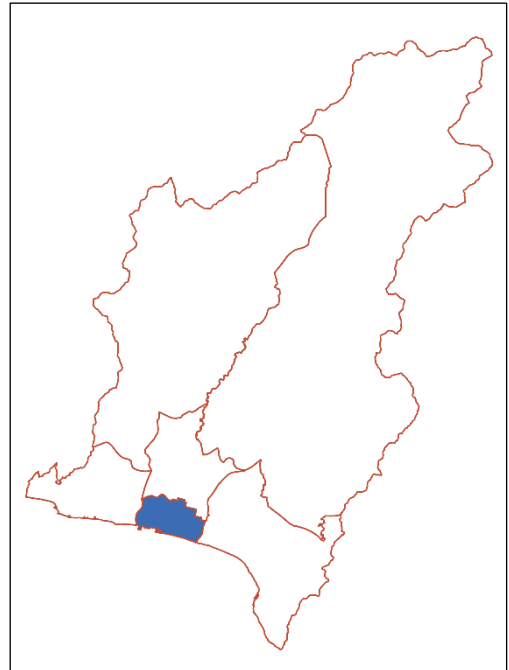


図 5-1 地域区分図

## 5.2 安芸町地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |               |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 地域面積                                                                            | 約 524ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 6,851 人       |
| 世帯数                                                                             | 3,249 世帯      |
| 人口密度                                                                            | 約 13.1 人／ha   |
| 高齢化率                                                                            | 23.4%         |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |               |



安芸町地域は、安芸平野の中央・海岸部にあたります。東部は安芸川、西部は西浜の山地部、南部は海岸部、北部は土居・僧津、井ノ口、川北乙地域の田園地域に隣接します。

安芸町地域の人口は 6,851 人であり、6 地域の中で最も多く、市全体の約 39.0%を占めます。高齢化率は最も低く、約 23.4%であり、安芸市では最も若い方々の多い地域となります。（市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域に当たり、東部圏域内の「圏域拠点」及び安芸市の経済文化の中心地となる中心市街地を形成しています。

なお、地域の平地部のほぼ全域が津波浸水想定浸水深 2m 以上の区域となっています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・四季のある快適な暮らしの場（海山川が近い、自然とのふれあい、子どもが安心して遊べる環境）
- ・自転車であわることのできる小さくまとまったまち（商店街、病院、学校、保育所、託児所、小学校などの人が集まる拠点が市街地に集積、徒歩、自転車で移動ができる）
- ・にぎわいの場が集積（公民館、喫茶店、飲み屋が多いことが特徴）
- ・利便性が高く公共交通のカバーエリアが広い地域（駅前駐車場や駐輪場が無料）

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・今後のまちの変化への対応（市役所の移転、学校統廃合、高規格道路、交通体系の整備など）
- ・商店街の活性化（空き店舗や閉店する店の増加）
- ・高齢者の暮らしの不安（独居老人の増加、高齢者の買い物問題、家賃の高騰）
- ・防災対策（津波浸水に対する安全性、地震時のブロック塀問題、消火栓・防火水槽の不足）
- ・仕事への不満（少ない雇用、若い人・専門職の減少、地域産業への不満）

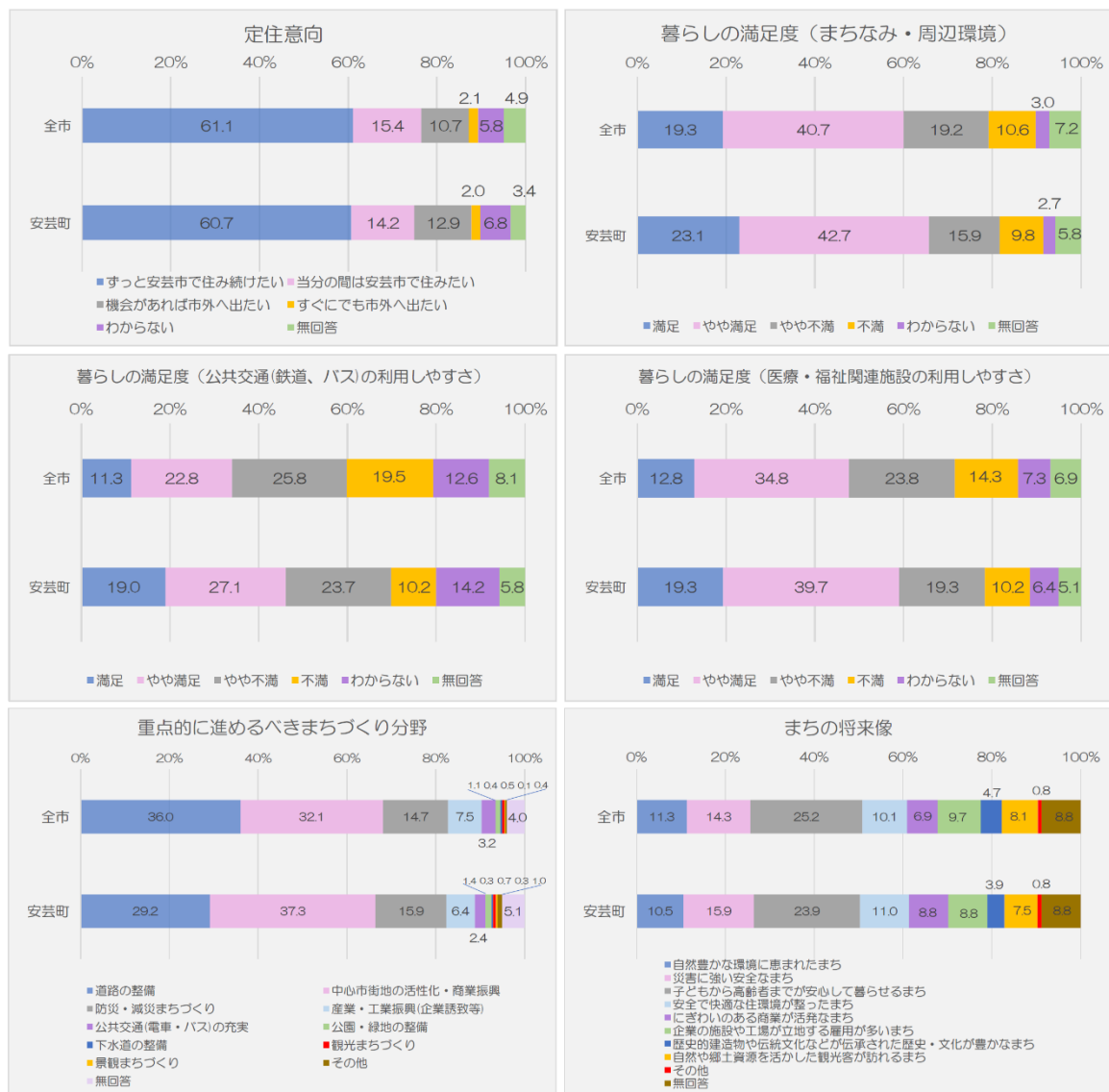
## 《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】 中心市街地のある安芸町地域は、多くの方が定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」74.9%）を示しています。

【暮らしの満足度】 まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は65.8%を占め、全市（60.0%）より高くなっています。特に、暮らしに必要な都市機能である公共交通や医療・福祉関連施設の満足度は他地域と比較して高く、「満足」「やや満足」がそれぞれ46.1%（全市34.1%）と59.0%（全市47.6%）です。

【重点的に進めるべき分野】 「中心市街地の活性化・商業振興」「道路の整備」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各37.3%、29.2%、15.9%） 特に「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が全市より高くなっています。（全市各32.1%、14.7%）

【まちの将来像】 「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「災害に強い安全なまち」「安全で快適な住環境が整ったまち」が上位を占めます。（各23.9%、15.9%、11.0%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○変貌するまちへの対応

- ・安芸町地域では、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系などが整備されます。今後はこれら大きな変貌に対応するまちづくりが必要となります。

#### ○代替性のない中心地の防災

- ・安芸町地域の大部分は、津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を図るとともに、代替性のない安芸町地域の居住や経済文化活動を守るため、地域での最良の方策を検討することが必要となります。

#### ○中心市街地の魅力やにぎわいの消失

- ・中心市街地では、空き店舗や閉店する店が増加し、商店街としての魅力も減少しつつあります。東部圏域拠点や安芸市の中心地として、にぎわいや活力を取り戻す必要があります。

#### ○まちなかにおける暮らしの不安

- ・高齢者、特に独居老人の増加問題及び買い物問題、家賃の高騰、空き家の増加など、まちなかでの暮らしの不安が増加しています。子どもから子育て世代、高齢者、障がい者など、地域に暮らすあらゆる市民に対応する快適な居住環境の検討が必要となります。

### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

#### 暮らしと魅力の中心拠点

- ・健康で安全な暮らしと 新たな魅力・活力のある  
安芸市中心拠点

安芸駅周辺



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・自然の美しい誇りある郷土づくり
- ・市民を市民が応援するまちづくり
- ・教育のまちとしてのまちづくり
- ・防災・減災の20年先をみた事前復興のまちづくり



### 〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

#### 《地域づくりの方針》

##### ○魅力と活力を生み出す新たな拠点と周遊型ネットワークの形成

- ・市役所の移転、学校統廃合、地域高規格道路・安芸中IC（仮称）、新たな交通体系の整備を活かし、安芸市の中心部として新たな活力と魅力の創出を図ります。

##### ○命を守る取組と強靱なまちづくり

- ・地震・津波などの自然災害に対する防災機能のさらなる強化や避難場所、避難できる通路の確保を図り、災害に強く安全に暮らせるまちづくりを図ります。

##### ○圏域拠点・安芸市の中心地としてのにぎわいのある中心市街地の形成

- ・商業・業務機能の維持・集約を図るとともに、交通や生活利便性の高いまちなかへの居住の維持及び新たな居住者の受け入れ環境を整備し、にぎわいのある中心市街地を形成します。

##### ○まちなかにおける快適な暮らしの確保

- ・介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の都市機能の維持、市民や観光客の憩いや健康づくり、地域コミュニティの場の整備などを進め、定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる住環境を形成します。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・道路の充実（防災・まちの経済活動・生活のための道路を充実）
- ・安芸市の自然や今ある施設を使った名所づくり（観光客に向けたホテルの充実、中高生世代の楽しめるボーリング場、安芸市民のための安芸ツアーの開催など）
- ・にぎわい・文化の拠点づくり（商業施設のリノベーション、図書館を活用した拠点づくり、市民同士のコミュニケーションの場として水浴びのできる広場・コミュニティスペース）
- ・イベントでにぎわいづくり（オーガニックをキーワードとしたイベント、商店街の建物を生かしたイベント、流木アートや安芸の歴史イベント、従来の全国商い甲子園など）
- ・空き家・空き地の活用（暫定活用を検討）
- ・高齢者にやさしいまちづくり（本町通りでの高齢者の買物が多少不便、高齢者対策が必要）

## 《分野別方針》

### 【新たな都市計画】

#### ①新たな都市拠点の形成

- ・都市拠点である「県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）」において、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線「あき総合病院前駅（仮称）」の整備を促進します。
- ・「安芸中IC（仮称）周辺」におけるIC南側は、広域交通の強みを活用した新たな流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用について検討し、IC北側は優良農地として保全します。これにより、自然と都市の複合的な機能が調和し、新たに活力を生み出す市街地を形成します。

##### 《主要施策》

##### ○「あき総合病院前駅（仮称）」の整備促進

- ・土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の新駅としてのあき総合病院前駅（仮称）の整備の促進

##### ○「安芸中IC（仮称）周辺」土地利用の位置づけ

- ・IC南側における流通業務系、住居系、観光交流などの土地利用の検討
- ・IC北側における優良農地の保全

#### ②新たなネットワーク形成と沿道土地利用

- ・安芸町地域の中央部を縦断する「（県道）安芸中インター線」の早期整備を促進します。また「中央線」「海岸線」「あき病院球場線」及び「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」により、安芸市中心部の環状線を形成します。これにより、安芸市を牽引する社会経済活動や市民の健康で元氣な暮らしを支えるとともに、観光交流、防災機能を強化します。
- ・新設道路の沿道土地利用は、それぞれの立地特性に応じ、計画的に活用します。

##### 《主要施策》

##### ○新設道路による環状線の整備と広域ネットワーク

- ・高規格道路等と安芸中IC（仮称）の整備促進による広域ネットワークの形成
- ・「（県道）安芸中インター線」「中央線」「海岸線」「あき病院球場線」「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」の整備による安芸市中心部の環状線の形成

##### ○新設道路の沿道土地利用の検討

- ・「（県道）安芸中インター線」「中央線」沿道における観光客や商店街の活性化に向けた土地利用の検討
- ・「あき病院球場線」沿道における周辺緑地の保全
- ・「海岸線」沿道における安芸市の魅力向上に向けた土地利用
- ・「（安芸中IC（仮称）～県立あき総合病院）への新ルート」沿道における周辺農地との調和や景観に配慮した土地利用

### ③公共施設跡地の有効利用

- ・市役所跡地及び学校統合によって生じる学校跡地の有効活用について検討します。

市役所跡地や学校跡地は、にぎわいづくりや市街地の魅力づくりのための土地利用について検討します。

#### 《主要施策》

##### ○「（現行）市役所」の跡地利用

- ・にぎわいづくりなどによる市街地の活性化を図るための土地利用の検討

##### ○「安芸中学校」「県立安芸中高等学校」の跡地利用

- ・安芸中IC（仮称）を結ぶ地域の魅力づくりのための拠点としての土地利用の検討

## 【都市防災】

- ・狭あい道路の拡幅などによる避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理、水害リスク低減のための検討、漁港、海岸の自然災害についての防災対策等、地震・津波などの様々な自然災害に対する複合的な取組を推進します。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○新設道路を活用した緊急輸送道路ネットワークの強化

- ・新設道路を活用した緊急輸送道路網の早期整備
- ・安芸橋、鉄道等の耐震化及び緊急輸送道路沿道の建築物の耐震・耐火性の向上

##### ○密集市街地における防災・減災対策

- ・安芸市民会館、安芸市民図書館の更新・移転についての検討
- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化、老朽家屋の解消
- ・狭あい道路の拡幅による緊急車両の通行ができる生活道路の整備

##### ○避難場所・避難できる通路のさらなる整備

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための道路整備の推進
- ・避難困難区域の再検討によるさらなる安全性の向上

##### ○河川・内水氾濫の災害対策

- ・安芸川、江ノ川等の河川・内水氾濫対策

##### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

##### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

##### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

## 【土地利用】

- ・ 東部圏域の圏域拠点として土地の有効利用を促進し、商店街等の活性化を推進するとともに、まちなかにおける快適な生活環境の提供のための土地利用を進めます。

### 《主要施策》

#### ○都市的土地利用における住居系ゾーン

- ・ 中心市街地や駅周辺における介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用の検討
- ・ 沿岸部における市民や観光客の憩いと健康づくりの場や地域コミュニティの形成の場としての土地利用の検討
- ・ 若者向け定住対策として、空き家バンクや民間活力等の活用、桐ヶ内団地の建替え

#### ○商業・業務系ゾーン

- ・ 中心市街地における地域の顔となる商業地としての魅力と特色ある商業空間の形成
- ・ 安芸駅周辺における中心市街地と連続した商業地としての土地利用
- ・ 空き地の活用・空き店舗の改修、起業や後継者の支援、コミュニティビジネス・交流支援、にぎわいづくりのイベント、商店街の憩いの場等の確保などによる観光客や学生等を商業地に呼び込む魅力づくり

#### ○工業系ゾーン

- ・ 植野工業団地の維持・充実

#### ○農業・漁業系ゾーン

- ・ 優良農地の保全と農業生産基盤の維持・充実
- ・ 漁港機能の維持・充実

#### ○自然環境系ゾーン

- ・ 市街地の良好な環境を支える安芸川、江ノ川、西部のまとまった緑地の保全

## 【都市施設等】

### ①市街地整備

- ・ 複合的な安全対策を講ずることにより、安全・安心な居住地の形成や機能的な商業・業務系施設の誘導を進めます。

### 《主要施策》

#### ○住居系市街地の整備

- ・ 中心市街地の低・未利用地における土地利用転換の検討及び有効活用
- ・ 津波浸水想定区域内に位置する中心市街地での用途の混在や敷地の細分化の防止、耐震性がなく耐用年数が超過している住宅の用途の廃止など、災害に強い居住環境の検討
- ・ 木造の密集市街地等における狭あい道路の解消の推進、建替え時の建物の堅牢化、津波からの避難場所となる中高層建築物への誘導等（地区計画の導入を検討）
- ・ 元気な高齢者が大勢で暮らすことのできる場所などの生活・居住対策についての検討

### ○商業・業務系市街地の整備

- ・安芸駅周辺における土地の高度利用及び都市機能の集約などの推進
- ・安芸市商店街である元町振興会、安芸本町商店街振興組合の活性化に向けた支援
- ・県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）における防災拠点及び観光交流拠点としての機能強化

### ○工業系市街地の整備

- ・植野工業団地における現在の機能の維持・向上の推進
- ・工業団地内の緑化の推奨
- ・新設道路・安芸中IC（仮称）へのアクセス性の向上

### ○農業・漁業系施設の整備

- ・ほ場整備及び農業生産基盤の維持等、耕作放棄地の抑制
- ・利用者や生産者の就労環境の改善、安全性の向上など漁港機能の増進

## ②都市交通

- ・市街地部の渋滞緩和に向け、安全で円滑な交通網の形成を図ります。
- ・鉄道や生活路線バスなどの公共交通の充実を図ります。
- ・人にやさしい生活道路、歩いて楽しい通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

### 《主要施策》

#### ○総合的な交通体系の整備

- ・高知東部自動車道・阿南安芸自動車道及び安芸中IC（仮称）の整備促進
- ・都市間や拠点間を連絡する幹線道路の渋滞緩和、安全性の向上のための拡幅改良の推進
- ・市街地内の道路の充実として、避難できる通路及び緊急車両の通行機能の確保
- ・交差点や通学路等の外灯やカーブミラーの整備等による安全な道路空間の確保
- ・都市計画道路の位置づけや整備の優先順位等についての見直し検討

#### ○公共交通サービスの充実

- ・自動車、公共交通、歩行者・自転車等に対応できる安全な交通環境の整備
- ・安芸駅周辺地域の駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備の推進
- ・バスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の充実

#### ○人にやさしい道路づくり

- ・生活道路・通学路、自転車・歩行者道の安全性・利便性・快適性の向上
- ・人にやさしい道路・健康づくりの路の検討
- ・ユニバーサルデザインの導入

### ③生活環境

- ・上下水道などのインフラ系公共施設について、計画的な更新や適正な維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

#### 《主要施策》

##### ○上水道の計画的更新と適正な維持管理

- ・上水道の計画的更新
- ・水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

##### ○供給処理施設の整備

- ・旧火葬場（西浜）跡地の新たな墓地として整備と適切な運営

##### ○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・環境美化としてごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

### ④公園・緑地

- ・安芸地域における海、山、川などの自然環境や拠点となる公園・緑地の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○自然環境の保全

- ・安芸川、江ノ川などの河川や海岸等の水質や生態系の保全、及び安芸町地域西側の山地の生態系の保全
- ・安芸川、江ノ川などの多自然川づくりの促進
- ・手結住吉県立自然公園（浄貞寺）の保護
- ・安芸市の緑の骨格としての農地の保全



安芸市の海岸

##### ○都市計画公園・都市計画緑地の整備・管理

- ・朝霧公園、橋の元公園、江ノ川中公園、江ノ川上公園、安芸タイガース球場（西八幡公園）等の健全度の点検や長寿命化対策等の維持管理の推進
- ・安芸タイガース球場（西八幡公園）における周辺整備の推進
- ・中心市街地のにぎわいや活性化につながるまちなか広場の創出等についての検討

##### ○市民、事業者との協働による公共施設や私有地内における緑化の推進

- ・都市間や拠点間を連絡する幹線道路、駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設、工場、商店街及び住宅地等の私有地の緑化を推進
- ・都市緑地法等の諸制度など様々な施策の活用を検討
- ・緑地保全や都市緑化の推進に向けた市民参加の推進体制づくり
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

## ⑤都市景観・観光

- ・ 駅周辺や中心市街地等において、個性とにぎわいのある景観形成を進めます。
- ・ 建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

### 《主要施策》

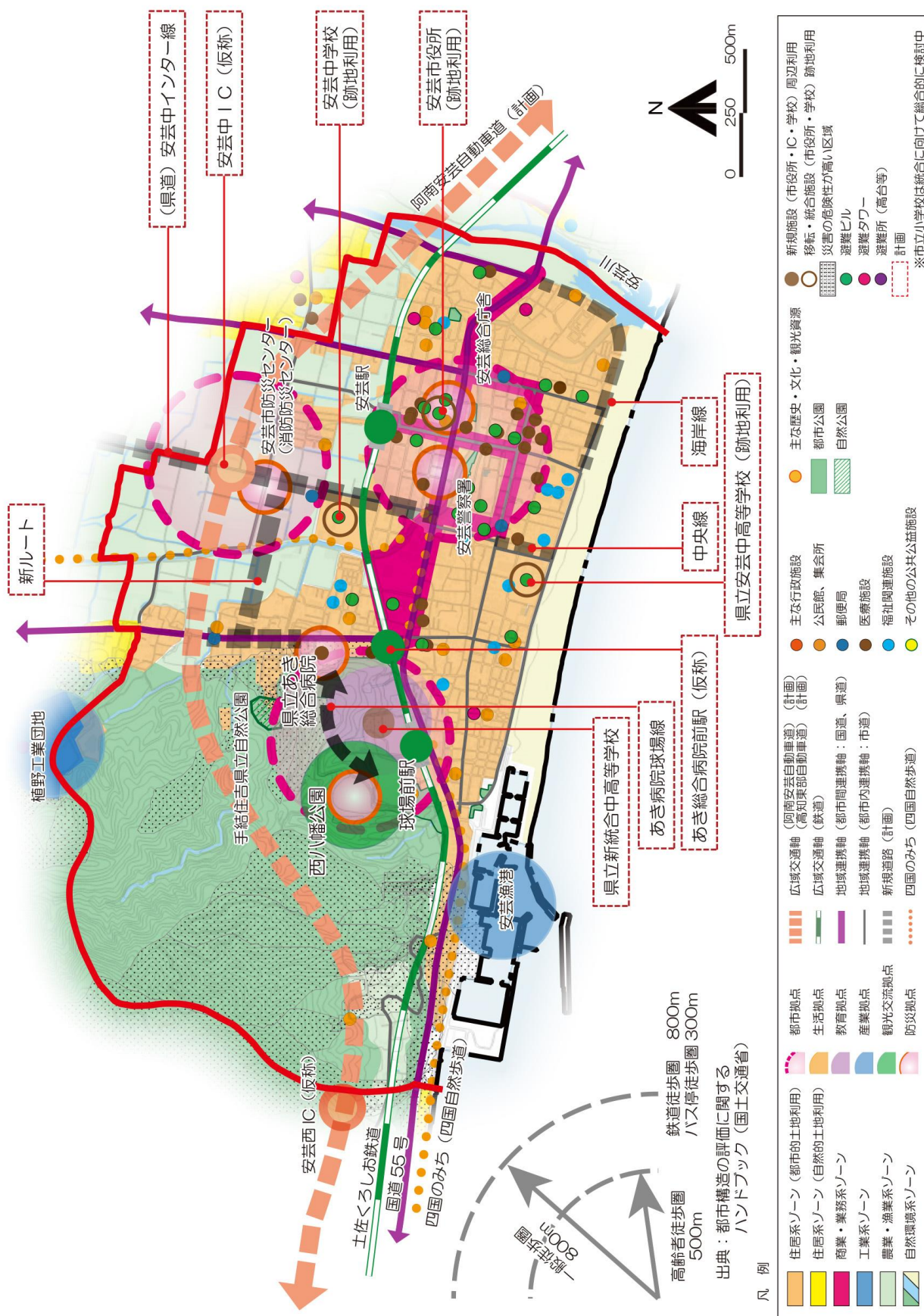
#### ○玄関口としてふさわしい都市景観の形成

- ・ 安芸駅、安芸中IC（仮称）周辺、中心市街地、県立あき総合病院・安芸タイガース球場（西八幡公園）などの都市拠点及び都市間や拠点間を連絡する幹線道路沿道の玄関口としてふさわしい顔づくり
- ・ 個性ある建築群（水切り瓦のある蔵）が残る景観などの安芸市らしいまちなみ景観の保全
- ・ 民地の生け垣化・敷地内緑化、建物の意匠の工夫等の推進による良好な景観の育成

#### ○観光交流のための環境整備

- ・ 駐車場の充実、アクセス道路の整備による観光交流拠点の整備
- ・ 看板・サインの充実により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・ 特産物を活用した地域づくりの場、観光農園等の市民や観光客との交流の場づくりなどによる農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進
- ・ 全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策についての検討
- ・ 様々な祭りやイベント等の観光情報の発信・周知

## 〔4〕 地域づくりの方針図

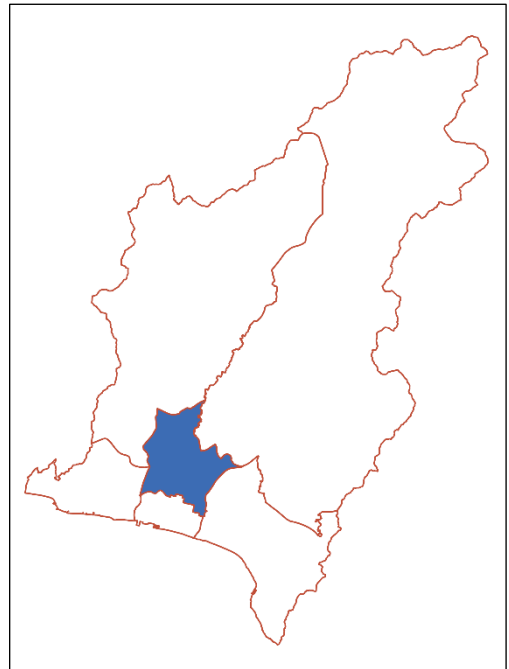


## 5-2 地域づくりの方針図（安芸町地域）

## 5.3 土居・僧津、井ノ口、川北乙地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 地域面積                                                                            | 約 1,386ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 4,572 人         |
| 世帯数                                                                             | 1,873 世帯        |
| 人口密度                                                                            | 約 3.3 人/ha      |
| 高齢化率                                                                            | 25.3%           |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |                 |



土居・僧津、井ノ口、川北乙地域は、安芸平野のほぼ中央に位置し、川北乙に安芸川が流下、東・西・北の 3 方を山地に囲まれた田園地域です。

地域の人口は 4,572 人であり、6 地域の中で 2 番目に多く、市全体の約 26.0%を占めます。高齢化率は 6 地域の中で 3 番目にあたる 25.3%であり、安芸市平均高齢化率 24.8%より、やや高い地域となります。

地域全域が都市計画区域外にあたる農村集落の分布する地域です。古くは地域の政治・文化の中心地として栄え、安芸城跡、土居廓中などの歴史あるまちなみを有し、多くの歴史的・文化的資源が立地します。また、安芸市の主要産業である広大な農地が広がる地域です。

なお、安芸町地域との北側隣接部付近から中之橋付近までの安芸川沿川が津波浸水想定 of 浸水深 2m 以上の区域となっています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・ 中心市街地へのアクセスは良好
- ・ 歴史ある古い街並みや公園が立地（土居廓中伝統的建造物群保存地区、内原野公園、安芸広域公園、庭園などがあり、観光や歴史資源が豊富）

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・ 細い道が心配（集落の中は狭あい道路、緊急車両の通行が困難、津波対策）
- ・ 人が集まる仕掛けが不足（高速道路で通過点にならない工夫、トイレ、ゴミ置場、市民の活動の場などが少ない）
- ・ もてなしの場としての観光地の整備不足（土居廓中、城山、駐車場などの場所がわかりにくい）
- ・ 職場が不足（農家の後継者不足、港や工場などの職場が少ない）

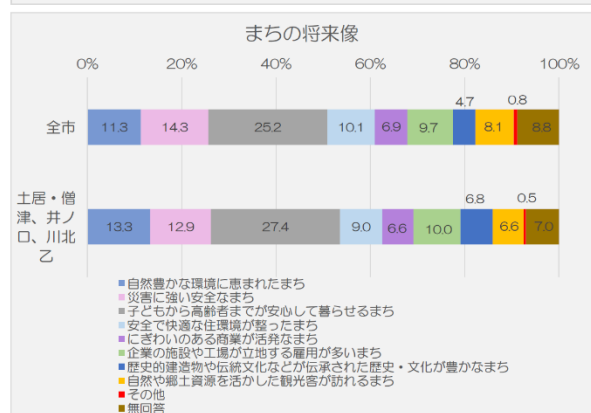
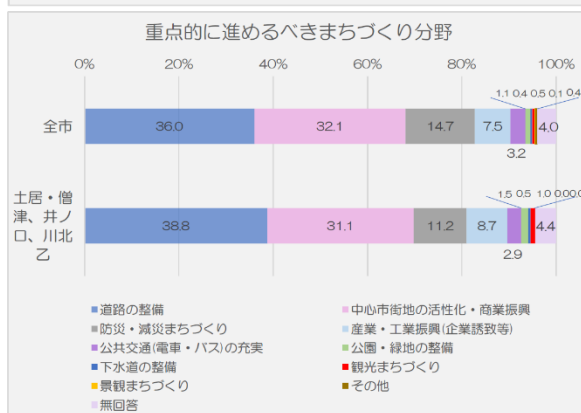
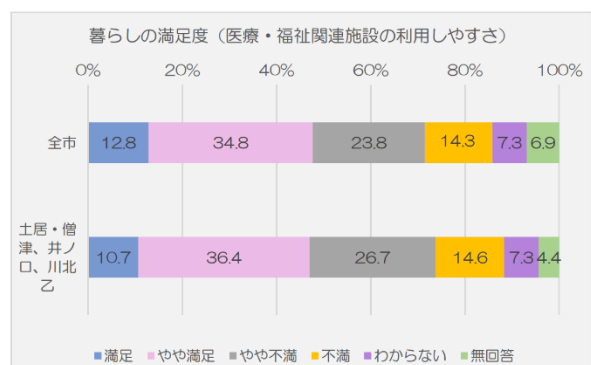
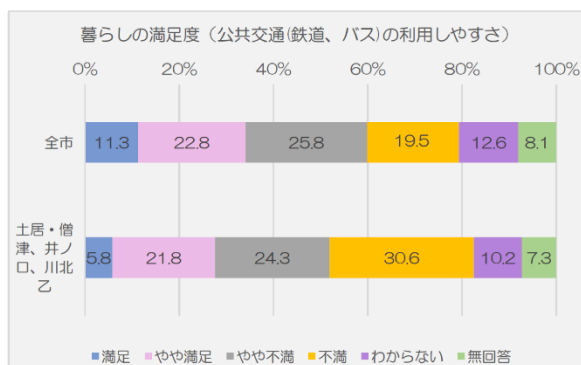
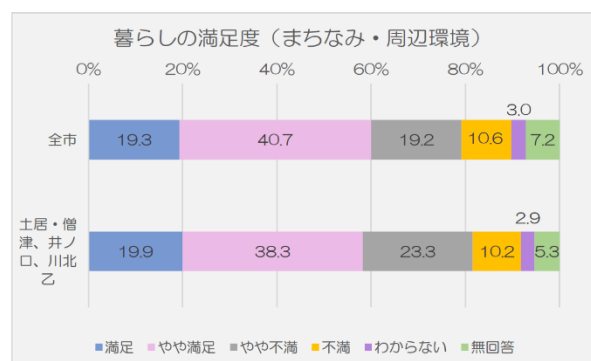
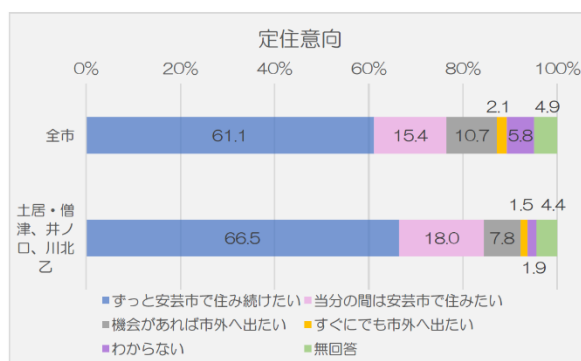
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）の方が84.5%を示し、安芸市では東川地域の100%に次いで高いポイントとなっています。（全市76.5%）

【暮らしの満足度】暮らしの満足度（「まちなみ・周辺環境」「公共交通の利用のしやすさ」「医療福祉関連施設の利用のしやすさ」のうち、「満足」「やや満足」）は、それぞれ58.2%、27.6%、47.1%であり、全市（各60.0%、34.1%、47.6%）より低くなっています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各38.8%、31.1%、11.2%）

【まちの将来像】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「自然豊かな環境に恵まれたまち」「災害に強い安全なまち」が上位を占めます。（各27.4%、13.3%、12.9%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○新施設の整備等に伴う無秩序な開発への懸念

- ・土居・僧津、井ノ口、川北乙地域は、市役所の移転、市立新統合中学校の移転、（県道）安芸中インター線の整備が行われます。今後のこれらの整備に伴い、施設周辺での無秩序な土地利用が懸念されます。

#### ○集落内の道路は狭小、公共交通はやや脆弱

- ・地域では、古くより山裾に集落が発達し、安芸川右岸に広がる土居・僧津には屋敷地などが発達しています。これらの集落内の道路は昔ながらの狭あい道路となっています。これにより、日常交通や緊急車両時の車両通行に困難が生じ、今後の対応が必要となっています。

#### ○医療・福祉施設の地域内格差

- ・定住意向が比較的高くなっています。また、暮らしの満足度の「まちなみ・周辺環境」「公共交通の利用しやすさ」はやや高く、「医療福祉関連施設の利用のしやすさ」はやや低くなっています。

#### ○観光資源は多いが、活用が不十分

- ・古くより政治・文化の中心地として栄えた地域であり、歴史文化資源が多く立地します。安芸市を代表する観光地域となっている反面、各施設の場所のわかりにくさや駐車場の不足など、観光インフラの整備の遅れが懸念されます。

#### ○災害への不安

- ・安芸川沿川や安芸町地域付近は、津波浸水想定区域（L2）2m以上の地域があります。地震・津波や内水氾濫等の自然災害への取組が必要です。

### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

#### 歴史と今を感じるふるさと安芸

- ・安芸市を代表する農と歴史と文化の観光交流地域

野良時計



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・市役所、小中学校周辺のまちづくりを重視
- ・観光の地域づくり
- ・歴史の重みのあるまちづくり
- ・安全なまちづくり
- ・東高知の拠点として、公共交通の充実・拠点の連携



### 〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

#### 《地域づくりの方針》

##### ○環境の変化に対応する適切な土地利用の検討

- ・新たに整備される市役所、市立新統合中学校の周辺や（県道）安芸中インター線沿道周辺への無秩序な開発を抑制し、周辺の優良農地と調和する適切な土地利用を推進します。
- ・これら周辺土地利用を適切に活用するため、都市計画区域の見直しを検討し、農地と調和したまちづくりについて検討を進めます。

##### ○集落内の交通環境の改善

- ・集落内の狭あい道路について、適所・適切な拡幅を検討し、日常生活や緊急時の安全・安心な交通環境を形成します。

##### ○交通ネットワークの強化による暮らしの安心の確保

- ・安芸川左右岸により隔てられる地域内の交通ネットワークの強化について検討し、医療施設や商業施設等の日常生活機能の向上を図ります。

##### ○観光地間をわかりやすく楽しく結ぶ観光ルートの整備

- ・地域内に点在する観光施設への必要に応じたアクセス道路の拡幅、駐車場の整備、サインの設置や、観光地間をわかりやすく結ぶ観光ルートの設定などにより、気軽に楽しめる観光地づくりを進めます。

##### ○自然災害から暮らしを守る取組による安全・安心な地域づくりの推進

- ・安芸町地域近隣、安芸川沿川地域、土砂災害等の危険性のある地域について、地震・津波や洪水、土砂災害等の自然災害に対する複合的な取組を推進します。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・新たな拠点を生かしたまちづくり（移転後の市役所を活用した支所の整備、県の庁舎などを利用した防災施設、IC、駅の拠点化・ハイウェイオアシスの新設、小中学校統合による拠点化、駐車場・案内所づくり（食堂、トイレ、案内所、土産物屋と観光用の駐車場の整備に活用する複合施設化）など）
- ・バスの充実と高齢者、障がい者にやさしいネットワークづくり（元気バスの本数の増加、安芸駅からの観光・周遊バス・観光拠点のピストンバスの充実、高齢者、障がい者のためのバリアフリー化、駐車場からの散策できるルートづくり）
- ・安芸市らしい売り込みのアイデア（お遍路さんお接待所の新設、地場産品店、城の復元、展望台、城型避難所などによる城山の活用、岩崎彌太郎生家の活用など）
- ・地域交流の場づくり（公園、公民館を改修して子どもや高齢者の交流の場づくり）

## 《分野別方針》

### 【新たな地域づくり】

#### ①市役所や市立新統合中学校周辺の適切な土地利用コントロール

- ・市役所や市立新統合中学校は地域の新たな拠点となります。移転地周辺は農地であることから、懸念される無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

##### 《主要施策》

##### ○都市計画区域の見直し

- ・市役所や市立新統合中学校周辺での都市計画区域の見直し、用途指定や地区計画制度等の都市計画手法の活用を検討

##### ○「市役所周辺」「教育拠点」及び「（県道）安芸中インター線」沿道の適切な土地利用

- ・優良農地の保全の検討

#### ②暮らしの骨格となる「（県道）安芸中インター線」の早期整備

- ・市役所や市立新統合中学校周辺と中心市街地を直結し、地域交通網の骨格となる「（県道）安芸中インター線」の早期整備を促進します。
- ・地域においては、暮らしを支える生活軸や観光交流、防災の骨格軸として活用します。

##### 《主要施策》

##### ○暮らし、観光、防災を支える新設道路の整備

- ・「（県道）安芸中インター線」の整備の促進、歩いて楽しい工夫についての検討

### 【都市防災】

- ・津波浸水想定区域にあたる集落では、狭あい道路の拡幅などによる避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理を進めます。
- ・安芸川や江ノ川沿川は、堤防や護岸の強化の促進、総合治水等による内水氾濫への対応を図ります。また、土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

##### 《主要施策》

##### ○緊急時に避難できる通路の確保

- ・狭あい道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる通路の確保

##### ○洪水対策

- ・安芸川、江ノ川などの治水対策、総合治水等の推進

#### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

#### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

#### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

## 【土地利用】

農業環境の継続・充実や定住者や移住者が安心して子育てができ、健康に暮らせる田園集落環境を確保します。また、空き地・空き家などの有効活用について検討します。

### 《主要施策》

#### ○自然的土地利用における住居系ゾーン

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・空き地・空き家対策の検討

#### ○工業系ゾーン

- ・植野工業団地の維持・充実
- ・新設道路・安芸中IC（仮称）へのアクセス性の向上
- ・小規模な産業拠点としての柚子処理加工施設（移転検討中）の操業機能の充実、地場産品を活用した都市農村交流の場としての土地利用の検討

#### ○農業系ゾーン

- ・農業生産基盤の維持・充実

#### ○自然環境系ゾーン

- ・水源涵養としての森林の保全



地域の農業系ゾーン

## 【都市施設等】

### ①都市交通

- ・生活路線バスなどの公共交通の活用や、歩いて楽しい新たな通学路や観光地を周遊できる自転車・歩行者の利用環境を充実します。

《主要施策》

○公共交通サービスの充実

- ・地域内の交通ネットワークの強化に向けた、バスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の充実

○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道における安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路における安全対策の充実、修景、健康増進のみちづくり

②生活環境

- ・上水道などのインフラ系公共施設について、計画的な更新や適正な維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

《主要施策》

○上水道の計画的更新と適正な維持管理

- ・上水道の計画的更新
- ・水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入としての電気自動車、低燃費車の推進
- ・環境教育としての広報の推進や、社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

③公園・緑地

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や広域公園、観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

《主要施策》

○自然環境の保全

- ・地域を縦断する安芸川などの河川、安芸平野を取り巻く山地等の自然環境の保全
- ・安芸川などの多自然川づくりの促進
- ・河川の水質や生態系の保全とともに親水空間としての整備の促進
- ・緑の骨格としての農地の保全

○自然公園の保護・保全

- ・手結住吉県立自然公園である安芸城跡や土居廓中一帯の保護・保全

○都市公園の管理

- ・県立安芸広域公園の適正な維持管理の推進

○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

#### ④農村景観・観光

- ・安芸市を代表する農地と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・観光地の建築物・工作物・屋外広告物等の適正な誘導により、地域の良い景観づくりを引き続き進めます。

##### 《主要施策》

##### ○都市景観・田園景観の形成

- ・ふるさと景観の保全として、農地景観の保全、国選定重要伝統的建造物群保存地区（土居廓中地区）、安芸城跡、野良時計、岩崎彌太郎生家、弁天池（内原野池）（「ため池百選」農林水産省）などの歴史的景観や文化的景観の保全

##### ○観光交流のための環境整備

- ・観光交流拠点である安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家等の歴史文化資源等における駐車場の充実、アクセス道路の整備による観光交流拠点の充実、看板・サインの充実等により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・安芸市立歴史民俗資料館、安芸市立書道美術館等の文化資源、安芸広域公園等の観光交流拠点の利用促進
- ・特産物を活用した地域づくりの場、観光農園の市民や観光客の交流の場づくり等の農業を活かした体験型・交流型観光の推進

## 〔4〕 地域づくりの方針図

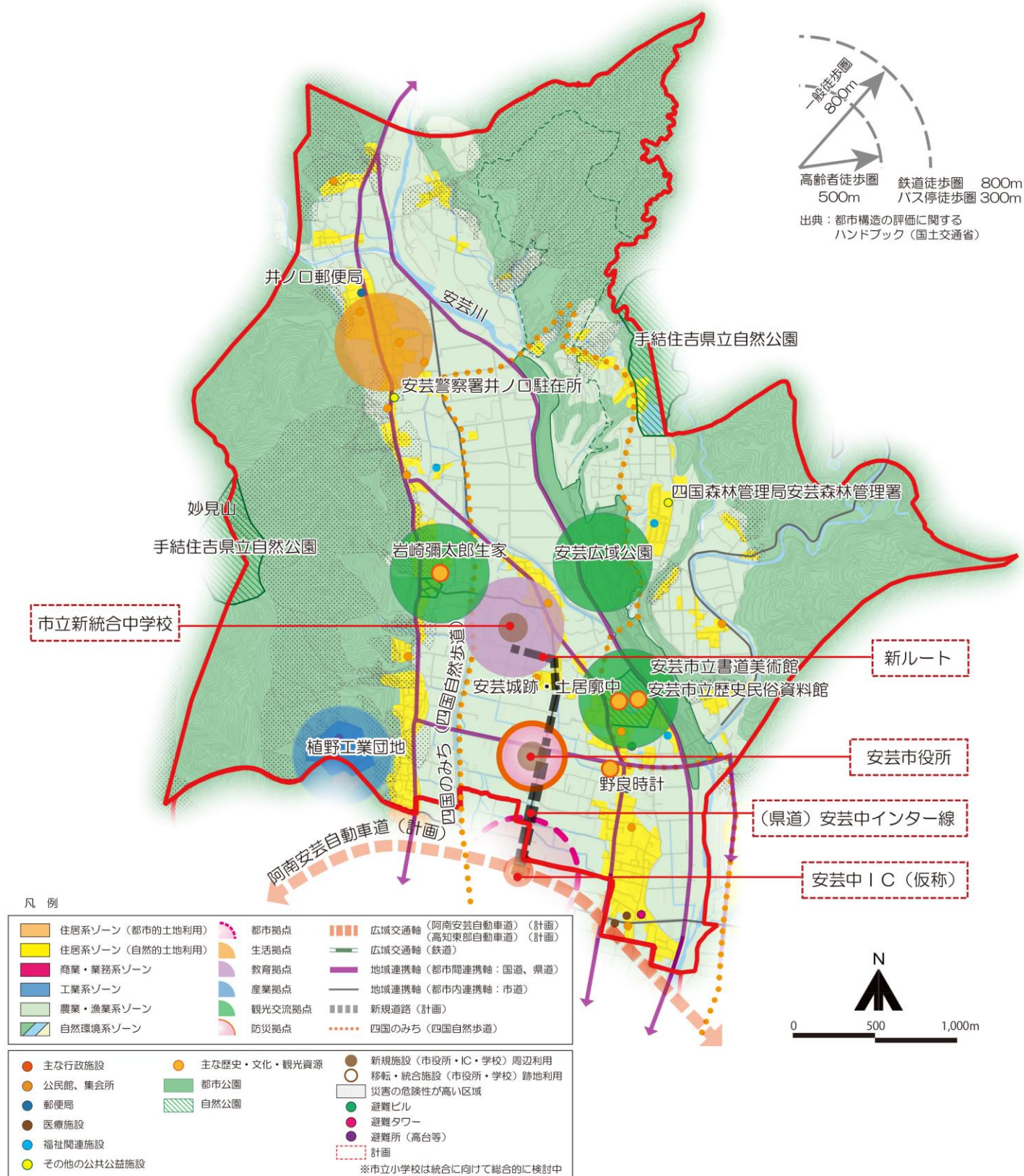
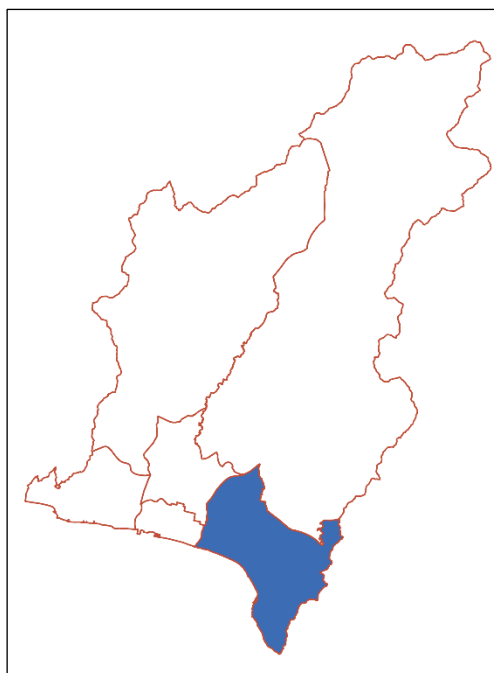


図 5-3 地域づくりの方針図（土居・僧津、井ノ口、川北乙地域）

## 5.4 伊尾木、下山、川北甲地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 地域面積                                                                            | 約 2,870ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 3,825 人         |
| 世帯数                                                                             | 1,551 世帯        |
| 人口密度                                                                            | 約 1.3 人／ha      |
| 高齢化率                                                                            | 23.8%           |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |                 |



伊尾木、下山、川北甲地域は、安芸平野の南東部に位置します。東北部は東川地域に接し、西部は安芸川を境に安芸町地域及び土居・僧津、井ノ口、川北乙地域に接します。また、南部は海岸に接し、地域中央部には伊尾木川が流下しています。

地域の人口は 3,825 人であり、6 地域の中で 3 番目に多く、市全体の約 21.8%を占めます。高齢化率は 6 地域の中で 2 番目に低く、23.8%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたり、農漁村集落が分布する地域です。地域には手結住吉県立自然公園・伊尾木洞の自然資源、大山岬公園、道の駅大山、伊尾木漁港石積堤等の観光交流資源が多く分布し、これらは広域交通網である国道 55 号及び土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線などによって隣接地域と結ばれています。

なお、平野部はほぼ全域が津波浸水想定 of 浸水深 2m 以上の区域であり、海岸部に迫る山地部には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・豊富な資源（魅力ある道の駅・伊尾木洞などの多様な観光地）
- ・高い防災意識
- ・地元で起業された企業が多い地域
- ・クリーンエネルギーに取り組む会社が立地

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・観光地としての努力が不足（集客施設や安芸東 IC（仮称）などの整備を活かした観光地としての努力が必要）
- ・防災対策が心配（平野部がほぼ津波浸水想定 of 区域）

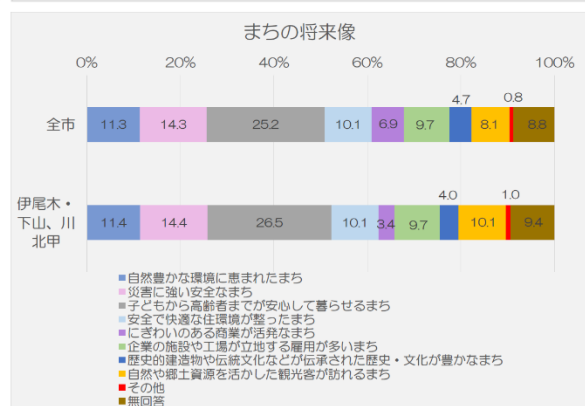
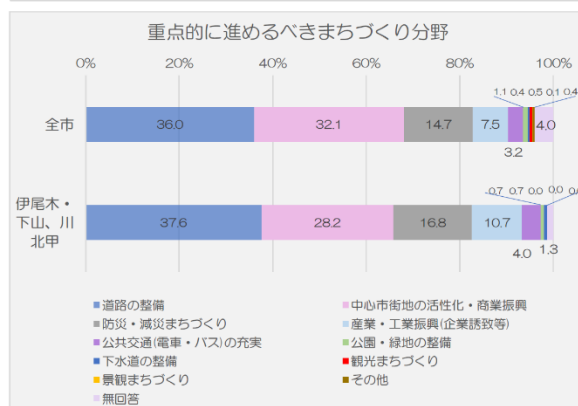
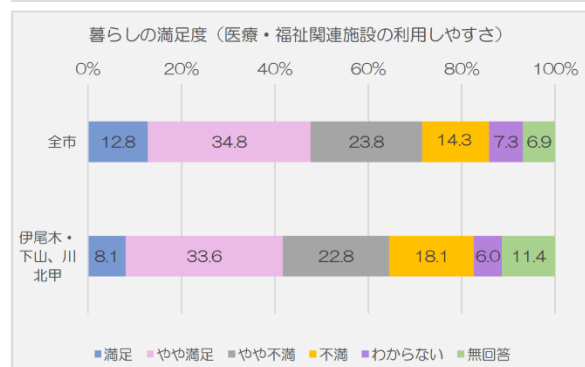
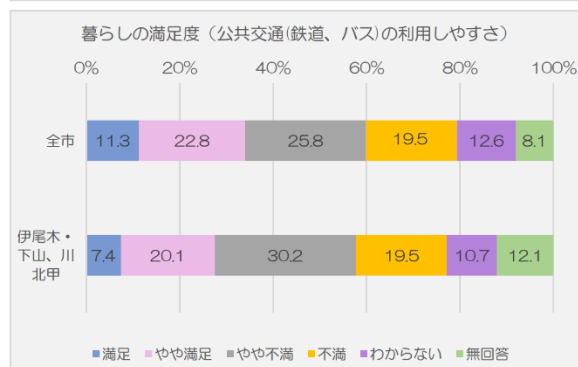
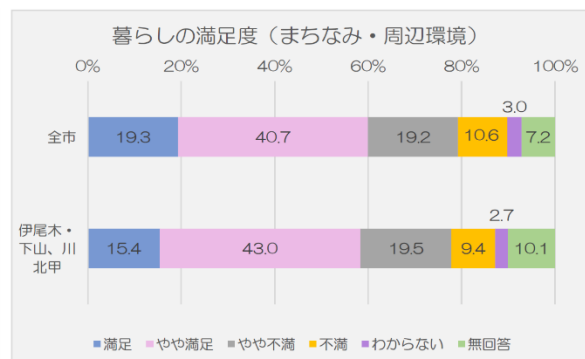
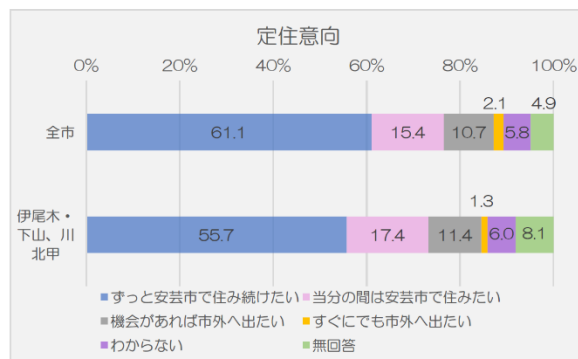
## 《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成30年度）》

【**定住意向**】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は73.1%であり、全市（76.5%）と比較して低くなっています。

【**暮らしの満足度**】まちなみ・周辺環境への「満足」「やや満足」は58.4%を占め、全市（60.0%）より、やや低くなっています。都市機能である医療・福祉関連施設はやや不満が高くなっています。

【**重点的に進めるべき分野**】「道路の整備」「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」が重視されています。（各37.6、28.2%、16.8%）

【**まちの将来像**】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」「災害に強い安全なまち」「自然豊かな環境に恵まれたまち」が上位を占めます。（各26.5%、14.4%、11.4%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○地域高規格道路・安芸東IC（仮称）、中学校学校跡地の有効活用

- ・伊尾木、下山、川北甲地域では、地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備、清水ケ丘中学校の統廃合などが進められます。今後は、これらの整備を活かしたまちづくりが必要となります。

#### ○自然災害に脆弱な河川沿川と沿岸域の居住地と農地

- ・居住地の大部分は津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を検討することが必要となります。

#### ○緊急時の通行等が困難な集落地内交通

- ・地域の交通は、国道55号を骨格として、暮らし、物流、観光などを支えています。集落地内の多くは狭い道路であり、日常生活の安全な通行や救急時の緊急車両の通行等に支障があります。今後は、暮らしや緊急時に安全な道路空間の形成が必要です。

#### ○観光資源の魅力発揮が不十分

- ・地域には県や市を代表する多彩な観光交流資源が立地するものの、近年の道の駅大山の入込客数をみても年間約2万人弱であり、さらなる地域資源の魅力発揮が必要です。

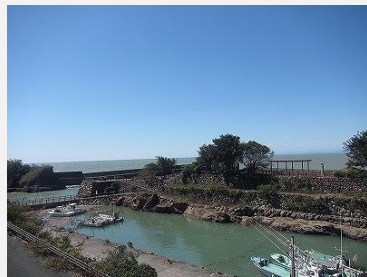
### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

#### 誇りある歴史ロマンのふるさと

- ・新たに生まれる安芸東IC（仮称）、学校跡地等を  
最大限活用した魅力あふれる観光交流地域

伊尾木漁港石積堤



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・世界の人が行ってみたい・地域の人々が世界に誇れるまち
- ・自給自足の世界ー暮らしやすい里づくり
- ・幕末～昭和の夢にタイムトラベルができるまち  
（森林鉄道を復活）



## 〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

### 《地域づくりの方針》

#### ○安芸東IC（仮称）や学校跡地を活用した地元産業の育成・起業の促進

- ・地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備促進を図るとともに、安芸東IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制について検討します。
- ・地域高規格道路・安芸東IC（仮称）との接続を促進します。これにより、周辺地や清水ヶ丘中学校跡地などの有効活用による地域活性化や観光の振興について検討し、地元産業のさらなる育成や起業の促進に取り組みます。

#### ○地震・津波や自然災害からの暮らしの安全の確保・命を守る取組

- ・避難場所、避難できる通路のさらなる充実や維持管理を図ります。
- ・自主防災組織の強化などの災害への備えを充実させ、地震・津波から「命を守る」取組を推進します。

#### ○集落地内の狭あい道路の改善

- ・狭あい道路の拡幅や見通しの確保等の改善により、暮らしや緊急時の安全な道路空間を形成します。

#### ○個性豊かな観光資源の魅力の発揮

- ・観光地としての施設の充実を進め、多彩で個性的な観光資源の魅力増進を図ります。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・IC周辺の交通利便性の活用（将来、IC、駅、路線バスなど交通機関を生かせる場所）
- ・地元の中小企業の育成・起業の促進
- ・防災意識のさらなる醸成
- ・魅力ある伊尾木の観光・文化の活用（伊尾木洞、天然記念物のシダ群落、伊尾木ゲストハウス、寅さん地蔵や太鼓、文化祭、いかだ流しなど地域の様々な資源やイベント）
- ・魅力ある道の駅周辺資源の活用（地場産品、サンセット、グリーンフラッシュ、恋人の聖地、ツーリング・サイクリスト・お遍路さんの休憩場所など）
- ・自然の活用（桜の名所、森林鉄道跡など）

### 《分野別方針》

#### 【新たな地域づくり】

##### ①地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備促進

- ・地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の整備を促進し、地域の広域ネットワークを形成します。安芸東IC（仮称）と地域交通の骨格となる国道55号とのアクセス道路の検討により、地域との連結を強化します。これにより、生活利便性の向上とともに、地域観光や地元産業の広域的な発展を促進します。

## ②安芸東IC（仮称）周辺の無秩序な開発の抑制

- ・安芸東IC（仮称）整備に伴う周辺農地の無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

## ③清水ケ丘中学校跡地の有効活用

- ・学校統合によって生じる清水ケ丘中学校跡地は、地域活性化に向けた新たな拠点として、有効活用について検討します。

### 《主要施策》

#### ○地域の広域ネットワーク整備

- ・地域高規格道路・安芸東IC（仮称）の早期整備の促進
- ・国道55号との地域へのアクセス道路の整備について検討

#### ○安芸東IC（仮称）周辺の適切な土地利用

- ・安芸東IC（仮称）周辺農地の保全について検討

#### ○地域の新たな拠点の形成

- ・清水ケ丘中学校跡地の有効活用について検討（地域コミュニティへの活用、観光の振興、地元産業のさらなる育成や起業の促進等）

## 【都市防災】

- ・津波浸水想定区域にあたる集落では、狭あい道路の拡幅などによる避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理を進めます。
- ・安芸川や伊尾木川などの沿川地域や土砂災害等の危険性のある地域は、堤防強化の促進、総合治水等による内水氾濫への対応、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

### 《主要施策》

#### ○緊急時に避難できる通路の確保

- ・狭あい道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる通路の確保

#### ○洪水対策

- ・安芸川、伊尾木川などの治水対策、総合治水等の推進

#### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

#### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

#### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

## 【土地利用】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康に暮らせる田園集落環境を確保します。

### 《主要施策》

#### ○自然的土地利用における住居系ゾーン

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・駅、公民館、集会施設等周辺への生活利便施設の維持、集約
- ・起業への支援、空き地・空き家対策の検討

#### ○農業系ゾーン

- ・農業生産基盤の維持・充実
- ・漁港機能の維持・充実

#### ○自然環境系ゾーン

- ・水源涵養としての森林の保全

## 【都市施設等】

### ①都市交通

- ・集落内の狭あい道路の改良、交通安全対策を進めます。

### 《主要施策》

#### ○狭あい道路の改良

- ・渋滞緩和、安全のための拡幅改良

#### ○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道の安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路等への外灯やカーブミラーの整備等の安全対策

### ②生活環境

- ・上水道などのインフラ系公共施設について、計画的な更新や適正な維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

### 《主要施策》

#### ○上水道の計画的更新と適正な維持管理

- ・上水道の計画的更新
- ・水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

#### ○供給処理施設の維持管理

- ・安芸市一般廃棄物最終処分場、杜の聖苑（安芸市火葬場）の適切な維持管理

#### ○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

### ③公園・緑地

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○自然環境の保全

- ・地域を縦断する安芸川、伊尾木川などの河川、沿岸域の山地等の自然環境の保全
- ・安芸川、伊尾木川などの多自然川づくりの促進
- ・河川の水質や生態系の保全とともに親水空間としての整備の促進
- ・緑の骨格としての農地の保全

##### ○自然公園の保護・保全

- ・手結住吉県立自然公園である伊尾木洞のシダ群落、竜王池（東山森林公園／生活環境保全林）、大山岬一帯の海岸線の保護・保全

##### ○公園・緑地の管理

- ・大山岬公園などの適正な維持管理の推進

##### ○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

### ④農漁村景観・観光

- ・農地や漁港と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・観光地の建築物・工作物・屋外広告物等の適正な誘導により、地域の良好な景観づくりを引き続き進めます。

#### 《主要施策》

##### ○漁港景観・田園景観の形成

- ・伊尾木漁港石積堤（「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」水産庁）などの歴史的景観や文化的景観、山裾に広がる農地景観などのふるさと景観の保全

##### ○観光交流のための環境整備

- ・伊尾木洞、自然公園、大山岬公園等の観光交流拠点の保全及び利用促進
- ・看板・サインの充実等による誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備
- ・農業、漁業を活かした体験型・交流型観光の推進

## 〔4〕 地域づくりの方針図

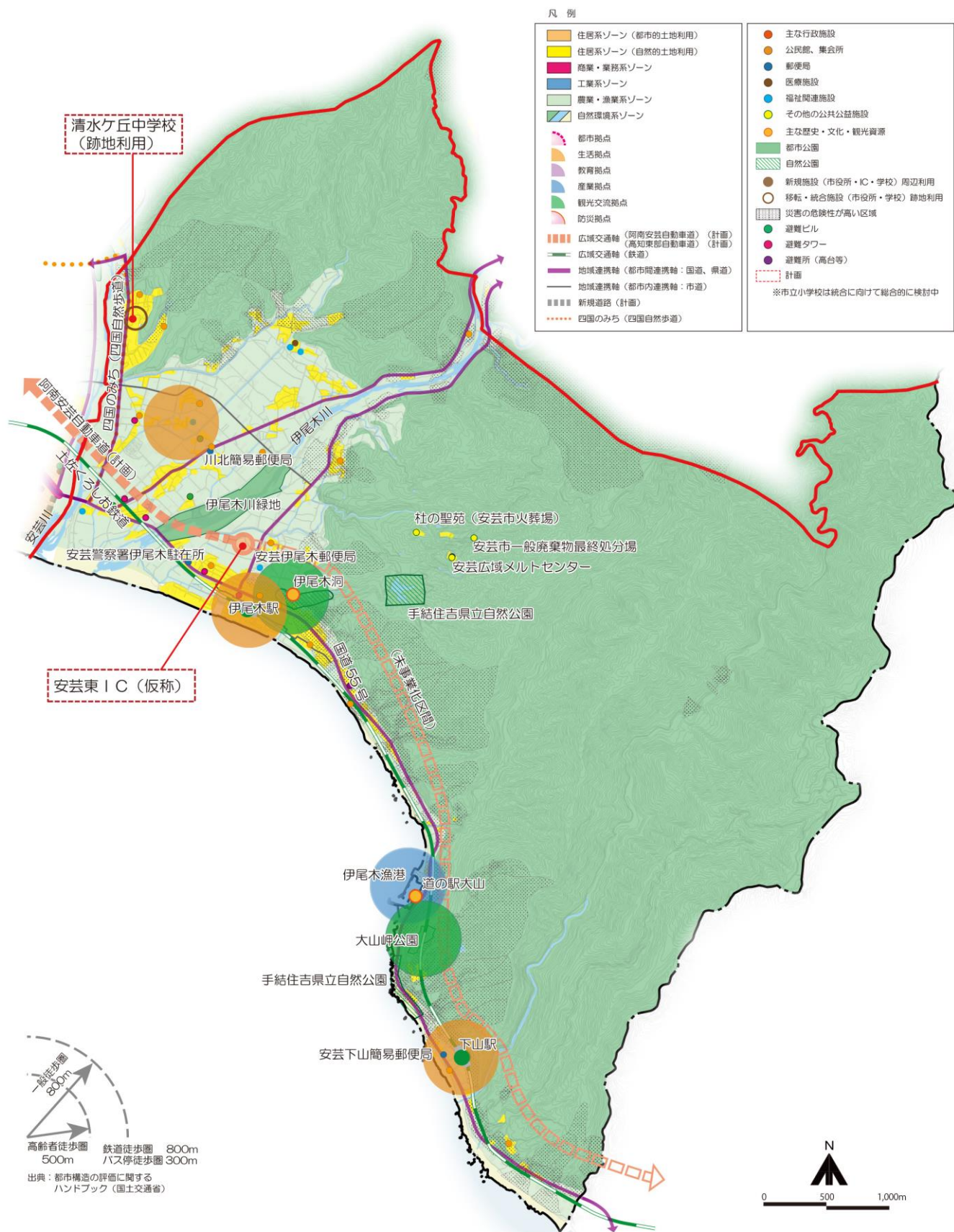
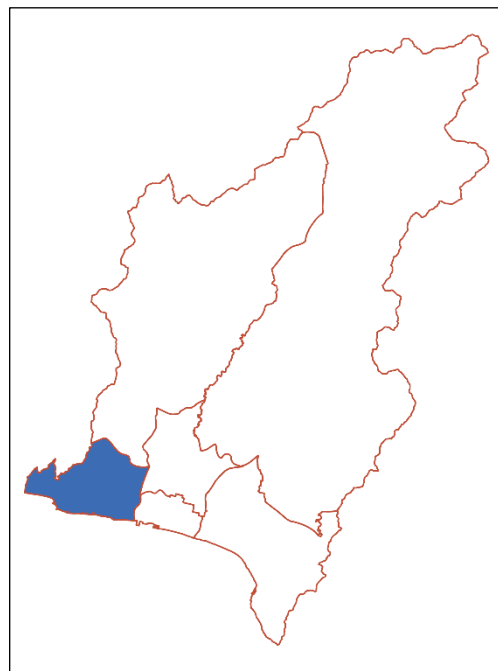


図 5-4 地域づくりの方針図（伊尾木、下山、川北甲地域）

## 5.5 穴内、赤野地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 地域面積                                                                            | 約 1,433ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 1,891 人         |
| 世帯数                                                                             | 691 世帯          |
| 人口密度                                                                            | 約 1.3 人／ha      |
| 高齢化率                                                                            | 28.2%           |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |                 |



穴内、赤野地域は、安芸市の南西部に位置します。東部は安芸町地域、土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、西部は隣村の芸西村に接し、南部は海岸、北部は畑山・栃ノ木・尾川地域に接します。

穴内、赤野地域の人口は 1,891 人であり、6 地域の中の 4 番目にあたり、市全体の約 10.8%を占めます。高齢化率は比較的高く、28.2%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域は安芸市都市計画区域外にあたる農漁村地域です。集落は東西に延びる沿岸の平地部から一部山間部に分布し、沿岸域には土佐くろしお鉄道、国道 55 号が横断します。地域には、太平洋を望める八流古戦場跡、赤野休憩所や日本酒の蔵元などがあり、海岸部には穴内漁港、赤野漁港が位置します。

なお、穴内、赤野地域の沿岸部はほぼ全域が津波浸水想定の上水深 2m 以上の区域であり、海岸部に迫る山地部には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・豊かな自然・海岸景観（赤野の海の景色）
- ・特徴ある交通施設（自転車道や駅ごとにキャラクターのある土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線が魅力）
- ・良くなった農業環境（ほ場整備が完了し、水が確保）
- ・自慢の食（地酒の酒造会社が 2 軒）

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・防災対策への不安（避難地の山は高齢者にとって大変、避難ビルの周知が不十分、避難タワーに屋根や壁やトイレがなく冬つらいなど）
- ・地域の魅力である海が活かされていない（遊泳禁止で遊べない）
- ・職場への不満（若い人の働く場所が少ない）

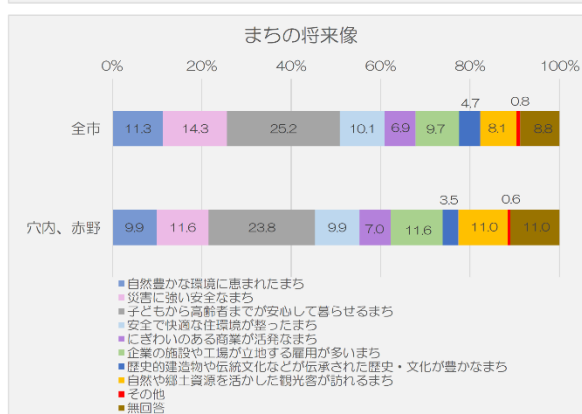
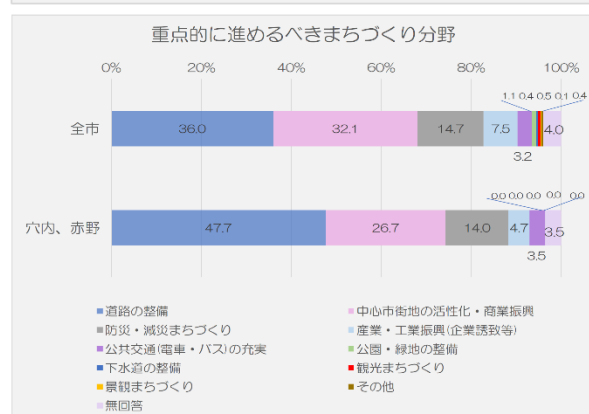
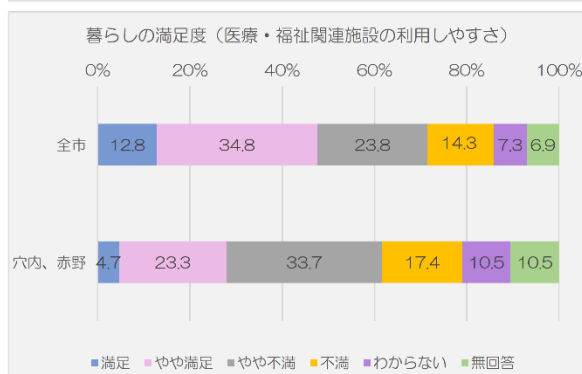
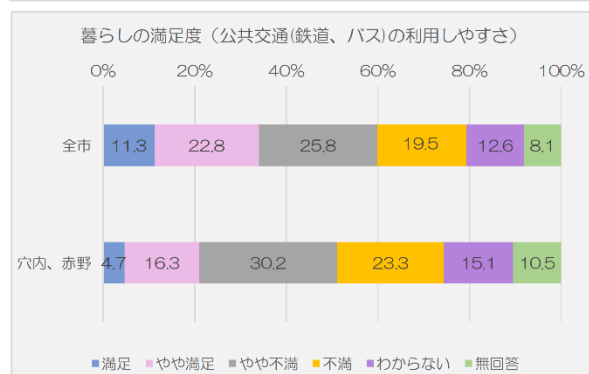
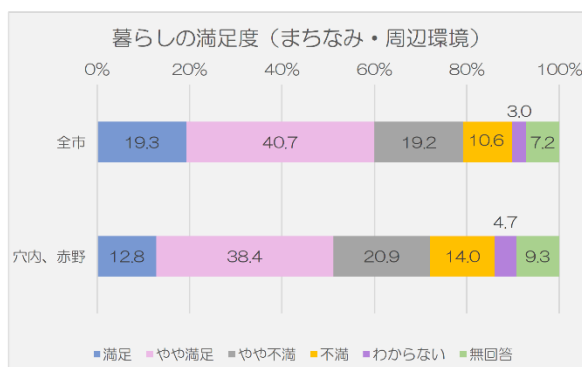
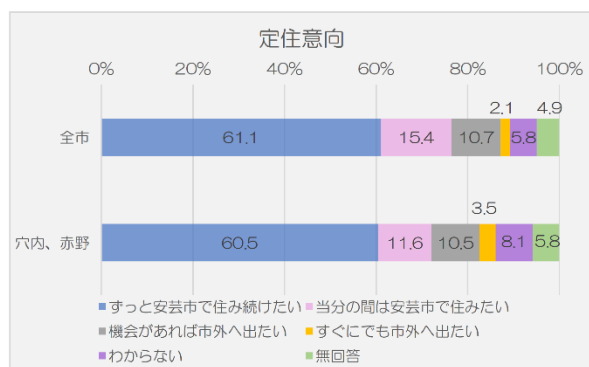
# 《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は、72.1%であり、全市（76.5%）より、低くなっています。

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は51.2%を占め、全市（60.0%）より低くなっています。特に、公共交通は全市（34.1%）に対して著しく低く、21.0%となっています。また、医療・福祉関連施設も28.0%であり、全市（47.6%）に対して低くなっています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」が半数近くを占めています。次いで「中心市街地の活性化・商業振興」「防災・減災まちづくり」となっています。（各 47.7%、26.7%、14.0%）

【まちの将来像】「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」が突出しています。次いで「災害に強い安全なまち」「企業の施設や工場が立地する雇用が多いまち」が上位を占めます。（各 23.8%、11.6%、11.6%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○高規格道路・安芸西IC（仮称）整備への対応

- ・穴内、赤野地域では、高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備が進められます。安芸西IC（仮称）周辺の無秩序な土地利用への対応が必要となります。

#### ○自然災害に脆弱な沿岸域の居住地及び農地

- ・沿岸域の居住地や多くの農地は津波浸水想定区域（L2）2m以上にあたります。地震・津波から「命を守る」取組を検討することが必要となります。

#### ○中山間部の不便な交通環境

- ・地域の交通は、国道55号を骨格として、暮らし、物流、観光などを支えています。集落内の多くは狭い道路であり、日常生活の安全な通行や救急時の緊急車両の通行等に支障があります。安全に国道55号へと到達できる交通網の整備が必要です。

#### ○沿道からの眺望機能の未発揮

- ・地域を横断する国道55号は沿岸域の眺望が優れるドライブコースであるものの、通過点となっており、眺望地点として十分に活かされていません。周知や休憩場所等の充実が必要です。

### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

#### 美しい海と山と暮らしのふるさと

- ・海と山の美しい景観とともにある  
安心して暮らせるふるさと

赤野の海岸の風景落



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・人を大切にする安全なまち（「いいまちだね」と言われるまち、海に近いまち、安全なまち）
- ・桜並木から海を眺めるコントラストが素晴らしいまち（桜並木、きれいな海）



### 〔3〕地域づくりの方針と分野別方針

#### 《地域づくりの方針》

##### ○高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進を図るとともに、安芸西IC（仮称）周辺での無秩序な開発の抑制について検討します。

##### ○地震・津波や自然災害からの暮らしの安全の確保・命を守る取組

- ・避難場所、避難できる通路のさらなる充実や維持管理を図ります。
- ・自主防災組織の強化などの災害への備えを充実させ、地震・津波から「命を守る」取組を推進します。

##### ○市街地への連携強化により、利便性が高く活力ある地域を形成

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）と国道55号のスムーズな接続を図ります。これにより、生活利便性の向上を図るとともに、地元企業の活性化を促進します。

##### ○集落地内の安全な交通環境の確保

- ・中山間部における狭あい道路の適所への拡幅や安全対策により、安全に国道 55 号へと到達できる交通網を整備します。

##### ○沿道からの眺望景観の活用

- ・海や山などの景観を楽しめる休憩場所の整備や道路景観の修景整備を図り、沿岸のドライブコースを形成します。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・自然を生かしたまちづくり
- ・空き家対策（チャレンジショップ等としての活用、空き家を住めるようにして活用）
- ・教育・福祉の充実（放課後デイがない）
- ・高齢者に配慮した防災・避難のまちづくり（山へ避難するときの手すりの設置、避難タワーの整備、防災マップを定着させる広報活動の強化）
- ・自転車道を整備・活用する（サイクリングロードの整備）
- ・高速道路・駅を活用した新たな拠点づくり（空港・安芸市間へのサービスエリアの整備、バス路線の整備、IC の安全対策、IC の個性ある名称づけ）
- ・海辺の景観をアピールする（赤野休憩所のイルミネーション、キャッチフレーズなど）

## 《分野別方針》

### 【新たな地域づくり】

#### ①高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備促進

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の整備を促進し、地域の広域ネットワークを形成します。安芸西IC（仮称）と地域交通の骨格となる国道55号とのアクセス道路について検討し、地域との連結を強化します。これにより、生活利便性の向上とともに、地元産業の広域的な発展を促進します。

#### ②安芸西IC（仮称）周辺の無秩序な開発の抑制

- ・安芸西IC（仮称）整備に伴う周辺農地の無秩序な開発行為等を抑制し、農地と調和した適切な土地利用について検討します。

#### 《主要施策》

##### ○地域の広域ネットワーク整備

- ・高規格道路・安芸西IC（仮称）の早期整備の促進
- ・国道55号との地域へのアクセス道路の検討

##### ○安芸西 IC（仮称）周辺の適切な土地利用

- ・安芸西IC（仮称）周辺農地の保全の検討

### 【都市防災】

- ・沿岸域のほぼ全域が津波浸水想定区域にあたります。避難できる通路の確保や津波避難場所の維持・管理などのさらなる充実を進めます。
- ・土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○緊急時に避難できる通路の確保

- ・狭あい道路の改良による高齢者、障がい者等の災害弱者のための避難できる通路の確保

##### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

##### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

##### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

## 【土地利用】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康に暮らせる田園集落環境を確保します。

### 《主要施策》

#### ○自然的土地利用における住居系ゾーン

- ・既存集落の住環境の充実としての多世代居住などのゆとりある居住環境の形成
- ・駅、公民館、集会施設等周辺への生活利便施設の維持、集約
- ・起業への支援、空き地・空き家対策の検討

#### ○農業系ゾーン

- ・農業生産基盤の維持・充実
- ・漁港機能の維持・充実

#### ○自然環境系ゾーン

- ・水源涵養としての森林の保全

## 【都市施設等】

### ①都市交通

- ・集落内の狭あい道路の改良や交通安全対策を進めます。

### 《主要施策》

#### ○狭あい道路の改良

- ・渋滞緩和、安全のための拡幅改良

#### ○人にやさしい道路づくり

- ・集落内の生活道路・農道の安全対策の充実、適所へのユニバーサルデザインの導入
- ・交差点や通学路等への外灯やカーブミラーの整備等の安全対策

## ②生活環境

- ・上水道などのインフラ系公共施設について、計画的な更新や適正な維持管理を進め、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

### 《主要施策》

#### ○上水道の計画的更新と適正な維持管理

- ・上水道の計画的更新
- ・水道施設の長寿命化等の対策及び適切な維持管理を推進

#### ○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

## ③公園・緑地

- ・地域を取り巻く山地・森林、川などの自然環境や観光地などの身近な緑の保全・活用、並びに防災や環境面でも重要な役割を持つ緑としての農地の保全を図ります。

### 《主要施策》

#### ○自然環境の保全

- ・地域を流下する穴内川、赤野川などの河川や山地等の自然環境の保全
- ・穴内漁港付近の海岸域の養浜の回復等への取組の推進

#### ○市民、事業者との協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

## ④農漁村景観・観光

- ・農地や漁港と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・眺望地点への休憩施設等の整備や道路修景を進め、地域の良好な観光スポットを形成します。

### 《主要施策》

#### ○漁港景観・田園景観の形成

- ・穴内漁港や赤野漁港などの漁港景観や、山裾に広がる田園景観などのふるさと景観の保全

#### ○眺望地点の保全

- ・太平洋を一望できる八流古戦場跡の保全
- ・眺望のための休憩所やドライブコースとしての眺望スポットの検討
- ・四国のみち（四国自然歩道）・自転車道の維持管理、充実整備

## [4] 地域づくりの方針図

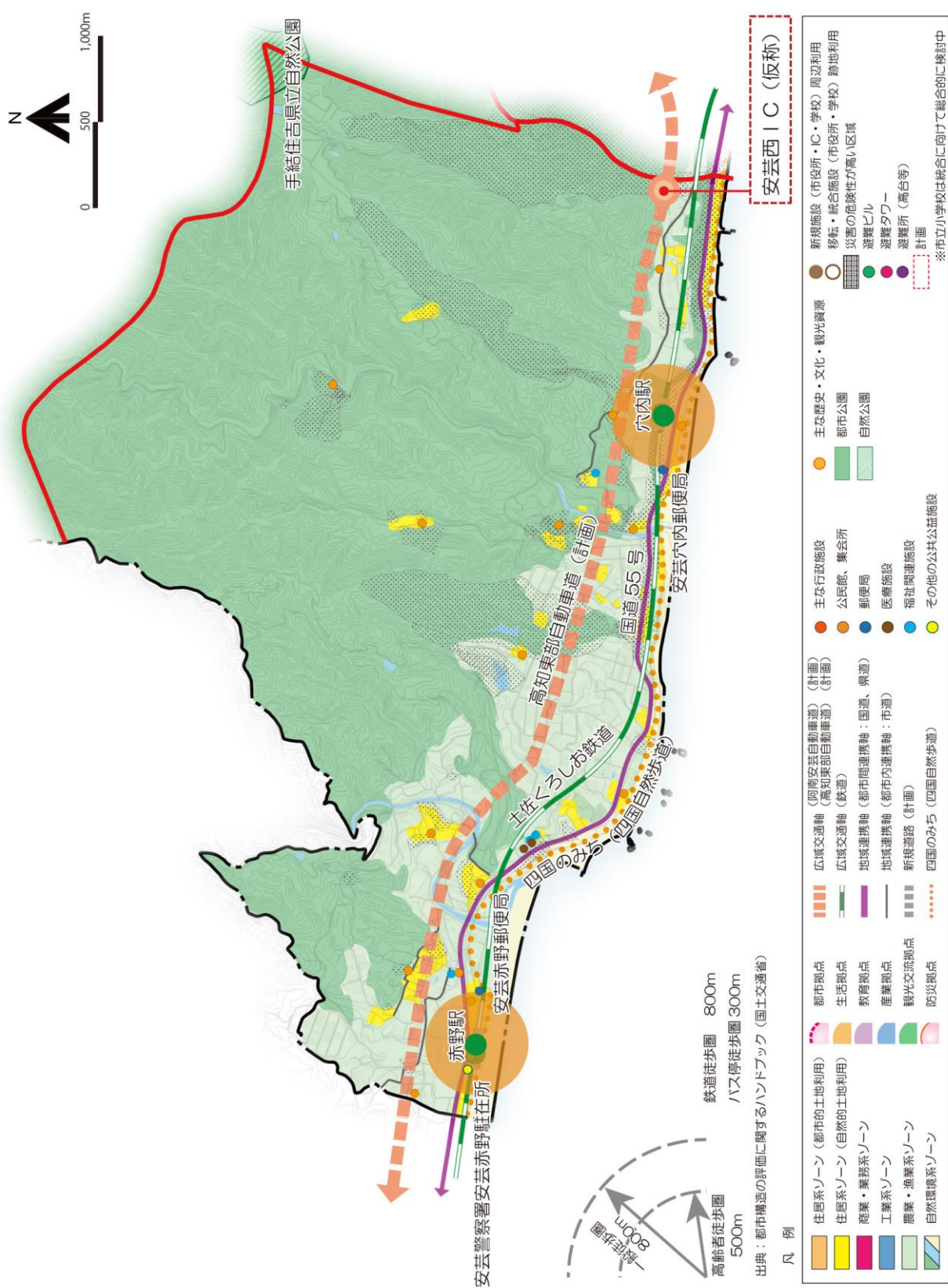
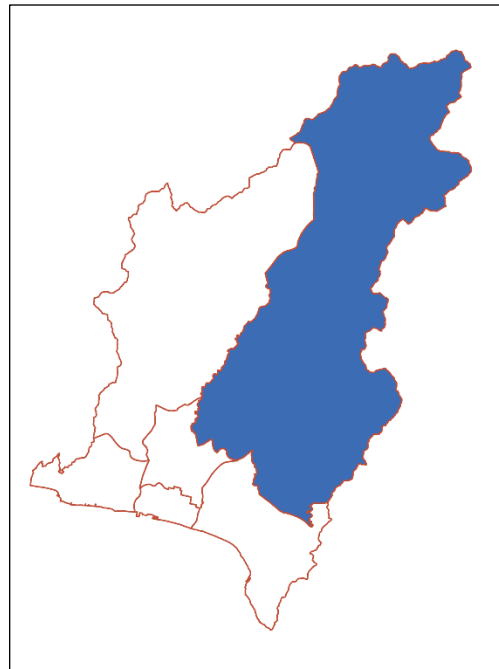


図 5-5 地域づくりの方針図 (穴内、赤野地域)

## 5.6 東川地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 地域面積                                                                            | 約 16,136ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 259 人            |
| 世帯数                                                                             | 147 世帯           |
| 人口密度                                                                            | 約 0.02 人/ha      |
| 高齢化率                                                                            | 37.8%            |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |                  |



東川地域は、安芸市の北東部に位置します。西部は畑山・栃ノ木・尾川地域、南部は土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、伊尾木、下山、川北甲地域となり、東部は安田町、馬路村、北部は徳島県那賀町に接します。

東川地域の人口は 259 人であり、6 地域の中では、畑山・栃ノ木・尾川地域に次いで少なく、市全体の約 1.5%となります。高齢化率は、市で最も進んでおり、37.8%です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたる中山間地域であり、ゆず栽培が盛んです。地域中央部には伊尾木川が流れ、沿川には県道大久保伊尾木線、市道古井別役線が通り、徳島県とを結んでいます。

なお、伊尾木川沿川には、多くの土砂災害危険箇所が分布しています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・すぐれた環境・伝統文化（環境の良さ、宝積寺、船岡神社、獅子舞などの歴史・伝統が魅力）
- ・自慢の農業・食文化（農業は「ゆず」「品評会で関西一になった茶（茶畑）」「入河内大根」などが盛ん、おいしい飲食は「しし汁」「東川の田舎寿司」「安芸虎（酒）の原料米」「入河内の「吟の夢」など）
- ・公民館が地域の交流・にぎわい拠点（「ゆず採り」「茶摘み体験」の交流、酒米研究会）

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・人口減少で地域の存続が不安（後継者不足が深刻、水の管理や移動販売の継続、耕作放棄地の問題、寺社、伝統文化、墓所の維持が不安）
- ・脆弱な公共交通（バスの本数が少なく、病院や市街地への行き来が困難）
- ・山地の災害が心配（豪雨が多く、水害、土砂災害・落石や鳥獣被害等が心配）
- ・小学校の休校、空き地・空き家の増加（公民館と農協が寄り合いの場、空き家・空き地は、土地権利者の不明な場所があり、土地流動が困難）

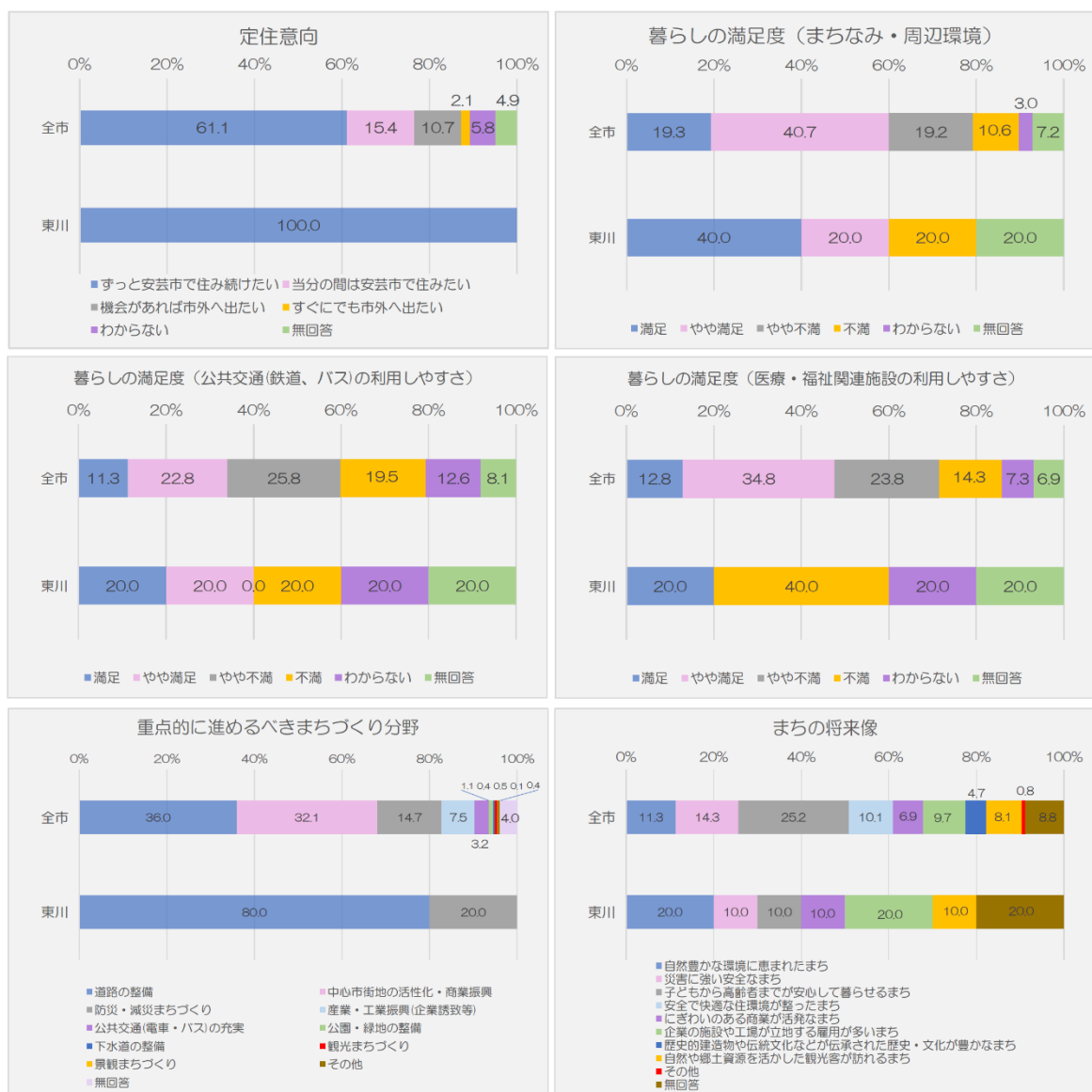
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】回答された方全てが地元での定住を希望されています。（定住意向「住み続けたい」「当分の間は住みたい」が 100%、全市 76.5%）

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は 60.0%であり、全市と同水準です。一方、医療・福祉関連施設への満足度は全市（47.7%）より低く、平均 20%です。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「防災・減災まちづくり」となっており、道路整備への要望が特に多くなっています。（各 80.0%、20.0%）

【まちの将来像】「自然豊かな環境に恵まれたまち」「企業の施設や工場が立地する雇用が多いまち」が上位を占めます。（各 20.0%、20.0%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○集落、道路・林道等の基盤整備の遅れ

- ・集落に於いて老朽管きょの整備や飲料水の管理などが必要です。
- ・道路や林道は、落石や路側崩壊が頻発し、舗装の劣化や橋梁等の老朽化が進んでいます。

#### ○山間の集落の多くに土砂災害危険箇所が分布

- ・奈比賀、入河内、黒瀬、大井、古井、別役などの居住地付近には土砂災害危険箇所が分布しており、土砂災害・落石、水害や鳥獣被害等の山地の災害が懸念されます。

#### ○高齢化の進展、担い手不足により、地域の維持が困難

##### （生活環境の維持が困難）

- ・古井中学校、古井小学校、東川中学校、東川小学校、川北小学校奈比賀分校の休校による地域活力の低下、空き地・空き家の増加が顕著です。また、地域は無医地区であり、地域住民の医療機会の確保や高齢者の要介護状態を未然に防ぐことなどにより、地域の暮らしの維持が必要です。

##### （農林業の維持が困難）

- ・耕作放棄地の増大、森林の荒廃などにより、農林業の維持が困難になっています。

##### （地域間交流・地域文化の担い手不足）

- ・家族、地域の相互扶助機能等の地域コミュニティの弱体化が顕著となり、宝積寺、船岡神社などの寺社、獅子舞などの伝統文化、墓所等の維持など地域資源の活用や地域文化の担い手が不足しています。

### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

#### 東川・山の交流モデル地区

- ・交流体験・援農隊など地域内外の  
みんなでつくる東川ブランド

東川（入河内）のゆず畑



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・人への思いと「和」を大切にした地域づくり
- ・地域外の人とともに守る地域（地域外の方々とともに地域を守り、存続させる考え方が必要）
- ・地域全体ブランド化づくり（地域のブランド化で中山間のモデル地区を目指す）



### 〔3〕 地域づくりの方針と分野別方針

#### 《地域づくりの方針》

##### ○奈比賀、入河内などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持・管理

- ・ 奈比賀、入河内などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理を推進し、地域の拠点としての集落の維持を図ります。
- ・ 地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。また、落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化対策を行います。

##### ○自然災害から集落を守る取組による安全・安心に暮らせる地域づくりの推進

- ・ 土砂災害の危険のある集落の安全対策について検討します。

##### ○援農隊など、みんなで地域を支える体制の形成

- ・ 地域ぐるみで暮らしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討します。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・ 公共交通の強化（交通手段の強化や時間短縮が大切、1.5 車線化等の道路拡幅、トンネル、自動運転バスの導入検討）
- ・ 災害対策のハード整備が必要（水害、土砂災害・落石や鳥獣被害等などのハード整備が必要）
- ・ 地域の存続のためには、住民の健康が大切（体操の奨励、地域行事への参加、仕事の増加）
- ・ 暮らしを支える郵便、ガソリン、移動販売の維持
- ・ 農林業の復活と地場産品の PR が大切（耕作放棄地の有効活用や林業復活、大根、ゆず、茶、酒米などの地場産品等）
- ・ 援農学生、学生との連携、インバウンドなどで交流を拡大（学校を宿泊施設としてや移住者定着の場として有効利用、民泊で、援農学生や修学旅行、山と川の魅力を生かした外国人の受け入れ、県内大学生との交流の継続で、祭り、獅子舞などの地域の歴史・伝統の継承）

## 《分野別方針》

### 【新たな地域づくり】

#### ①「小さな拠点」としての充実による安心した暮らしの形成

- ・「小さな拠点」としての充実を図り、生活拠点としての機能の集約化を図ります。

##### 《主要施策》

##### ○「小さな拠点」の形成への取組

- ・既存集落等へ生活サービスを効率的に提供するとともに、地域の支え合い活動の推進に有効な制度として「小さな拠点」としての充実や活動について検討

##### ○医療・福祉・教育機能の維持

- ・地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりとして、健康づくり、高齢者が生きがいをもって暮らせるまちづくり、在宅生活の支援と介護予防の推進について検討
- ・公民館や集会所を活用した生涯学習の充実
- ・公共交通手段としての「元気バス」の継続・確保

### 【都市防災】

- ・土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

##### 《主要施策》

##### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

##### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

##### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

## 【土地利用】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康に暮らせる田園集落環境を確保します。

### 《主要施策》

#### ○自然的土地利用における住居系ゾーン

- ・ 公民館、集会施設、バス停周辺等の生活拠点への生活利便施設の維持、集約
- ・ 空き地・空き家対策としての移住・定住のための住宅供給（ＵＩターン者、就農者へのマッチング等）、移住者の受け入れ環境の整備

#### ○農業・漁業系ゾーン

- ・ 農業生産基盤の維持・充実、鳥獣被害防除対策の推進
- ・ 担い手農家の受け入れに向けた耕作放棄地等の活用、農地集積の検討、営農体制の整備

#### ○自然環境系ゾーン

- ・ 水源涵養としての森林の保全

#### ○居住に適した土地利用の検討

- ・ 居住に適した土地利用条件の検討（居住に適さない、あるいは検討が必要な「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」等の地域の確認）

## 【都市施設等】

### ①中山間地域の交通

- ・ 中山間地域における道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。

### 《主要施策》

#### ○災害による道路の復旧

- ・ 落石や路側崩壊箇所の復旧

#### ○老朽化等による道路等の補修

- ・ 舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

#### ○狭あい道路の改良

- ・ 地域と市街地を結ぶ道路における適所での 1.5 車線化の検討

## ②生活環境

- ・インフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。

### 《主要施策》

#### ○インフラの適正な維持管理

- ・合併浄化槽等の長寿命化等の対策及び適切な維持管理

#### ○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

## ③公園・緑地

- ・公民館、集会所などを地域活動やレクリエーションのために活用します。

### 《主要施策》

#### ○地域活動の場の整備

- ・公民館、集会所などの地域活動やレクリエーションの場としての活用

#### ○協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

## ④農村景観・観光

- ・農地や森林と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・援農隊などの支援により、地域間交流を推進します。

### 《主要施策》

#### ○農地・森林景観の形成

- ・集落をとりまく農地・森林景観などのふるさと景観の保全

#### ○地域間交流・地域文化

- ・茶（茶畑）や入河内大根等の地域の特色ある特産品の活用やグリーンツーリズム、間伐体験、獅子舞やゆず採り、茶摘み体験などの体験プログラムの充実による地域間交流の広域化、体験観光の事業化



入河内大根

## 〔4〕 地域づくりの方針図

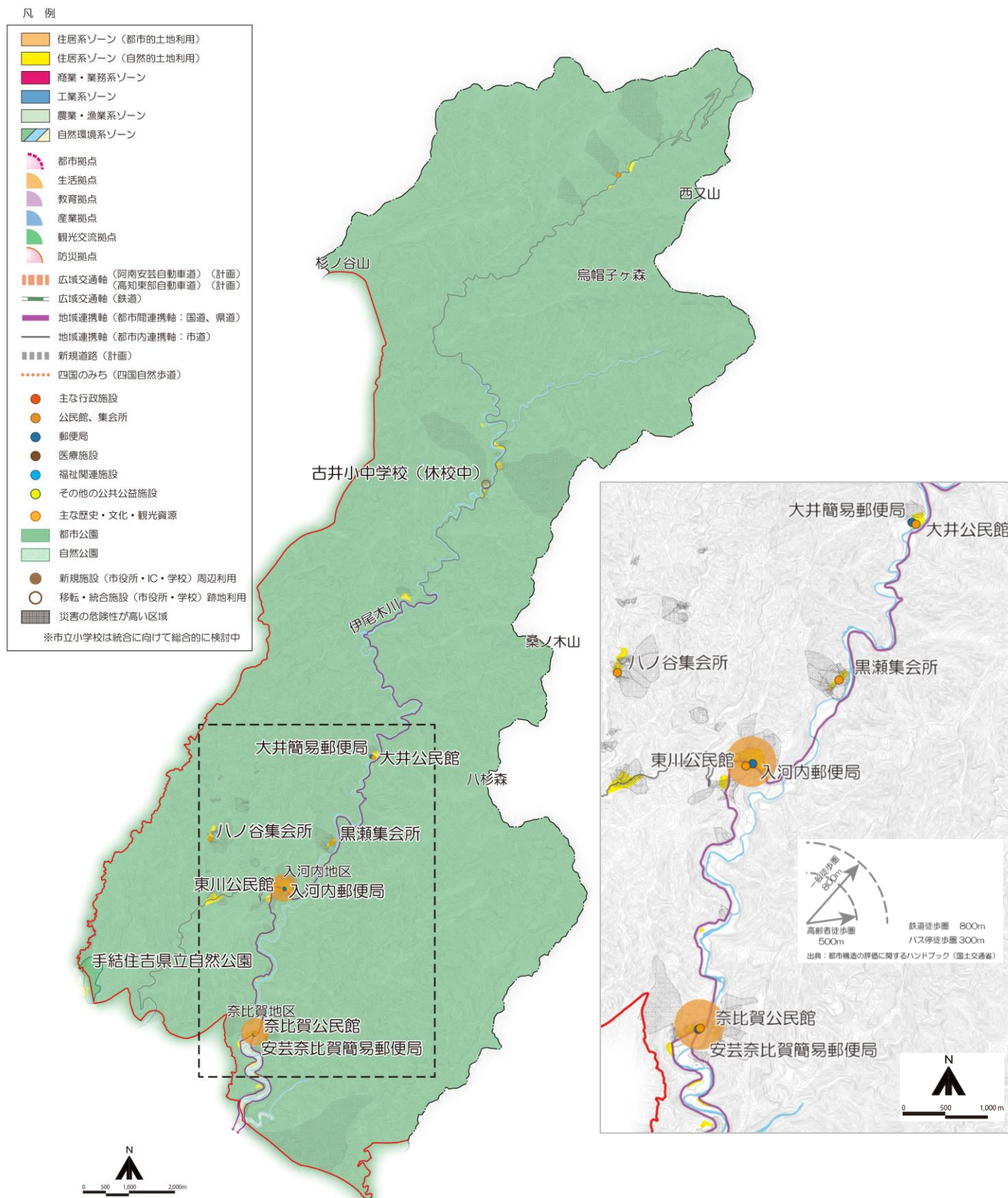
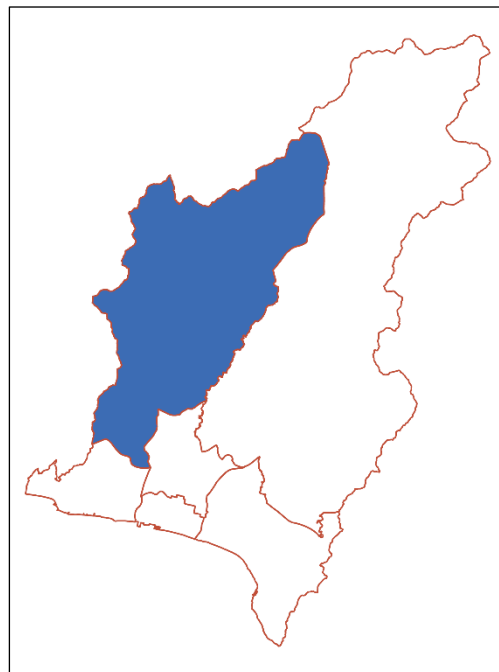


図 5-6 地域づくりの方針図（東川地域）

## 5.7 畑山・栃ノ木・尾川地域

### 〔1〕地域の概要

|                                                                                 |                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 地域面積                                                                            | 約 9,372ha（図上計測） |
| 人口                                                                              | 179 人           |
| 世帯数                                                                             | 93 世帯           |
| 人口密度                                                                            | 約 0.02 人／ha     |
| 高齢化率                                                                            | 29.6%           |
| ※人口・世帯数：平成 27 年度国勢調査、世帯数は総世帯数<br>※人口密度：地域の居住人口／地域面積により目安として算出<br>（面積は可住地面積ではない） |                 |



畑山・栃ノ木・尾川地域は、安芸市の北西部に位置します。東部は東川地域及び土居・僧津、井ノ口、川北乙地域、西部は香南市、芸西村、南部は穴内、赤野地域、北部は香美市に接します。

地域の人口は 179 人であり、6 地域の中で最も少なく、市全体の約 1.0%となっています。高齢化率は、29.6%であり、東川地域に次いで高い地域です。（安芸市平均高齢化率 24.8%）

地域全域が都市計画区域外にあたる中山間地域で、ゆず栽培が盛んです。地域中央部には安芸川が流れ、沿川には県道安芸物部線、県道畑山栃ノ木線が整備されています。

なお、安芸川沿川の畑山・栃ノ木・尾川には、土砂災害危険箇所が分布しています。

#### 【資源・長所】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- 人のつながりが深く、協力しあう地域柄
- 地域活動が豊富（公民館が活動拠点、活動は、モーニング（朝食）、クリスマス会、地区民運動会、バス旅行、鍋・焼肉などの宴会、夕涼み会、「山援隊」（協力隊）のコンニャクづくり、伝統行事など）
- 自然が自慢（山、川が身近で、空気が良い、川がきれい、水がきれい、静か、夜の散歩、虫の声、街灯がないので星がきれい、あゆ釣り、ホタルが楽しめる）
- 豊かな自然の恵み（魚、野菜、山菜（イタドリ、タケノコなど）などがとてもおいしく、ゆず、なすなどの基幹産業が地域に根付いている）

#### 【住民から見た課題】（平成 30 年度市民ワークショップより）

- 個人の負担が大きくなる地域活動（若者が少なく、個人への負担が集中、老後の活動が不安）
- マイナス面もある自然の暮らし（鹿、猿の出没、一部釣り人のマナーが悪化）
- 暮らしの不安（水道がない、店がない、夜開いている店がない、交通が不便、携帯の通話地域は畑山公民館周辺のみ、郵便ポスト、公衆電話がない、犬のしつけが悪い）
- 災害への不安（豪雨などで道路などの災害が多く、畑が修復できない）
- 雇用の不足（耕作放棄地や空き家が増加、仕事や産業は地域外）

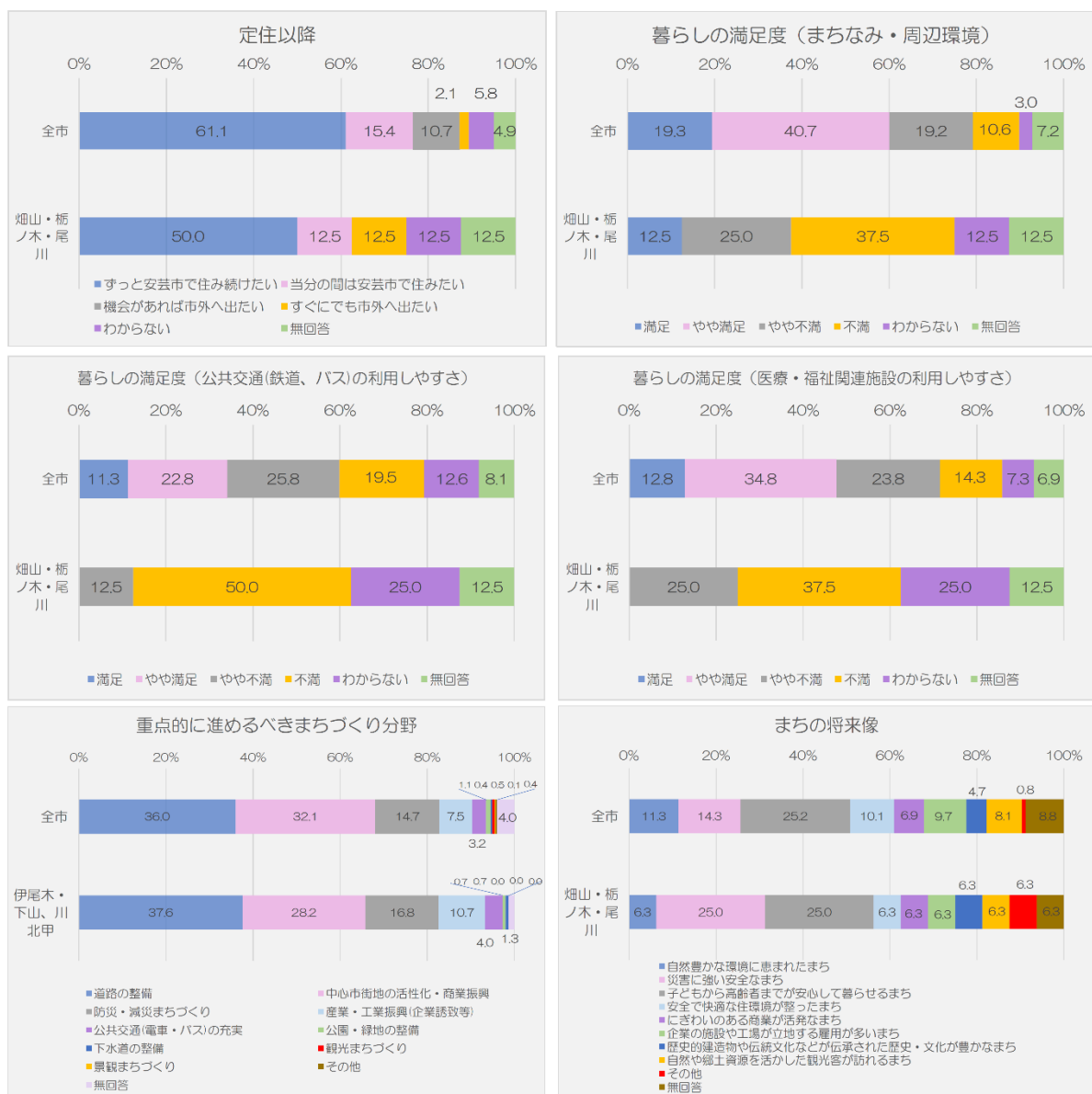
《安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査（平成 30 年度）》

【定住意向】定住意向（「住み続けたい」「当分の間は住みたい」）は 62.5%であり、全市（76.5%）より低くなっています。

【暮らしの満足度】まちなみ・周辺環境への満足度（「満足」「やや満足」）は 12.5%であり、全市（60.0%）に比べ、著しく低くなっています。特に、都市機能である公共交通は不満度（「やや不満」「不満」）が 62.5%と高く、全市（45.3%）を超えています。医療・福祉関連施設も不満度（「やや不満」「不満」）が 62.5%と高く、全市（38.1%）を超えています。

【重点的に進めるべき分野】「道路の整備」「防災・減災まちづくり」「公共交通（電車・バス）の充実」が重視されています。（各 37.5%、25.0%、25.0%）

【まちの将来像】「災害に強い安全なまち」「子どもから高齢者までが安心して暮らせるまち」が上位を占めます。（各 25.0%、25.0%）



## 〔2〕地域の主要課題と将来像

### 《地域の主要課題》

#### ○集落、道路・林道等の基盤整備の遅れ

- ・集落に応じて老朽管きょの整備や飲料水の管理などが必要です。
- ・道路や林道は、落石や路側崩壊が頻発し、舗装の劣化や橋梁等の老朽化が進んでいます。

#### ○山間の集落には土砂災害危険箇所が分布

- ・畑山・栃ノ木・尾川などの居住地付近には土砂災害危険箇所が分布しており、土砂災害・落石、水害や鳥獣被害等の山地の災害が懸念されます。

#### ○高齢化の進展、担い手不足により、地域の維持が困難

##### （生活環境の維持が困難）

- ・上尾川中学校、上尾川小学校の休校のほか、空き地・空き家の増加が顕著です。また、地域は無医地区であり、地域住民の医療機会の確保や高齢者の要介護状態を未然に防ぐことなどにより、地域の暮らしの維持が必要です。

##### （農林業の維持が困難）

- ・耕作放棄地の増大、森林の荒廃などにより、農林業の維持が困難になっています。

##### （地域間交流・地域文化の担い手不足）

- ・家族、地域の相互扶助機能等の地域コミュニティの弱体化が顕著であり、地域活動の担い手が不足しています。

### 《地域の将来像》

#### 《地域の将来像》

元気いっぱいのふるさと畑山・栃ノ木・尾川

・自然が自慢のふるさと畑山・栃ノ木・尾川

山援隊とともに暮らす山

栃ノ木公民館のイルミネーション



#### 《地域づくりのテーマ》（平成30年度市民ワークショップより）

- ・弱みを強みにする逆転の発想で人材を育てる拠点となる地域（定住・移住を進めることが必要、勉強、研究、創作など世間と隔絶する環境のメリットを最大限活用）
- ・宝物がたくさん隠れている山・畑山づくり（美しい星空の下、人の思い合いがある地域）



### 〔3〕 地域づくりの方針と分野別方針

#### 《地域づくりの方針》

##### ○畑山・栃ノ木・尾川などの生活拠点におけるインフラ系施設の維持、管理

- ・畑山・栃ノ木・尾川などの生活拠点となる集落において、暮らしに必要な供給処理施設や生活利便施設などの維持管理を推進し、地域の拠点としての集落の維持を図ります。
- ・地域と安芸市中心部を結ぶ道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。また、落石や路側崩壊、舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応が必要です。

##### ○自然災害から集落を守る取組により、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進

- ・土砂災害の危険のある集落の安全対策について検討します。

##### ○山援隊と地域を支える「小さな拠点」の形成

- ・地域ぐるみで暮らしや高齢者等を支える体制づくりとして、「小さな拠点」の形成を検討します。

#### 《地域の実現方策のアイデア》（平成 30 年度市民ワークショップより）

- ・空き家を活用したお試し住宅（移住PR+拠点）
- ・道路の整備が必要
- ・自然の活用・クリーンエネルギーの活用（外からの人が参加出来る自然を使った畑山～栃ノ木間のウォークラリー、山道整備によりツーデーウォークや散歩のルートづくり、あゆ釣り、川で泳ぐなどの自然の活用、尾根を活用した風力発電などのクリーンエネルギー発電の推進）
- ・耕作放棄地を使いたい人に貸せる仕組みづくり
- ・仕事のマッチングシステムの構築
- ・交流・イベントでにぎわいを創出（イルミネーション、水車などの人手がいない設置型の施設、家族がゆっくり遊べる所、地域の若い人が交流出来るイベント、ビアガーデン、マルシェ、日曜市、青空市、フリマなどの交流の場、国虎没後 450 年を記念して地元縁のある有名人の招致や大正琴を学ぶ場の復活、交流の場への移動販売カフェ等の誘致）
- ・弱みを強みに変える発想・アイデア（安芸市の英語圏化、電波の届かない地域特性を活用、公民館、集会所、市民会館、図書館、商工会館などのスペースの活用により、都会と隔絶した場所での勉強環境の提供など）

## 《分野別方針》

### 【新たな地域づくり】

#### ①「小さな拠点」としての取組による安心した暮らしの形成

- ・「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○「小さな拠点」形成への取組について検討

- ・既存集落等へ生活サービスを効率的に提供するとともに、地域の支え合い活動の推進に有効な制度として「小さな拠点」の形成や活動について検討

##### ○医療・福祉・教育機能の維持

- ・地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりとして、健康づくり、高齢者が生きがいをもって暮らせるまちづくり、在宅生活の支援と介護予防の推進について検討
- ・公民館や集会所を活用した生涯学習の充実
- ・公共交通手段としての「元気バス」の継続・確保

### 【都市防災】

- ・土砂災害等の危険性のある地域は、土砂災害防止への取組などにより、自然災害に強い地域づくりを進めます。
- ・自主防災組織の防災学習会などにより、防災意識の向上を図ります。

#### 《主要施策》

##### ○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備
- ・消防団等の消火活動の拠点となる消防屯舎の整備の推進

##### ○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動の実施による防災意識の向上

##### ○災害予防対策

- ・土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所の把握、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの推進

### 【土地利用】

農業環境の継続・充実を図ります。また、空き地・空き家などの有効な活用について検討し、地域産業の活性化や雇用の確保を図るとともに、定住者・移住者が安心して子育てや健康に暮らせる田園集落環境を確保します。

### ○自然的土地利用における住居系ゾーン

- ・公民館、集会施設、バス停周辺等の生活拠点への生活利便施設の維持、集約
- ・空き地・空き家対策として、ＵＩターン者、就農者へのマッチング等による移住・定住のための住宅の供給、移住者の受け入れ環境の整備

### ○農業・漁業系ゾーン

- ・農業生産基盤の維持・充実、鳥獣被害防除対策の推進
- ・担い手農家の受け入れに向けた耕作放棄地等の活用、農地集積の検討、営農体制の整備

### ○自然環境系ゾーン

- ・水源涵養としての森林の保全

### ○居住に適した土地利用の検討

- ・居住に適した土地利用条件の検討（居住に適さない、あるいは検討が必要な「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」等の地域の確認）

## 【都市施設等】

### ①中山間地域の交通

- ・中山間地域における道路や林道の改良、橋梁の点検、長寿命化などについて、適正な維持管理を検討します。

#### 《主要施策》

#### ○災害による道路の復旧

- ・落石や路側崩壊箇所の復旧

#### ○老朽化等による道路等の補修

- ・舗装の劣化や橋梁等の老朽化への対応

#### ○狭あい道路の改良

- ・地域と市街地を結ぶ道路：適所での1.5車線化の検討

### ②生活環境

- ・インフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。

#### 《主要施策》

#### ○インフラの適正な維持管理

- ・合併浄化槽等の長寿命化等の対策及び適切な維持管理

#### ○環境保全対策の推進

- ・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入として電気自動車、低燃費車の推進等
- ・環境教育として広報の推進や社会見学等の場の活用
- ・ごみ減量化・資源化、不法投棄の防止などの啓発活動の推進、市民・地域との連携による環境美化の推進

### ③公園・緑地

- ・公民館、集会所などを地域活動やレクリエーションのために活用します。

#### 《主要施策》

##### ○地域活動の場の整備

- ・公民館、集会所などの地域活動やレクリエーションの場としての活用

##### ○協働による公共施設や民有地内における緑化の推進

- ・公民館や集会所などの身近な活動の場などの緑化の推進
- ・市民意識の向上に向けた緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等の推進

### ④農村景観・観光

- ・農地や森林と集落の調和する景観形成を進めます。
- ・援農隊などの支援により、地域間交流を推進します。

#### 《主要施策》

##### ○農地・森林景観の形成

- ・集落をとりまく農地・森林景観などのふるさと景観の保全

##### ○地域間交流・地域文化

- ・山道のツーディウォーク、あゆ釣り、川泳ぎなどの自然とのふれあい、グリーンツーリズム、間伐体験など、地域独自の体験プログラムの充実による地域間交流の広域化、体験観光の事業化

## 〔4〕 地域づくりの方針

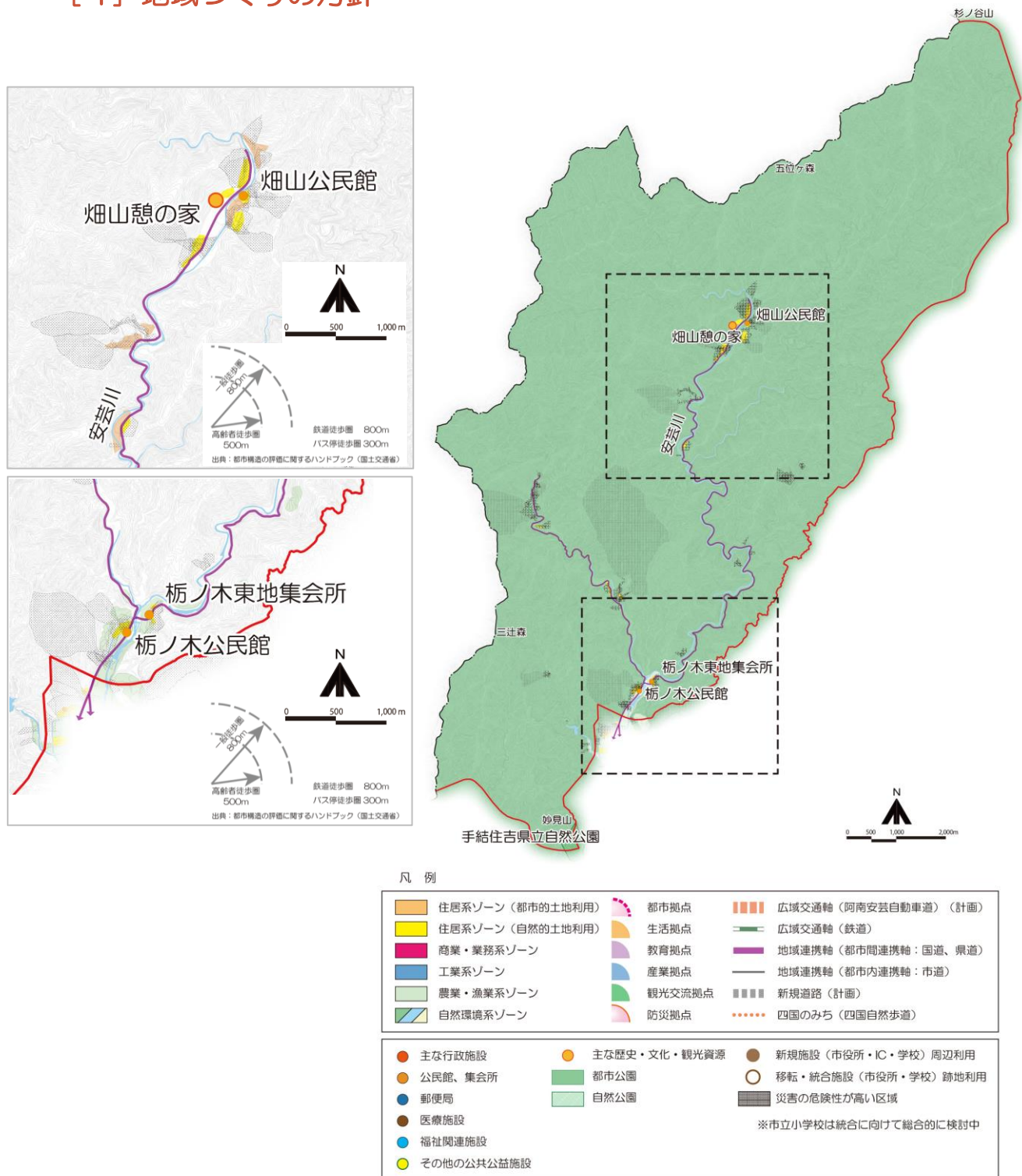


図 5-7 地域づくりの方針図（畑山・栃ノ木・尾川地域）

## 6. 実現化方策

### 6.1 協働のまちづくり

#### 6.1.1 役割分担

安芸市は、都市計画マスタープランの策定にあたって、「安芸市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」（平成31年2月20日）を実施しました。これによると、安芸市の定住意向は74.9%と比較的高いものの、少子高齢化が著しく、特に20歳代の市外への流出など若者の安芸市離れが課題となっています。また、地域とのつながりに関する満足度（51.3%）やまちづくりへの協働の姿勢（53.9%）は半数程度です。さらに、積極的なまちづくりへの参加意向は、わずか8.5%と相当な意識の弱まりをみせています。

このような中、安芸市では地域課題を解決するため、地域担当職員制度を拡充したまちづくり懇談会の継続支援、地域おこし協力隊の配置、大学などの連携協定による外部支援の充実、まちづくり活動拠点（公民館・集会所など）の充実、ボランティア協会の活動支援、自主的な防災組織体制の充実を進めています。

市民が身近な暮らしの場からまちづくりに関心を持ち、市民相互の交流や活動機会、自主的・主体的な参加が図れるよう、これら地域コミュニティ組織や事業者、行政が連携し、協働でまちづくりを進めることが、目指すべき将来像を実現するために必要となります。

今後はそれぞれが主体となって、それぞれの役割を果たすことのできる体制づくりを検討し、まちづくりに協働で取り組むこととします。

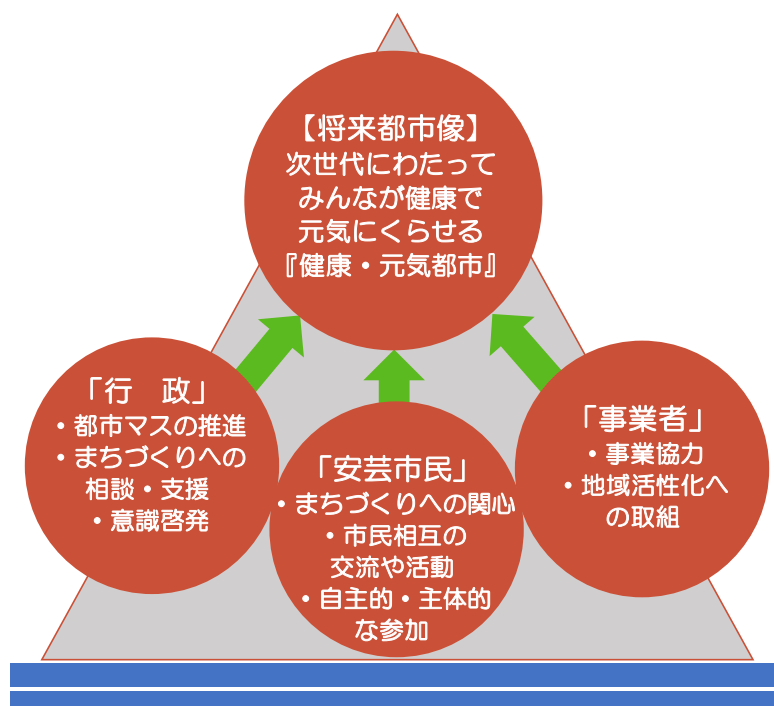


図 6-1 協働のまちづくりの役割分担

## 6.1.2 推進体制の強化

### (1) 協働のまちづくり

市民のまちづくりへの参加意向が少ない安芸市において、安芸市民・事業者・行政等が協働でまちづくりを進めていくためには、全体構想で示された課題や将来像をしっかりと共有し、まちづくりに対する意識の醸成や協働体制の強化を図る必要があります。

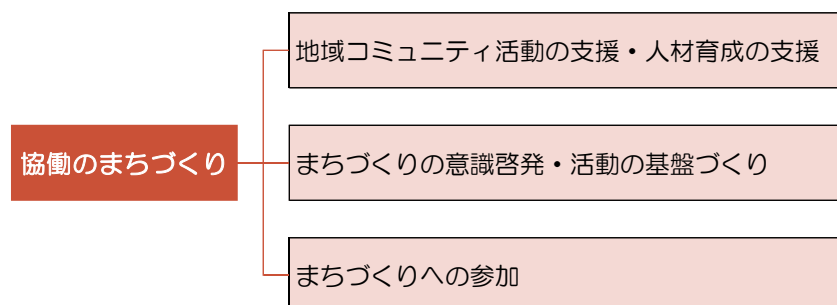


図 6-2 協働のまちづくりの推進

#### ○地域コミュニティ活動の支援・人材育成の支援

地域住民や各種団体等が自主的にまちづくり活動を進めていくためには、まちづくりに係るセミナーなどの開催やワークショップ活動などを通じて、まちづくりに関わる人材育成の支援を図ります。

#### ○まちづくりの意識啓発・活動の基盤づくり

地域の課題を解決し、目指すべきまちづくりを進めるには、地域住民や事業者等の率先した取組が必要です。このため、引き続き広報や広聴の充実を図り、まちづくりの気運を高めます。

また、市民が身近なところからまちづくりに関心を持ち、地域相互の交流や活動機会、自主的な参加が図れるよう公民館・集会所、集落活動センター等の充実や様々なコミュニティ活動支援など、まちづくり活動の基盤づくりに取り組みます。

#### ○まちづくりへの参加の支援

安芸市総合計画及び安芸市都市計画マスタープランのようなまちづくり計画や、公民館や集会所で行われる支え合いの地域づくりなどへの参加機会をより一層推進します。これらの活動をとおして、一緒に話し合う機会を提供し、市民・事業者・行政等が協働でまちづくりに取り組むための体制を強化します。

#### ○まちづくり体制の連携強化

安芸市都市計画マスタープランの策定にあたっては「安芸市都市計画マスタープラン策定委員会」を設置しています。ここでは、学識経験者、県建設業協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、観光協会などのまちづくり関連組織、副市長及び高知県都市計画課、市役所関係各課などの庁内組織など、広い分野のまちづくり関連組織により将来のまちづくりについて検討しました。

今後は、これら横断的なまちづくり体制を活用しつつ、さらなる連携強化を図り、関連組織・関連課と協議・調整のうえ、まちづくりを推進します。

## 6.2 都市計画マスタープランの運用

### 6.2.1 まちづくりの方針としての位置づけ

#### (1) 都市計画の方針としての活用

安芸市都市計画マスタープランは、安芸市の将来都市像を示すとともに、整備課題への対応及び諸施設の計画等を定めた都市づくりの方針と位置づけられます。また、実現に向けての協働のまちづくりの方針として位置づけ、その活用を図ります。

今後は、この安芸市都市計画マスタープランを都市計画の運用や都市整備に向けて、積極的に活用していきます。特に、市の課題である都市計画区域の見直し、今後の都市施設の決定・変更や適切なまちづくりに向けての地区計画の検討などについて、住民意向を勘案しつつ、本計画に基づき検討を図ります。

#### (2) 地域別のまちづくりの方針としての活用

地域別構想は、安芸市全体構想の整備の方向と整合したまちづくりの方針として編集しています。今後は、この地域別構想を地域の身近な課題解決のための方針として、住民参加を進めながら活用していきます。

### 6.2.2 進行管理と見直し

#### (1) 進行管理・評価

全体構想や地域別構想に位置づけた各事業などの進行管理を適正に行う必要があります。特に安芸市においては、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路等・安芸西 IC（仮称）・安芸中 IC（仮称）・安芸東 IC（仮称）の整備、新たな交通体系の整備や、防災対策の強化などにより、まちは大きく変貌していきます。

今後は、これらのまちづくりの進捗等を踏まえ、計画見直しの必要性が生じた場合には、柔軟な対応が必要です。この場合、学識経験者、まちづくり組織、市民などから必要に応じ意見を求め、計画の進行管理（PDCA）を実施します。

#### (2) 都市計画マスタープランの見直し

安芸市都市計画マスタープランの示す都市の姿は、おおむね 20 年後（令和 22 年／2040 年）とし、都市施設などの整備に係る施策はおおむね 10 年（令和 12 年／2030 年）以内を目指しています。計画の推進にあたっては、都市づくりの方針等に基づくまちづくり施策や事業の進捗状況を点検・評価しながら、社会情勢やまちの変化に対応する必要があります。

今後は、まちづくりの進捗状況などを勘案し、概ね 5 年サイクルを基本とした PDCA を取り入れ、施策の見直しを図っていきます。

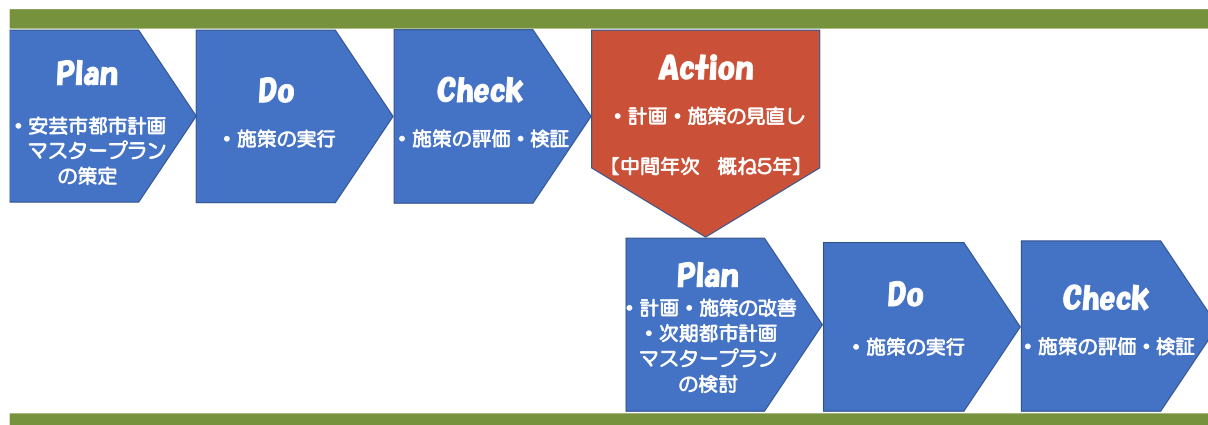


図 6-3 PDCA

## 6.3 実現の方策

### 6.3.1 まちづくりの手法

安芸市都市計画マスタープランは、中心市街地の位置する都市計画区域のみならず、中山間地域を含む安芸市全体を対象とした都市の姿を示しています。

安芸市都市計画マスタープランで示す方針を実現する主な手法は、都市計画区域内や中山間地域などに応じて、都市計画法などの規制・誘導による手法や各種事業手法などを活用します。

#### (1) 白地地域における土地利用の規制・誘導手法

安芸市の都市計画区域は、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域です。安芸市では、これまでに都市計画法に基づく土地区画整理事業などのある程度まとまった地区の面的整備を行ってきており、現在は道路、公園、供給処理施設などの都市施設の整備を進めています。

安芸市では、ゆとりある居住環境や魅力ある景観を維持しつつ、地域の活力が維持できるように、土地利用の規制・誘導手法の活用を検討します。

#### (2) 中山間地域のまちづくり手法

##### 【安芸市過疎地域自立促進計画（平成28年3月）】

安芸市は過疎地域に指定されています。安芸市では、市の各種計画との整合性を図りながら、中山間地域の交通基盤の維持、改修や基幹産業である農林水産業の振興、少子高齢化対策、健康・福祉のさらなる向上などに総合的かつ計画的に取り組むとともに、協働のまちづくりや市街地部との連携をさらに進めます。

##### 【小さな拠点の形成】

中山間地域では「小さな拠点」等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

## 6.3.2 住民主体のまちづくり手法

地域住民や開発事業者等によるまちづくりの手法として、地区計画制度、都市計画提案制度などがあります。

### (1) 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。

策定主体は安芸市であり、市民と一緒に検討します。

地区計画は、地区の目標と将来像を示す「地区計画の方針」と、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていきます。

### (2) 都市計画提案制度

都市計画法第 21 条の 2 により、土地所有者（土地の所有権・借地権を有する者）等の一定の条件を満たす者は、高知県または安芸市に対し、都市計画の決定、変更を提案することができるようになります。

提案できる都市計画の内容は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、及び都市再開発方針等に関するものを除くすべてが対象となっています。

### (3) 協定を活用したまちづくり

住民意見をまちづくりに反映する仕組みには、都市計画法以外にも、建築基準法に基づく「建築協定」や都市緑地法に基づく「緑地協定」などがあります。

#### ① 建築協定（建築基準法に基づく協定）

建築協定は、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、地域の住民が自発的に建築基準法で定められた基準以上のルールを取り決めて、それらを互いに守ることを制度化したものです。

安芸市において建築協定を制定するためには、土地所有者等が建築協定を締結できる旨の条例を定めることが必要です。

協定締結後は、土地所有者が変わってもその後の土地の権利者にも協定の効力が及びます。

#### ② 緑地協定（都市緑地法に基づく協定）

緑地協定は、地域の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全等について結ぶ協定です。都市緑地法第 45 条に基づくもので、建築協定と同様、協定締結後に土地所有者が変わってもその後の土地の権利者に対して協定の効力が及びます。

### ③ まちづくり協定（法律に基づかない協定）

まちづくり協定は、自主的なまちづくりを進めるため、まちづくり推進団体と市町村が締結する任意の協定であり、自治体が定める条例等により協定の効力が発生します。

まちづくり協定に基づき、住民、事業者、行政等の各主体がそれぞれの役割のもとで「協働のまちづくり」を進めることにより、住民の多様なニーズへの対応や地区の実情にあったまちづくりが可能になります。

## 6.3.3 まちづくりの主要事業

今後、全体構想や地域別構想に位置づけた各事業を推進します。

安芸市では喫緊の事業として、市役所の移転、学校統廃合、高規格道路等・安芸西 IC（仮称）・安芸中 IC（仮称）・安芸東 IC（仮称）の整備、新たな交通体系の整備や、防災対策の強化などを進める必要があります。これらの整備を基軸に、今後進めるべき事業を以下に示します。

表 6-1 まちづくりの主要事業

| no. | 事業案                                                     | 目 標 年 度                                                                                       |                                                                            |                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
|     |                                                         | 短期<br>(令和2年度～令和6年度)                                                                           | 中期<br>(令和7年度～令和11年度)                                                       | 長期<br>(令和12年度～令和21年度)                                     |
| 1   | 都市計画マスタープラン                                             | OP：（計画策定 令和元年度）<br>OD：施策の実行<br>OC：評価・検証<br>OA：中間年次：計画・施策の見直し<br>OP：計画・施策の改善、新たな都市計画マスタープランの検討 | OD：施策の実行<br>OC：評価・検証<br>OA：最終年次：計画・施策の見直し<br>OP：計画・施策の改善、新たな都市計画マスタープランの検討 | OD：施策の実行<br>OC：評価・検証<br>OA：目標年次：計画・施策の見直し<br>OP：（次期計画の策定） |
| 2   | 立地適正化計画・地域公共交通網形成計画                                     | ○都市計画マスタープランの実行計画としての「立地適正化計画」の策定                                                             | ○「立地適正化計画」の推進                                                              | ○（次期計画の検討）                                                |
| 3   | 新市役所建設・統合中学校建設                                          | ○市役所建設計画・建設・供用開始（令和5年度）<br>○市立新統合中学校建設計画・建設・供用開始                                              | ○市役所・市立新統合中学校周辺の地区計画の検討                                                    |                                                           |
| 4   | 都市計画区域の見直し（県）                                           | ○市役所建設、市立新統合中学校と連動した都市計画区域の見直しの検討                                                             | ○検討結果に応じて都市計画区域の見直し・設定                                                     |                                                           |
| 5   | 市役所・中学校の跡地活用検討                                          | ○市役所の供用までに跡地利用の検討<br>○学校統廃合並びに跡地利用の検討                                                         |                                                                            |                                                           |
| 6   | 中心市街地活性化基本計画                                            | ○立地適正化計画に基づき「中心市街地活性化基本計画」の見直しの検討・実施                                                          | ○「中心市街地活性化基本計画」の見直し・実施                                                     | ○「中心市街地活性化基本計画」の見直し・実施                                    |
| 7   | 道路整備（「安芸中央インター線」「あき病院球場線」「海岸線」「（安芸中IC～県立あき総合病院への）新ルート」） | ○道路整備を推進                                                                                      | ○道路整備を推進                                                                   | ○道路整備を推進                                                  |
| 8   | 安芸中IC（仮称）南側土地利用検討                                       | ○安芸中央インター線の整備に伴う地区計画（治土地利用）の検討                                                                | ○検討結果に応じて地区計画に沿った協働のまちづくり                                                  | ○検討結果に応じて地区計画に沿った協働のまちづくり                                 |
| 9   | 安芸中IC（仮称）・あき総合病院前駅（仮称）                                  | ○あき総合病院前駅（仮称）整備                                                                               | ○安芸中IC（仮称）開通                                                               |                                                           |

## 7. 資料編

### 7.1 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会策定経過

| 時 期                                      | 事項                 | 検 討 内 容                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H30 年<br>10 月 23 日                       | 第 1 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱、委員長及び副委員長の選出</li> <li>・都市計画マスタープランについて（都市計画マスタープランについて、策定スケジュール、安芸市の現状の概要（現況、関連計画）、現行の都市計画マスタープランの検証の概要）</li> <li>・計画策定の方向性（主要課題及び将来都市像の意見交換）</li> <li>・市民アンケート、市民ワークショップの実施方針</li> </ul> |
| H30 年<br>11 月 9～30 日                     | 市民アンケート            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のまちづくりに対するニーズや意見の把握</li> <li>・2,000 人（無作為抽出）に対し郵送による配布、回収</li> </ul>                                                                                                                         |
| H30 年<br>12 月 14～17 日                    | 第 1 回市民<br>ワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの課題について</li> <li>・市内 6 地域ごとに実施</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| H31 年<br>2 月 6～7 日                       | 第 2 回市民<br>ワークショップ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決方策、安芸市及び地域の将来像について</li> <li>・市内 6 地域ごとに実施</li> </ul>                                                                                                                                       |
| H31 年<br>2 月 20 日                        | 第 2 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安芸市の現状整理</li> <li>・現行都市マスタープランの検証結果</li> <li>・市民アンケートの実施結果</li> <li>・市民ワークショップの実施結果</li> <li>・主要課題及び将来都市像の検討</li> </ul>                                                                        |
| H31 年<br>4 月 16 日                        | 都市計画審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| R 元年<br>5 月 31 日                         | 第 3 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告、策定スケジュール</li> <li>・全体構想骨子案の検討</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| R 元年<br>7 月 26 日                         | 第 4 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体構想案の検討</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| R 元年<br>10 月 8 日                         | 第 5 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想案の検討</li> <li>・実現化方策案の検討</li> <li>・市民説明会、パブリックコメント等の実施方針</li> </ul>                                                                                                                       |
| R 元年<br>11 月 12 日                        | 市民説明会              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別構想案</li> </ul>                                                                                                                                                                              |
| R 元年<br>12 月 11 日<br>～令和 2 年<br>1 月 10 日 | パブリック<br>コメント等     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ等</li> </ul>                                                                                                                                                                            |
| R 2 年<br>2 月 14 日                        | 第 6 回<br>策定委員会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民説明会、パブリックコメント等の実施結果</li> <li>・計画書の最終案の確認</li> </ul>                                                                                                                                          |
| R 2 年<br>2 月 20 日                        | 都市計画審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終報告</li> </ul>                                                                                                                                                                                |

## 7.2 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

| No. | 選出区分                  | 部門  | 氏名                 | 職                      | 備考  |
|-----|-----------------------|-----|--------------------|------------------------|-----|
| 1   | 学識経験を有する者             | 有識者 | サカモト ジュン<br>坂本 淳   | 高知大学理工学部地球環境防災学科<br>講師 |     |
| 2   |                       | 建築  | カドワキ タツヤ<br>門脇 達也  | 1 級建築士                 |     |
| 3   | 市の区域内の公共的団体又は市民団体の役職員 | 建設  | ヤマモト コウハイ<br>山本 剛平 | (一社) 高知県建設業協会<br>安芸支部  |     |
| 4   |                       | 福祉  | ヨコタ カズノリ<br>横田 和典  | (福) 安芸市社会福祉協議会         |     |
| 5   |                       | 農業  | オハラ セイジ<br>尾原 誠治   | 高知県農業協同組合 安芸地区本部       |     |
| 6   |                       | 産業  | マツモト タケシ<br>松本 健   | 安芸商工会議所                |     |
| 7   |                       | 観光  | コマツ ミノブ<br>小松 身伸   | (一社) 安芸市観光協会           |     |
| 8   | 関係行政機関の職員             | 高知県 | アキモト ケンイチ<br>秋元 建一 | 土木部都市計画課 課長補佐          |     |
| 9   |                       | 副市長 | タケハ フミカズ<br>竹部 文一  | 副市長                    |     |
| 10  |                       | 市職員 | オカダ コトヨ<br>岡田 琴代   | 市民課 地域包括支援センター 所長      |     |
| 11  |                       | 市職員 | クニトウ ミキコ<br>国藤 美紀子 | 福祉事務所 所長補佐             |     |
| 12  |                       | 市職員 | カドタ マサキ<br>門田 将樹   | 福祉事務所 障害ふくし係 係長        |     |
| 13  |                       | 市職員 | オオノ タカシ<br>大野 崇    | 企画調整課 課長補佐             | H30 |
| 14  |                       | 市職員 | ウネ アキトシ<br>宇根 祥智   | 企画調整課 企画係 係長           |     |
| 15  |                       | 市職員 | キタムラ トモミ<br>北村 朋美  | 商工観光水産課 商工観光係 係長       |     |
| 16  |                       | 市職員 | スミダ ジュン<br>角田 淳    | 財産管理課 財産係 係長           | H30 |
| 17  |                       | 市職員 | ヤスタ ユウキ<br>安田 優希   | 財産管理課 財産係 係長           | H31 |
| 18  |                       | 市職員 | コマツ ジン<br>小松 仁     | 財産管理課 住宅係 主幹           |     |
| 19  |                       | 市職員 | コマツ マサヒロ<br>小松 正浩  | 危機管理課 危機管理係 係長         |     |
| 20  |                       | 市職員 | オカムラ タダシ<br>岡村 忠志  | 農林課 課長補佐兼農政係 係長        | H31 |
| 21  |                       | 市職員 | ナカタ ユウスケ<br>仲田 裕介  | 上下水道課 下水道係 補佐兼係長       | H31 |

※関係行政機関の職員の役職は、委員委嘱時点の役職

## 7.3 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### 安芸市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 18 条の 2 の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である安芸市都市計画マスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の策定にあたり、広く関係者の意見を反映するため、安芸市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) マスタープランの策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、マスタープランに関し必要な事項(組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 名以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市の区域内の公共的団体又は市民団体の役職員
- (2) 行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱または任命の日から平成 32 年 3 月 20 日までとする。

2 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第 3 条に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の委員長及び副委員長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、策定委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報償費)

第 7 条 委員には、報償金として日額 4,500 円を支給する。ただし、学識経験者については日額 15,000 円とし、官(行政機関)に属する者については、これを支給しないものとする。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、都市計画の事務を所掌する課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 22 日から施行する。

令和 2 年 3 月  
安芸市都市計画マスタープラン

安芸市建設課自動車道推進室  
〒784-8501  
高知県安芸市矢ノ丸 1 丁目 4-40  
TEL 0887-35-1014  
FAX 0887-35-4445  
Mail : jidoshado@city.aki.lg.jp

# 安芸市都市計画マスタープラン

